

2022年度に向けた

「政策・制度要求と提言」

に対する回答書

(6 地区連合)

2022年5月

川崎地域連合

目 次

各地区連合

川崎中央地区連合

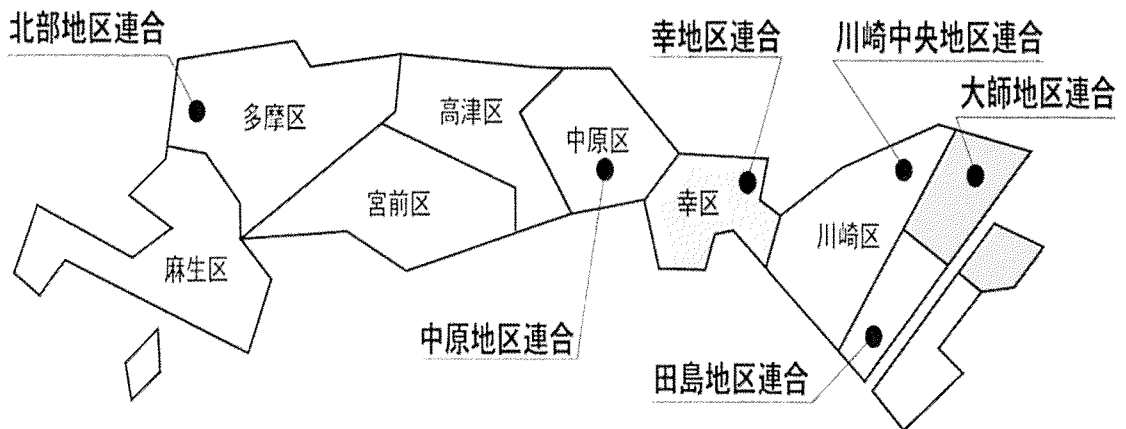
大師地区連合

田島地区連合

幸地区連合

中原地区連合

北部地区連合



川崎中央地区連合

川崎中央地区連合

「2022年度に向けた政策・制度要求」(対区要請事項)

<道路・交通>

1. 駐輪を含めた自転車対策の強化について

<継続>

ア) 川崎駅周辺では、有料駐輪場の設置や行政による積極的な自転車駐輪対策の取り組みにより、以前に比べ特に駅前の違法駐輪は減少し、市役所通りに自転車通行帯が設置されたことにより、自転車と歩行者との歩車分離の状態が推進していると感じます。また、新川通りにおいても東京側と昨年には横浜側の時間利用駐輪場が整備されたと思いますが、設置後の状況についてどう変わったか教えてください。整備後においても、まだ商店街や駅前以外の場所に自転車が放置されており、押し歩きエリアの乗車走行など、依然として歩行の妨げになっている状況を見受けられます。マナーを含めた自転車使用による全体的な啓発を含めた対策の強化を求めます。この対策は自転車利用者(市民)の協力そして意識改革が不可欠であると考えますので、新たな取り組みがあれば教えてください。

また、時間利用駐輪場と公道との間の植栽管理については、清掃を行っているとのことでしたが相変わらず状態が悪く、空き缶やゴミが多数不法に投棄されています。注意喚起を含めた対策を求めます。

川崎区役所回答 (危機管理担当)

自転車乗車時におけるマナーについて回答します。

川崎区では、地域の方々や警察、関係機関と連携し、各季の交通安全運動や強化月間中に街頭キャンペーンを実施し、自転車走行ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけるとともに、区への転入者等への地域情報を提供する「川崎区マップ」において、自転車利用のルール・マナーを周知・啓発する記事を掲載したほか、小学校等での自転車の安全な乗り方教室等の開催、中学校・高等学校等での「スクエアード・ストレート方式」の交通安全教室を開催し、啓発・教育活動を行っています。

今後も、こうした啓発・教育活動を通じて、ルールの遵守とマナーの向上を引き続き訴えてまいります。

川崎区役所回答 (道路公園C)

川崎市では、安全で住みよい生活環境を維持・向上させることを目的として、昭和62年10月1日から「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」を施行し、自転車等の放置による危険又は障害を除去することにより、歩行者等の通行の安全と円滑及び災害時における緊急活動の場の確保を図っているところです。

川崎駅周辺につきましては、1つ目に、この条例により放置禁止区域に指定しており、放置自転車の撤去活動を実施しています。

2つ目に川崎駅周辺等の要所に整理誘導員を配置すること及び関係団体と連携することで、自転車利用者に対してマナーの啓発や各駐輪施設への案内誘導を実施しています。

3つ目に周辺の商店街や警察と連携した合同パトロールや放置自転車クリーンキャンペーンなどによる啓発活動についても積極的に実施しています。

しかしながら、市による撤去を逃れるために放置自転車を一時的に移動したり、市の撤去活動の合間を縫って自転車を止めるなどの利用者があるなど、放置が十分に解消されていない部分が依然としてあることから、今後も撤去・啓発活動を継続的かつ効果的に実施し、放置自転車削減に努めてまいります。

次に、押し歩きエリアでの乗車走行についてですが、押し歩きエリアである川崎駅東口駅前広場においては、関係団体と連携し、乗車走行者に対し押し歩きを呼びかける啓発活動を日々行っており、一定の効果がみられているところですが、ご指摘のとおり、なおも乗車走行者が散見されているところです。これは、当該広場が自転車は押し歩きエリアであると自転車利用者に認識させる周知・啓発物等がないことが影響しているものと考えます。そのため、当該広場に押し歩きを促すための路面標示を要所に設置する工事を本年度中に実施することで、当該広場が自転車押し歩きであるとの周知と啓発の強化を図ります。

最後に、市役所通りにおける植栽の管理につきましては、歩道の植栽帯及び中央分離帯の清掃を行っている他、車道及び歩道の清掃を実施しているところです。今後も関係局と連携し、川崎駅周辺の清掃活動による職員の意識改革と周辺事業者の意識向上、また銀杏の散乱対策など、引き続き環境改善意識の向上に努めてまいります。

市民文化局回答

自転車を利用する方に対し、交通ルールの周知、安全マナーの向上を図ることは、重要な課題として認識しております。

そのため、本市では、各季の交通安全運動等の機会を捉えた各種啓発活動をはじめ、主に小学校3年生を対象とした「自転車の安全な乗り方教室」、主に中学生・高校生を対象とした「スクエアドストレイト方式交通安全教室」を実施しているほか、イベントにおいて自転車シミュレーター等の機器を利用した交通安全教育を行う等、各年代に応じた啓発活動を実施しています。

また、自転車交通事故多発地域を中心に「自転車マナーアップ指導員」が巡回し、ル

ール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しているほか、保育園等の保護者へ向けたチラシ配布など、様々な機会を捉えて啓発活動を行っています。今後も、県警察や関係機関等と連携を図り、交通安全教室や啓発活動を通じて、自転車マナーの向上に取り組んでまいります。

建設緑政局回答

新川通りの通行環境等の整備後の状況につきましては、歩道における歩行者と自転車の通行空間の分離による安全性・利便性が向上したことに加え、放置防止対策として時間利用駐輪場の整備や啓発活動などにより放置自転車の削減効果があらわれているところでございます。

しかしながら、商店街等において、買い物を目的とした短時間の放置自転車が一定数見受けられることから、時間利用駐輪場が2時間無料で御利用いただけることについて、チラシ等の配布を行うなど、商店街にも御協力頂きながら駐輪場への案内・誘導を適正に行っているところでございます。今後も、放置自転車の削減に向けて、啓発活動等の充実を図りながら、より一層の放置防止対策を行ってまいります。

また、川崎駅東口駅前広場周辺の自転車押し歩きエリアにつきましては、これまで定期的なキャンペーンの実施に加えて、押し歩きエリアを明示する路面シールの充実や、自転車の走行を抑制するラバーポールを設置など、適宜、安全対策を実施しているところでございます。いまだ危険な走行が一部で見受けられ、ルール・マナーの周知・徹底が重要と考えていることから、自転車利用者への声掛けの充実や様々なイベント機会などを通じた効果的な啓発活動を推進してまいります。

イ) 県道川崎町田線（市電通り）の JR 架橋下（アンダーパス）の歩道は下っているので、物凄い勢いで数多くの自転車が走行しています。現状は、歩道が狭く歩行者との接触も発生しているため、何らかの規制、もしくは、安全運転を周知するための具体的な対策（看板設置等）を求めます。過去の回答では路面に「自転車徐行」の標示をしているとのことでしたが、自転車使用者にはあまり視野には入っていないようです。他の架橋下のような事故が起きてからでは遅いと思います。交通安全等の全体の対策も必要ですが、ピンポイントの対策を求めます。 (P 1 1)

川崎区役所回答 (危機管理担当)

川崎区では自転車利用者へのルール・マナーの向上を呼びかける自転車マナーアップリーフレットを作成し、自転車は原則車道の左側を通行し、歩道を通行して良い場合でも歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行するように周知しています。交通安全の啓発・教育活動を継続して実施し、ルールの遵守とマナーの向上を引き続き訴えてまいります。

川崎区役所回答 (道路公園C)

自転車のスピード抑制対策につきましては、これまで平成27年度に「自転車スピード落とせ」の看板を4基設置、平成28年度にアンダーパスの歩道部へ降りる階段との交差点2箇所にTマークの路面標示、平成30年度に歩道2箇所に「自転車徐行」の路面標示、さらに令和2年12月に自転車に対する注意シールを11枚設置し、注意を促してきました。

今回の御意見を踏まえながら、引き続き現地の状況に応じて対応してまいります。

市民文化局回答

自転車乗車中の交通事故防止や自転車の安全で適正な利用を促進するため、本市では、各季の交通安全運動等の機会を捉えた各種啓発活動をはじめ、各年代に応じた交通安全教室を実施しているほか、イベント等において自転車シミュレーター等の機器を利用した交通安全教育を実施しています。

また、自転車交通事故多発地域を中心に「自転車マナーアップ指導員」が巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組や、様々な機会を捉え、自転車の安全利用促進のチラシ配布などの啓発活動を行っています。

今後も、県警察や関係機関等と連携を図り、交通安全教室や啓発活動を通じて、自転車マナーの向上に取り組んでまいります。

ウ) 自転車の車道乗り入れが増加しており、自転車運転者の道路交通法違反やマナー違反が横行している現状に対し、ルール・マナーの啓蒙・啓発に努めること。また、現在、路線バスや運送業車両との事故・トラブルが多発しており、特に、急な飛び出し等による接触事故を回避するために、やむを得ず急制動・急ハンドル操作を行うことで車内事故等二次事故も発生しておりなかなか改善が見られないことから、行政と警察が連携し悪質違反者への指導をより一層強化することを求めます。

川崎区役所回答 (危機管理担当)

自転車乗車時におけるルール・マナーについて回答します。

川崎区では、地域の方々や警察、関係機関と連携し、各季の交通安全運動や強化月間中に街頭キャンペーンを実施し、自転車走行ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけるなど引き続き啓発を実施してまいります。

また、平成27年6月1日に施行された改正道路交通法における危険行為の防止を呼びかけるとともに、悪質な違反者への指導・取締りにつきましては、所管する川崎警察署及び川崎臨港警察署へ対応を依頼しております。

市民文化局回答

自転車は、原則として車道を通行しますが、自転車利用者に対して交通ルールの周知、安全マナーの向上を図ることは、重要な課題として認識しております。

そのため、本市では、各季の交通安全運動等の機会を捉えた各種啓発活動をはじめ、主に小学校3年生を対象とした「自転車の安全な乗り方教室」、主に中学生・高校生を対象とした「スクエアドストレイト方式交通安全教室」を実施しているほか、イベントにおいて自転車シミュレーター等の機器を利用した交通安全教育を行う等、各年代に応じた啓発活動を実施しています。

また、自転車交通事故多発地域を中心に「自転車マナーアップ指導員」が巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に対して直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しているほか、保育園等の保護者に向けたチラシ配布など、様々な機会を捉えて啓発活動を行っています。

今後も、県警察や関係機関等と連携を図り、交通安全教室や啓発活動を通じて、自転車マナーの向上に取り組んでまいります。

エ) 道路交通法が改正され「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備」がされていますが、自転車利用者に対して改正内容・理由の浸透ができていない現状があります。そういったなか、最近特に食事のデリバリー事業による交通ルール・マナーの低下が見受けられます。簡単に就業できる営利事業による配達教育の盲点が浮き彫りになっており、歩行者との接触事故の事例も報道されています。現在、国から業者等に交通事故防止に係る通知が発出されているとのことでしたが改善が見受けられないので、更なる警察・川崎市の両輪となった取り組みとして業者に対しての指導が必要と考えますが取組みを教えて下さい。

川崎区役所回答 (危機管理担当)

川崎区では自転車のルール・マナーの周知を目的とする自転車マナーアップリーフレットを作成し、自転車利用者への啓発を行っています。また、街頭キャンペーンとして、地域の方々や警察、関係機関と連携し、食事のデリバリー事業を行っている方々を含め自転車利用者に対して直接自転車マナーアップリーフレットを配布することで自転車のルール・マナーの向上を呼びかけています。引き続き、地域や警察と連携した取組を進めてまいります。

市民文化局回答

平成27年6月1日施行の改正道路交通法につきましては、各種啓発活動キャンペーン等でチラシや自転車マナーアップ小冊子を配布すると共に、市ホームページに掲載する等により周知を行っています。

同法改正による講習の主旨が、違反者自身にこれまでの運転行動の危険性や改善点を気付かせ、変容を促すことであることから、本市といたしましても、自転車利用者に対する交通ルールの遵守や走行マナーの向上に向けた啓発活動は重要であると認識しております。

そこで、地域の方々や警察と連携した街頭キャンペーン等を実施するとともに、各年代に応じた交通安全教室の開催などの取組のほか、イベントにおいて「自転車シミュレーター」を使用した体験型イベント等の開催や自転車の安全利用に関するチラシ等を配布するなど、ひとりでも多くの方が目に触れ、感じることができる啓発活動を行っています。

さらに、市内の自転車事故多発地域を中心に自転車マナーアップ指導員が巡回し、信号無視や歩行者用道路での走行など交通ルールに違反した運転者に直接声かけを行い、注意を促しています。

今後も、県警察や関係機関等と連携を図り、啓発活動を通じて、自転車マナーの向上に取り組んでまいります。

オ) 放置自転車等を再利用した自転車貸し出しシステムの構築については、現在、利用実態を把握し、導入効果等について検証しているところだと思いますが、その状況が分かれば教えてください。

建設緑政局回答

本市では、民間事業者主体によるシェアサイクル実証実験を令和3年12月まで実施し、主に駅・公共施設等への移動を目的として利用され、アクセス性・利便性の向上や、公共施設への利用による窓口サービスの向上も図られるなど事業性を含めた効果・有効性が見込まれることを確認したものでございます。

こうしたことから、民間事業者主体の本格運用により、利用しやすい移動手段の一つとしてより多くの方に御利用いただけるよう、一層の普及促進に向けた取組を推進してまいります。

なお、本格運用までの期間においては、円滑な運用につなげるための移行期間として、暫定的にこれまでの運用を継続しているところでございます。

カ) 新川通りなどの企業送迎バス等の乗降については、公共交通の円滑な交通流動を確保するため、小川町バス乗降場を整備し集中化しているところだと思いますが、その後の状況（成果）について教えてください。

まちづくり局回答

小川町バス乗降場につきましては、令和2年11月1日の供用開始後から企業送迎バス等の集約を行っており、昨年度から引き続き企業送迎バス等の乗降による交通混雑の改善や、安全・安心で快適な交通利用環境の向上に取り組んでいるところです。

また、当該乗降場の環境整備として、上屋の設置工事も進めており、全6箇所のうち残り3箇所を実施予定として工事を進めているところでございます。

キ) 塩浜町公園は、公園内に駐輪禁止の看板はありますが、多くの自転車が駐輪しています。その原因は、隣接して「四谷下町」のバス停があり、そのバス停は急行等が停車するバス停であり、また、公園があるため自転車が止められるという状況なので、そこから乗車しようという乗客が多くいると思われます。そのことから、歩道橋の下、及び、公園内に数多くの自転車が駐輪されていますので、取り締まりを行うか駐輪場の整備等の対策を講じることを求めます。

川崎区役所回答 (道路公園C)

塩浜町公園及び隣接道路の区域は、「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」及び「川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則」に基づく、自転車放置禁止区域外になっており、同条例に規定する黄色の警告書を貼付された状態で3日以上放置された自転車に対して撤去することができます。

該当箇所の放置自転車対応として、これまでも何度も警告書の貼付等を実施してきましたが、通勤・通学等の目的による駐輪が多く、警告書を貼付しても3日以内に動かされて、警告書も剥がされてしまうため、ほとんどが撤去に至らず、十分な是正ができていない状況となっており、対応に苦慮しております。

現状としましては、川崎区内バス路線のバス停近辺の放置自転車が多い箇所について同様の問題が生じておりますが、引き続き放置自転車への警告書の貼付及び撤去活動を実施してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

建設緑政局回答

市営駐輪場については、駐輪需要の多い駅周辺において、地域の特性を踏まえ整備を進めております。当該周辺における駐輪場の整備については、多くの課題があることから、今後、関係部署と連携し調査・検討を行ってまいります。

2. 違法駐車を取り締まりの強化について

<継続>

ア)「東扇島」における違法駐車を取り締まりの更なる強化を要望します。運転手が乗車している場合の指導の強化のみならず、放置車両については行政や近隣各企業との連携による違法駐車車両の排除の取り締まり強化が必要と考えます。また、車両の待機場はありますが、待機場への駐車があまりされていないようです。それから駐車違反だけではなく、路上（植栽）に投棄されるゴミ等に対する対策を講じることも求めます。

ここは地域が限られているため、パトロールや清掃委託による対応のみではなく、港湾関連企業自身の全体の問題として、企業責任を含め協議する必要があると考えます。昨年、企業と連携をするとの回答がありましたが、具体的な取り組みがありましたら教えてください。また、港湾局にて監視カメラを設置するとのことでしたが、効果を含めその活用について教えてください。

(P 1 2)

川崎区役所回答 (大師支所地域振興課)

川崎臨港警察署からは、「運転者が乗車したまま路上駐車している車両があります。荷待ちなどのための時間調整や長距離運行のため仮眠する運転者が多いという現状です。警察署としましては、東扇島地区における交通指導取締りを継続するとともに、行政や港湾関連企業等と連携して、川崎臨海部道路等に関する企業・行政懇談会や、東扇島クリーンアップ作戦等を通じて、違法駐車対策や、ごみの不法投棄問題について協議してまいります。」との回答を受けましたので、川崎区役所としても引き続き管轄する警察署等の関係機関とこのような情報を共有しながら、交通安全について推進してまいります。

川崎区役所回答 (道路公園C)

東扇島周辺の道路のうち、川崎市川崎区役所道路公園センターが管理する道路につきましては、路面と歩道の清掃を年に複数回、植栽の除草を年1回程度のほか、市民の方からの情報提供により清掃や除草を適宜実施しております。

また、植栽帯へのゴミのポイ捨てを抑制するための対策として、中央分離帯の植栽を一部撤去して土系舗装にする取組を平成29年度から毎年実施しており、これまでに一定の成果が見られていることから、令和3年度も引き続き実施してまいります。

なお、不法投棄ごみ等により通行の支障がある場合や緊急を要する状況等を発見しましたら、お手数ですが、道路公園センターまで御連絡くださるようお願いいたします。

港湾局回答

違法駐車対策につきましては、令和2年4月から放置車両対策専門の監視指導員（警察OB）を配置し、同年7月から「台切りシャーシ」への「警告フラッグ」の取付を開始しました。令和2年2月20日に確認された86台の台切りシャーシが取組強化後、

3カ月でほぼ皆無となり、現在もその状態が維持されるなど、取組の成果があがっているところです。さらに、令和3年度からは、①放置された中古商品車等の対策、②荷待ちトラック等の対策を重点的に取り組んでおります。このうち、①に関しては、監視カメラで捉えた映像を基に立地企業と連携し、放置された車両に連名の警告書を貼付し、放置が解消された場所に再び放置されないようバリケードを設置しました。その結果、年度当初と比べて、約4分の1にまで減少しております。②に関しては、東扇島内に荷待ちトラック待機所が2か所ありますが、島内中央に位置するマリンプラザ横の待機所は連日、ほぼ満車となるなど利用度が高いものの、もう一つの東駐車場は、比較的余裕があることから、東扇島の立地企業を個別訪問し、荷待ちトラック待機所の利用を促すとともに関係車両の動向について聞き取り調査を行っているところです。

路上（植栽）に投棄されるゴミ等に対する対策については、島内の特にゴミの捨てられやすい場所に監視カメラを設置し、その画像をチラシや本市のホームページで情報発信し注意喚起を行うなど、引き続き不法投棄の抑止に取り組んでまいります。さらに、悪質な不法投棄を発見した際には、警察へ通報してまいります。

また、東扇島の中央交差点については、改良工事に併せて清掃が実施されたことから、ゴミのない状態を維持していきたいと考えております。

今後も、監視カメラの効果的な活用について検証を重ねるとともに、立地企業の協力を得ながら官民合同で、不法投棄防止対策と併せて、違法駐車対策を継続して取り組んでまいります。

イ) 新川通り周辺の安全対策について

新川通り（県道101号）の旧さいか屋前から産業道路前の浜町交差点までは、路上駐車が多く、特に、大島3丁目交差点付近は交差点内にもかかわらず路上駐車が多い状況です。また、歩道に自転車が駐輪しており大変危険であるため、取り締まりの強化を求めます。

(P12)

川崎区役所回答 (危機管理担当)

違法駐車等の交通取締りの権限は警察にあり、警察署による取締りのほか、警察から委託された駐車監視員が駐車監視員活動ガイドラインに示された地域を重点に放置車両の確認事務を実施していると伺っております。

川崎区といたしましても、警察や地域の方々と連携して各季の交通安全運動等におけるキャンペーン等で違法駐車のを防止を呼びかける啓発活動を実施しており、今後も継続して取り組んでまいります。

川崎区役所回答 (道路公園C)

新川通り（県道101号）の国道15号の新川橋交差点から産業道路の浜町交差点の区間

は、「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」により放置禁止区域外となっています。放置禁止区域外では、長期間放置されている自転車で交通の支障や危険度の高いものなど、パトロールでの発見や陳情を受けたものに対して警告書（このまま放置された場合は条例に基づき撤去する旨を記載）を貼付し、3日以上その警告書が貼付された状態で放置されている場合に撤去しています。川崎区管内全域の中で優先度をもって順次対応してまいります。

ウ) 川崎駅周辺の荷卸し車両（2輪・4輪）専用スペースの確保について

川崎駅周辺には、各会社の荷卸しや配達・集荷の車両（2輪・4輪）等が多く駐車しています。駐車違反も発生していますが、各会社とも必要な作業をしているため、荷卸し専用のスペースの確保を求めます。昨年、東口駅前広場をはじめ計3箇所の公共荷さばき場を整備するとの回答がありましたが、具体的な取り組み経過が分かりましたら教えて下さい。

まちづくり局回答

昨年の回答でお示しした川崎駅周辺の公共荷さばき場の3箇所はすでに整備済のものがございます。東口駅前広場及び21-2番バス停（バス停と併用）については、平成22年度に完了しました川崎駅東口駅前広場再編整備にあわせて整備を実施し、供用を開始しております。

新川通りについては、平成26年度の荷さばきの社会実験を踏まえて整備を行っており、荷卸し用のスペースとして運用しております。

また、昨年度に策定した川崎駅東口地区駐車対策推進計画に基づき、荷さばき車等の駐車施設の確保に向けた取組や路上駐車対策等について、関係する団体などと連携を図りながら取組を推進しております。

今後も引き続き、関係者等と連携を図りながら、交通環境の向上に向けた取組を推進してまいります。

エ) 駐車禁止区間でない道路への常駐車両について

川崎区内の多くの場所で、駐車禁止区間でない道路に常に駐車場のよう路上に駐車している車両が見受けられます。（工場等）交通管理者と道路管理者による適正な指導を求めます。
(P13)

川崎区役所回答 (危機管理担当)

違法駐車等の交通取締りの権限は警察にあり、警察署による取締りのほか、警察から委託された駐車監視員が駐車監視員活動ガイドラインに示された地域を重点に放置車両

の確認事務を実施していると伺っております。

川崎区といたしましても、警察や地域の方々と連携して各季の交通安全運動等におけるキャンペーン等で違法駐車防止を呼びかける啓発活動を実施しており、今後も継続して取り組んでまいります。

3. 信号機の設置等（交差点改良）について

<継続>

ア) 東扇島78番地先の交差点は信号機がなく、交差点内に車両が進入し渋滞時の原因になっており、非常に危険なため信号機の設置について要望しています。しかし、「公道と私道が交差する交差点であるため私道を通行する車両に対して信号機を設置して交通整理を行うことは困難」との警察署の回答をいただいておりますが、信号機の設置が無理なら何等かの対応策がないか伺います。その後の取組みあれば教えてください。

また、周辺の道路整備事業の進捗状況等教えてください。(P14)

川崎区役所回答 (大師支所)

川崎臨港警察署からは、「現場道路は、港湾局管理の港湾道路と川崎市管理の川崎市道（公道）とが交差する交差点であるため、公道として信号機の設置ができないほか、交差点としての対応ができません。まずは、港湾道路部分を管理している港湾局に対し、道路を川崎市道への移管をしてもらう必要があります。公道として認定されれば交差点として対応が検討できます。」との回答を受けております。

港湾局回答

東扇島幹線5号道路と東扇島幹線2号道路との交差点の安全対策につきましては、港湾物流の円滑化を図る観点からも、重要であると認識しております。引き続き、交通管理者等と連携を図り、交通信号機の設置など、交差点の安全対策について、調整を進めてまいります。

周辺の道路整備につきましては、東扇島中央交差点の改良について国と協議を進めた結果、国による同交差点の改良が令和3年9月に完成し供用いたしました。

<新規>

イ) 港町駅入口交差点は道路の線形が不規則であり、点滅信号のみなので危険であるため、交差点の改良を求めます。また、最近マンション新設等により居住者が増加したことにより人通りも増えたため、横断歩道に信号機の設置を要望します。(P15)

川崎区役所回答 (危機管理担当)

信号機の設置については警察が所管しているため、当該箇所の信号機を管轄する川崎警察署に伝えてまいります。

川崎区役所回答 (道路公園C)

国道409号の港町駅入口交差点周辺につきましては、直轄国道であるため国土交通省が事業を行っているところでございます。

また、信号機等の交通規制に関する事項につきましては、道路交通法に基づき公安委員会（警察）が管理していますので、それぞれ関係機関にお伝えしてまいります。

4. 道路施設の改善について

<継続>

ア) 多客状況に対応する為、ロングバスの運行が増加しているが、バス停留所直近のガードレールや植栽がバスの乗降口に干渉している箇所が非常に多く、お客様に危険な乗降や不便を強いています。また、車いすでご利用のお客様や、大型のベビーカーに子供を乗せたまま乗車されるお客様への対応にも支障があるため、運行するバスの形態を勘案し安全かつ円滑に乗降できるよう、バス停留所直近のガードレールや植栽の切り込みを改善することを求めます。道路走行環境改善について、道路管理者や交通管理者に要望するとのことでしたが、その後の状況（改善箇所等）を教えてください。

交通局回答

バス事業者として、車いす・ベビーカー利用者等の乗降時の安全と利便性を最大限確保することは、重要なことであると考えておりますので、引き続き関係機関への働き掛け等を行ってまいります。

イ) 大島4丁目交差点の改良要望について歩道橋を撤去する検討があったが、撤去は様々な課題があり有効な解決策が取れないので存続するとの回答でした。それならば、左折矢印付信号機への改良を求めます。また、自転車横断帯を歩行者が常時横断するため車両の通行（左折・右折）に支障が出ているので、その対策を含めた再整備を求めます。

(P16)

川崎区役所回答 (危機管理担当)

信号機の改良については警察が所管しているため、当該箇所の信号機を管轄する川崎警察署に伝えてまいります。

川崎区役所回答 (道路公園C)

大島4丁目歩道橋につきましては、地元町会から撤去を求める要望書が提出された平成27年度以降、関係機関等と撤去に向けた協議を進めてまいりましたが、撤去した場合の様々な課題に対し有効な解決策が取れないことなどから、令和2年度に当該歩道橋については撤去せず存続することとし、他の歩道橋を含めた維持修繕計画に基づき計画的に補修工事を実施していくことになりました。

今後、当該歩道橋の補修工事を検討する一環として、安全で円滑な交差点とするための対策についても、交通管理者である警察と連携し、取り組んでまいります。

ウ) さつき橋バス停の移動について

新川通の皐橋交差点においては、バス専用レーンと左折レーンが同じ車線になっており、また、近くにバス停（さつき橋）がありバスが停車している場合、交差点を左折する時はバスを追い越すかたちになり、接触等の事故が発生する危険性が非常に高いので、バス停の位置の移動を含めた安全対策を求めましたが、バス事業者からは近隣のT字路や駐車場等の関係で移動は困難とのこと、また、交通管理者からは規制の変更は考えていないとのことでした。そう言われても、危険であること自体は変わりありませんので、何らかの対策を求めます。 (P 1 6)

まちづくり局回答

当該バス停を通る路線を運行している川崎鶴見臨港バスに対し、御意見をお伝えいたしましたところ「今後、関係機関と協議してまいります。」とのことでした。

本市といたしましては、交通環境向上に向け、再度、御意見をお伝えしてまいります。

エ) 県道川崎町田線・元木交差点（川崎区南町）の改良について

元木交差点は歩道橋があり、歩行者用の横断歩道の設置がされていなく、自転車横断帯のみが設置されています。そのため、歩行者が自転車横断帯を渡り事故に遭遇している事例もあり、新川橋交差点（国道15号線と県道扇町川崎停車場線）のように、歩車分離交差点への対策を求めます。現在の歩道橋も老朽化しているように見受けられますが、撤去を含めた計画があるか教えてください。また、道路横断者が多いので横断歩道の設置が無理であれば、歩道橋の利用を促す注意喚起等の必要性を感じます。(P 1 7)

建設緑政局回答

元木交差点の歩車分離交差点への対策につきましては、交通管理者である川崎警察署の所管となりますので、そちらへ御要望頂きますようお願いいたします。

また、元木交差点に設置されている歩道橋に関しましては、施設管理者である国土交通省横浜国道事務所の所管となりますので、歩道橋の老朽化に伴う撤去を含めた計画につきましては、そちらへ御要望頂きますようお願いいたします。併せて、道路横断者に対する歩道橋の利用を促す注意喚起の必要性に関しましても、道路管理者である国土交通省横浜国道事務所へ御要望頂きますようお願いいたします。

なお、いただいた御要望につきましては、機会を捉えて各管理者へお伝えしてまいります。

<新規>

オ) 歩道橋の下の十字路に横断歩道と横断歩道がない（自転車通行帯のみ）交差点が存在していますが、片方が渡れてもう片方が渡れない状況だと、自転車通行帯を横断する歩行者が多いと考えます。抜本的な改善策はないのでしょうか。

川崎区役所回答（危機管理担当）

横断歩道のない交差点については、歩道橋を使用しての道路横断、近隣の横断歩道を使用しての道路横断をするように継続した交通マナー啓発が必要と考えます。

また、交差点によってそれぞれ状況は異なることから、個別の要望については引き続き関係部署に伝えてまいります。

カ) 障がい者や高齢者等が安心して道路を歩行・横断できるようにするには、全ての歩道橋にエレベーターが設置されている訳ではないため、歩道橋の今後の在り方を考えなければならぬと思います。何か施策がありましたら教えて下さい。

建設緑政局回答

歩道橋の多くは、昭和40年代に交通事故防止対策として設置され、歩行者の安全確保と車両交通の安全かつ円滑な流れに寄与してきましたが、近年では、障がい者や高齢者をはじめ歩行者の誰もが、自由に移動できる歩行空間を連続的に確保する平面通行等を基本的な考え方としているバリアフリー化の考え方にそぐわなくなっています。

このような状況の中で、歩道橋については少子化等の影響により利用者が減少しており、高齢者にとっては階段のある横断歩道橋がバリアになっている側面もあることから、利用状況や代替施設の確保、地元の意向などを確認した上で、交通管理者等との協議に応じて、撤去することも選択肢として考慮して、歩道橋の在り方の検討に取り組んでいるところです。引き続き、定期点検により利用者の安全・安心を確保しながら、適切に管理してまいります。

キ) 車道ギリギリで信号待ちをしている歩行者・自転車が、左右に進行する歩行者・自転車の進路妨害となっています。信号待ちをする歩行者・自転車は左右進行を妨げないような停止（待機）線と共に信号待ちマナー向上をお願いします。

ニッポンレンタカー川崎東口営業所前の県道140号線（市電道り）を渡るために信号待ちしている待機者（歩行者・自転車）が、道路（県道140号）ギリギリ点字ブロックから並ぶため、左右（15号方面⇔柳町方面）から直進する歩行者・自転車が停止せざるを得ない状況である。

川崎区役所回答 (危機管理担当)

川崎区では自転車利用者へのルール・マナーの向上を呼びかける自転車マナーアップリーフレットを作成し、自転車は原則車道の左側を通行し、歩道を通行して良い場合でも歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行するように周知しています。一方歩行者に対しては、中学生及び高校生を対象とする交通安全教室において、自動車の死角や内輪差の危険性についても啓発するなど、信号待ち時の交通安全対策についても啓発しています。引き続き交通事故防止に向けた啓発に取り組んでまいります。

川崎区役所回答 (道路公園C)

県道川崎町田（県道140号）における日進町交差点の歩道を調査しましたところ、日進町1番地側の歩道の3方向が横断歩道に接続している箇所において、信号待ちで立ち止まる歩行者や自転車が歩道いっぱいに広がり、当該箇所を交差する形で通行する歩行者等の進路を妨げている状況が見受けられました。

道路の形状から歩道の拡幅等は困難ですが、今後、対策を検討してまいります。

ク) バス停付近の草木の剪定・除草について

道路の植栽は必要と思いますが、バス停付近にも低木等が生い茂っているため蚊が発生しており、バス待ち（不定期なため待ち時間が長い）をしていると「刺される」との意見を多く聞きます。夏期において、バス停付近の草木の定期的な剪定・除草を行ってほしい。

(P19)

川崎区役所回答 (道路公園C)

街路樹については、年度計画に基づきツツジ等低木の刈込や植樹帯の除草を行っているほか、巡回点検や市民からの要望により適宜対応しております。今後も枝葉や雑草の繁茂状況に応じて刈込等を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

5. 道路交通網の整備について

<継続>

東扇島に通じるルートが2種類しかないため、1ルートが使用できないと流通が滞ってしまうので、交通ネットワークの充実や災害時の代替機能の観点からも、ルートの新設（迂回ルート）を求めます。現在、臨港道路東扇島水江町線の工事が行われていますが進捗状況について教えてください。

港湾局回答

臨港道路東扇島水江町線の進捗状況につきましては、現在、国において京浜運河をまたぐ主橋梁部、東扇島側アプローチ部、水江町側アプローチ部それぞれにおいて工事が進められているところです。

本事業の早期完了につきまして、引き続き国に要望してまいります。

6. 道路清掃等について

<継続>

ア) 産業道路県道6号、川崎区浜町交差点周辺の美化推進について

台風や強風が発生した後は、木や落ち葉等が大量に歩道に堆積し、歩行者レーンと自転車レーンの区別がつかなくなっており、白線が消えかかっている場所もあり、夜間は衝突の危険があると思われますので改善を求めます。また、横断歩道についても同様にゴミが散乱しており、昼夜問わず安心して通行できるように、定期的な清掃を求めます。

それから、緑道の中に路上生活者が住んでいると思われるような小屋があり、周辺にはゴミ等が散乱しているので、路上生活者に対する対応を求めます。 (P20)

川崎区役所回答 (道路公園C)

はじめに、産業道路沿いの落ち葉やゴミ等につきましては、道路の路肩側の路面清掃、バス停など歩道部の掃き掃除、及び中央分離帯の清掃を毎月2回程度実施しており、その他に植栽の刈込等も行っております。引き続き落ち葉の多い時期など、現地の状況に応じて適宜清掃を行ってまいります。

また、歩道の中央に引かれている白線が消えかかり見えにくい箇所につきましては、今後、補修を行ってまいります。

次に、道路や公園を拠点としている路上生活者に対しましても人権に配慮した対応が必要であるため、健康福祉局自立支援室と連携しながら、路上生活からの脱却を促すとともに、公共の場所における占有(生活)や私物・ゴミの散乱等の是正・除却について指導しています。

なお、不法投棄ゴミ等により通行の支障がある場合や緊急を要する状況等を発見しましたら、お手数ですが、道路公園センターまで御連絡くださるようお願いいたします。

健康福祉局回答

本市では福祉的な支援としてホームレスの方に対して、自立支援の観点から、巡回相談員が市内の巡回を週5回実施し、うち週1回は夜間巡回を行っています。そのなかで、日常生活や健康に関する相談を受け、福祉事務所への同行や医療機関への受診支援を行うとともに、市内に設置している「生活困窮者・ホームレス自立支援センター」への入所を勧奨、説得するなど地域社会への復帰に繋がるよう支援を行っています。

御指摘いただきました場所につきましても巡回相談員が訪問し、福祉施策への誘導を行っておりますが、現在のところ応じていただけていない状況となっております。

今後も引き続き状況を確認しながら、関係部署と連携し、御本人の自立に結びつくよう福祉的支援等を実施してまいります。

イ) 新川通り(県道101号)の南渡田町扇橋の下に路上生活者が不法に占拠していて、大変治安が悪いため対応を求めます。 (P21)

川崎区役所回答 (道路公園C)

道路や公園を拠点としている路上生活者に対しましても人権に配慮した対応が必要であるため、健康福祉局自立支援室と関係しながら、路上生活からの脱却を促すとともに、公共の場所における占有（生活）や私物・ごみの散乱等の是正・除却について指導してまいります。

なお、南渡田町扇橋横の歩行者通路部については、今年度内に草刈し、その後、放置自動車及び不法投棄物を順次撤去する予定です。

健康福祉局回答

本市では福祉的な支援としてホームレスの方に対して、自立支援の観点から、巡回相談員が市内の巡回を週5回実施し、うち週1回は夜間巡回を行っています。そのなかで、日常生活や健康に関する相談を受け、福祉事務所への同行や医療機関への受診支援を行うとともに、市内に設置している「生活困窮者・ホームレス自立支援センター」への入所を勧奨、説得するなど地域社会への復帰に繋がるよう支援を行っています。

御指摘いただきました場所につきましても定期的に巡回を行っておりますが、接触ができていない状況です。

今後も引き続き関係部署と連携し、巡回相談を行い自立に結びつくよう福祉的支援等を実施してまいります。

ウ) 新川通り（県道101号）川崎港郵便局周辺も大型トラック等が頻繁に行き来するため、郵便局やコンビニ周辺から交差点までの間、NKKフェンス壁側、側溝、街路樹、歩道周辺にごみが散乱しているため、清掃作業等の改善を求めます。（P22）

川崎区役所回答 (道路公園C)

県道扇町川崎停車場（県道101号）の当該区間につきましては、路面と歩道の清掃を毎月2回程度実施していますが、依然として、なかなかゴミが減らず苦慮している状況です。また、街路樹につきましては、今年度中に植樹樹の除草及び清掃を行ってまいります。

引き続き道路パトロール等により現地の状況を確認し、適宜清掃や除草等を実施し、街路樹等の適切な維持管理に努めてまいります。

7. 騒音対策について

<新規>

富士見通りにおいては、特に夜間バイクによる騒音でうるさいため、警察と連携して対策を講じてほしい。

川崎区役所回答 (危機管理担当)

富士見通りにおける夜間のバイクによる騒音被害について、川崎警察署とも情報共有してまいります。

8. J R南武線駅ホーム内の安全対策について

<継続>

武蔵小杉をはじめとした開発による人口の増加や、J R南武線に接続する各路線の整備等による当該駅の利用者が年々増加しており、通勤・通学時には混雑しており、ホームも狭隘となっています。

また、混雑が原因等による列車の遅延により、他の駅においても常に混雑している状況です。ホームからの転落や列車との接触事故など、命に係わる事故の発生が想定されますので、駅舎の改良等による転落防止対策を至急に行うなどの安全確保を要望します。

ホームドア設置については、令和4年3月設置予定とのことでしたが、前倒しを含めた早期整備についてJ Rに要望することを求めます。

まちづくり局回答

本市では、高齢者や障害者など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮し、市民にとって身近な鉄道駅の安全性と利便性の確保に向け、ホームドア整備に対し補助制度を設けて、鉄道事業者による整備を促進しているところです。

平成30年3月に、J R東日本からホームドアの整備計画が公表され、南武線については、令和7年度末までに、主要な駅にホームドアを整備する路線と示されました。こうした中、武蔵小杉駅については、早期に設置に向けて協議を重ねた結果、令和4年3月に設置する予定となり、現在整備を進めているところです。

また、今後、整備を予定している南武線の他の駅につきましても、引き続き、同社に対しホームドアの早期設置について、働きかけてまいります。

9. J R南武支線の整備について

<継続>

南武支線の駅舎の改良や増車についての検討を要望します。J Rからは、利用状況の変化を見極めつつ検討していくとのことでしたが、その後の状況が分かれば教えて下さい。

まちづくり局回答

J R南武支線の増発につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて要望しており、J R東日本からは「運転本数の増発は、2020年3月のダイヤ改正で、下り始発列車の繰り上げを行い、利便性の向上を図った。今後も沿線や臨海部の発展などによるお客さまのご利用状況の変化を見極めつつ検討していく」との回答を得ております。

また、駅舎の改良につきましても、同会議を通じて、バリアフリー化等の施設改善にあわせ、老朽施設の更新等を要望しており、同社からは「お客様のご利用状況などを勘案しながら検討していく」との回答を得ております。

本市といたしましては、市民の皆様の利便性向上のため、引き続き輸送力増強等を要望してまいります。

10. 京浜急行大師線「鈴木町駅」の改良について

<継続>

鈴木町駅周辺の都市開発により、駅周辺にマンション建設が相次ぎ年々人口が増加しており、通勤通学時にはホームに人があふれ、電車との接触や線路への転落の危険性があるため、増築等の改良を求めます。京急からは、意見として承るとのことでしたが、その後の状況が分かれば教えて下さい。

まちづくり局回答

京急大師線鈴木町駅のホームの改良に関する御要望につきましては、駅施設管理者である京浜急行電鉄へ伝え、お客様のご利用状況などを踏まえながら検討していくと伺っております。

本市といたしましては、引き続き、要望があったことを同社に伝えてまいります。

<生活環境>

1. 川崎駅周辺の客引き行為対策及び違法看板の撤去について

<継続>

2018年4月から「川崎市客引き行為等の防止に関する条例」が施行されましたが、客引き行為等は、近年コロナ禍の影響もあり一定程度の減少傾向にあるものの、相変わらず横行しています。引き続きの取り組みと、重点区域のエリア拡大を行うことを求めます。

また、仲見世通りやたちばな通りをはじめ、歩道・車道上に数多くの看板が置かれており、客引きと併せて川崎駅周辺が「通行しづらい街」になっています。川崎警察署によるパトロールや看板への指導も実施されていると思いますが、指導後の是正と現況については「いたちごっこ」が繰り返されている現状があると思いますので、抜本的な商店街の健全化に向けて、更なる取り締まりの強化について引き続き要望します。

川崎区役所回答 (道路公園C)

この2年間はコロナ禍で商店街の路上の置き看板や商品陳列等の不適切な使用に対するパトロールの強化はできていませんが、引き続き関係機関と連携しながら、道路の健全化に向けて対応してまいります。

市民文化局回答

客引き行為等の防止につきましては、制服指導員に加えて、私服指導員の導入や客引きの動向に合わせた巡回・立哨を行う等、更なる巡回の強化を図っているところですが、いまだ、客引き行為等が行われている状況にあることから、引き続き実態調査を継続するとともに、近隣商店街や警察署との連携を図りながらキャンペーン等の実施や巡回の強化を図るなど、状況の改善に努めてまいります。

また、重点区域の範囲につきましては、現時点で拡大の計画はありませんが、引き続き実態調査を実施して状況の把握に努めるとともに、今後の巡回体制等に活かしてまいりたいと考えております。

2. 路上喫煙防止と喫煙場所の徹底について

<継続>

ア) 路上喫煙防止エリアにおいても、相変わらず喫煙歩行している人を見かけますので、喫煙防止の徹底を図ることを求めます。川崎駅東口の喫煙所は、一部場所も狭く特に出勤時や帰宅時にエリア外で喫煙している人や、喫煙時の吸殻や飲食した缶・ゴミが放置されている状況にあります。各喫煙所に多くの人が集まっていて、歩行者にとっては風向きによって受動喫煙になります。指導員の巡回により注意・指導されているとは思いますが、健康増進法も改正され「望まない受動喫煙」をなくす、屋外の受動喫煙の抜本的な対策を要望します。また、京急川崎駅前のパチンコ店では、屋内禁煙のため屋外（敷地内）に灰皿が設置されているが、そこで煙草を吸う人が多く交差点横断待ち時に受動喫煙になってしまうので、対策・指導をお願いしたい。

市民文化局回答

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、重点区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。

川崎駅東口正面の指定喫煙場所につきましては、厚生労働省から示された「屋外における分煙施設の技術的留意事項」を踏まえて、既存のパーティションに加え、新たに高さ2.6mのパーティションをバスロータリー側に設置し四方を囲むことで、煙の拡散軽減に配慮した改修を行いました。

条例を実効あるものとするためには、喫煙マナーを向上させることが何よりも重要と考えておりますので、今後も指導員による注意・指導の徹底を図るとともに、引き続き広報・啓発活動等に取り組んでまいります。

健康福祉局回答

当該パチンコ店につきましては、現状、敷地内に屋外灰皿を設置しておりませんが、健康増進法では屋外に喫煙場所を設置する際の配慮義務が定められていますので、引き続き、受動喫煙の防止を図るため周囲の状況に配慮した対応をお願いしました。

イ) 路上喫煙禁止エリアにある川崎駅東側の仲見世通りには、車道と歩道の境目に縦型の灰皿が数ヶ所置かれており、常に喫煙者がいます。望まない受動喫煙を無くすため、そもそも路上喫煙禁止エリアに灰皿が置かれていることが問題だと思います。商店街に対

して灰皿の撤去の働き掛けをするとのことでしたが、現在どのような状況でしょうか。

市民文化局回答

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、重点区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。

条例施行以降、市内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や電柱幕の貼付、市営バス車内での広報など、路上喫煙防止に向けた啓発活動を行うとともに、路上喫煙防止指導員の巡回活動により路上喫煙者への注意・指導を行っています。

仲見世通り商店街の灰皿につきましては、歩行喫煙及びたばこのポイ捨てを防止する目的で、店舗敷地内の屋外に設置することを前提に各店舗へ提供しているものと伺っています。店舗敷地外に設置されている灰皿の撤去につきましては、商店街に対して働きかけを行っておりますが、状況の改善に至っておりません。今後も引き続き、撤去の依頼をするなどの取組を進めてまいります。

<都市基盤整備>

1. 殿町国際戦略拠点整備の構想について

<継続>

川崎市殿町地区の「キングスカイフロント」を中核とした国際戦略拠点の形成を旨とした取り組みが進められていますが、現在の詳細な情報・企業の集積状況と、近隣企業に対しての連携や企業誘致後の交通を含めた地域への影響・交通網の整備について、また、川崎市と隣接する都市との交通網の整備状況について、進展がありましたら教えてください。

臨海部国際戦略本部回答

本市には、IT、ナノ、バイオ、環境などの分野において高度な技術を有する企業や研究機関が数多く集積しており、これらの技術や研究開発機能とともに、羽田空港の対岸に位置する立地優位性や充実した都市・交通基盤といった本市の強みを活かし、キングスカイフロントを中核として、国家戦略特区及び総合特区制度の規制緩和や優遇措置等を活用しながら、ライフサイエンス・環境分野の国際戦略拠点の形成を目指した取組を推進しております。

拠点形成の中核を担うキングスカイフロントにおきましては、令和3年10月時点で70機関の進出あるいは進出が決定しております。令和3年7月にJSR株式会社、10月にSBカワスミ株式会社の先端研究拠点が開所したほか、サイバーダイナミクス株式会社の（仮称）サイバニクスA棟の建設工事が進められております。

また、研究プロジェクトとしましては、国の大型研究支援プログラムであるCOI STREAM、地域イノベーション・エコシステム形成プログラム、共創の場形成支援プログラムの採択を受け、キングスカイフロントにおける革新的なイノベーション創出に向けた取組を推進しております。

さらに、近隣企業に対しての連携として、平成29年度から、キングスカイフロント域内外の企業・研究機関等の連携・交流事業やビジネスマッチング等を促進するため、ライフサイエンスコーディネータによる立地機関のニーズ把握及び個別マッチングを行っており、昨年度までに71件が成立し、10件の共同研究や試作開発等に結び付いたところでございます。

このように本市が有する地域資源に加え、特区制度などの国の支援制度を活用し、大田区や横浜市をはじめとした近隣の自治体とも連携を図りながら、我が国経済の持続的な成長を牽引する世界最高水準の研究開発拠点の形成を目指してまいります。

羽田連絡道路の整備につきましては、平成29年度から工事を開始し、令和3年6月には橋桁の架設が完了し、また、7月に橋梁名称を「多摩川スカイブリッジ」に決定いたしました。現在は、高欄の設置や舗装等の橋面工事を行っているところでございます。

引き続き、令和3年度末の開通に向けて、工事を進めてまいります。

キングスカイフロントへのアクセスにつきましては、多摩川スカイブリッジの供用にあわせ、羽田空港周辺地区からキングスカイフロントを經由し、大師橋駅などを結ぶ新たなバス路線について、バス事業者と開設に向けた調整を進めているところでございます。

また、国道357号の整備につきましては、羽田地区と浮島地区を結ぶ多摩川トンネルについて、現在、国においてトンネル本体工事に向けた立坑工事に着手しており、引き続き整備を推進していくと伺っております。

2. 京浜急行大師線連続立体交差事業の取り組みについて

<継続>

京浜急行大師線連続立体交差事業における「事業継続」とされている1期期間については、小島新田駅～東門前駅間の産業道路の踏切を含んだ整備工事は完了し、産業道路の混雑緩和に成果が出ていると思います。鈴木町駅から東門前駅間の未着手区間の整備について、現在の状況について教えてください。交通渋滞緩和のためできるだけ早い整備を期待しています。

建設緑政局回答

京急大師線の小島新田駅から東門前駅間につきましては、現在は大師橋駅駅舎等の工事を進めており、令和5年度の完成を目指しております。

なお、東門前駅から鈴木町駅間の未着手区間につきましては、令和2年度に予定していた工事着手を見送り、事業費の縮減および平準化や工事期間の短縮に向けた検討を行ってきたところでございますが、この検討の結果を踏まえまして、更なる効率的かつ効果的な事業の進め方について幅広く検討を進め、令和4年度末までに今後の取組方針を取りまとめてまいります。

3. さいか屋跡地の活用について

<継続>

「さいか屋川崎店」の跡地の活用について昨年の回答では、川崎駅周辺総合整備計画に基づき川崎市 of 玄関口にふさわしい土地利用の実現に向け民間事業者等と協議を進めるとのことでしたが、その後の状況を教えてください。

まちづくり局回答

川崎駅周辺地区は、本市の玄関口として、民間開発事業の契機を捉えた段階的な都市計画の誘導により、魅力にあふれた広域拠点の形成を進めているところでございます。

こうした中、さいか屋跡地につきましては、低層の商業施設が開業されましたが、将

来的には、周辺敷地も含めて再開発を行うことが望ましいと考えており、関係権利者により設立された協議会の中で、まちづくりの方向性等について意見交換を重ねているところでございます。

今後につきましては、この地域のポテンシャルを活かしつつ、本市の玄関口としてふさわしい土地利用の実現に向けて、引き続き民間事業者等との積極的な協議を進めることで、多様な都市機能の集積等を図り、より一層の活力と魅力にあふれた持続可能なまちづくりを推進してまいります。

4. 川崎縦貫道路の整備状況について

<継続>

川崎縦貫道路はⅠ期事業の大師JCT以西について先送りされているとのことでしたが、再開のための検討を進められているとのことでした。環状道路としての機能の発揮や事業の効率化という観点からも川崎縦貫道路との一本化という意見もあったと思いますが、その後の検討結果がどのようなようになったのか教えて下さい。

建設緑政局回答

川崎縦貫道路計画につきましては、Ⅰ期事業の大師ジャンクション以西の整備が先送りされており、その再開のためには、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）との一本化を含めた幅広い検討を進め、Ⅱ期計画の早期具体化を図ることが必要と考えております。

東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）につきましては、国土交通省、東京都及び川崎市の3者で構成する「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会（以下「協議会」という。）」において計画の具体化に向けた検討が進められております。また、協議会では、川崎区と東名高速道路を結ぶ川崎縦貫道路との一本化を含めた幅広い検討が行われており、令和元年6月までに計5回を開催しておりますが、第6回協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大等もあり、開催が延期されているところです。

引き続き、協議会等において川崎縦貫道路との一本化を含め、調査・検討を幅広く行い、広域的な幹線道路網の充実が図れるよう、協議調整を進めてまいります。

5. JR川崎駅の南口自由通路の整備について

<継続>

北口通路の供用開始により東西自由通路は約30%の混雑緩和になっていますが、まだ、ピーク時は相当混雑しています。川崎駅西口の南側に位置する企業や、JR東日本が進める大宮町A-2街区の開発事業によりホテルが開業され、また、オフィス棟を含

めた商業施設も開業されましたので、南口自由通路の整備が必要であると考えます。JR東日本と意見交換を進めるとのことでしたが、「南口改札」の設置等についての計画策定など、その後の取り組み状況を教えてください。

まちづくり局回答

これまでの検討状況につきましては、具体的な計画等が策定されている状況ではございませんが、様々な調査結果に加えて、JR東日本が進めるA-2街区の開発事業については、令和3年5月には商業棟が開業、グランドオープンを迎えており、これらの新たな開発事業等による影響も踏まえながら、引き続き、同社と継続的に意見交換を進めてまいります。

6. 京急川崎駅周辺地区まちづくり整備について

<継続>

広域的拠点である川崎駅周辺地区の将来を見据え回遊性や利便性、バリアフリー化や放置自転車対策などの諸課題に対応するために「川崎駅周辺総合整備計画」が策定され、その後「京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針」を定め、本整備計画に反映をさせていくと共に、都市基盤再編の検討を計画的に行い、段階的に整備を進めていくとのことでした。「川崎の玄関口にふさわしい活力と魅力にあふれたまちづくりの実現」を目指していると思われませんが、具体的な整備計画を教えてください。例えば、道路の線形やデッキによる歩行ルート、整備時期などについて教えてください。(P23)

まちづくり局回答

京急川崎駅周辺地区につきましては、本市の広域拠点として、計画的なまちづくりを推進するため、「京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針」を平成27年3月に策定し、令和2年11月には戦略的な整備誘導の考え方を示しております。この戦略的な整備誘導の考え方に基づき、民間再開発事業の機会を的確に捉え、地区全体における都市基盤再編の検討を計画的に行い、段階的な整備を進めてまいります。

なお、具体的な整備内容等については、計画が纏まり次第、周知してまいります。

<その他>

1. エスカレーターでの歩行の防止について

<継続>

エスカレーターでの歩行が問題視されていますが、一向に対策が講じられていません。駆け上がり、駆け下りだけではなく、歩行はやはり危険であると考えます。また、障がいのある方や高齢者も利用する施設であるので、抜本的な対策を求めます。

建設緑政局回答

エスカレーターは、本来立ち止まって利用する施設ですが、近年、多くの場所において、左側は立ち止まり右側は歩いて利用することが慣例化されています。

エスカレーターでの歩行は、子供連れや高齢者・身体の不自由な方々の使用に支障をきたすばかりでなく、緊急停止や事故につながる場合があることから、本市におきましても、鉄道事業者等と連携し、エスカレーターの適正利用の周知や啓発を行っております。令和3年度については、全国の鉄道事業者や商業施設、自治体と共同で、安全利用を呼び掛けるポスターを利用者の多い駅のエスカレーター周辺に掲示するなどのキャンペーンを実施しました。

今後も、鉄道事業者や他自治体と協力し、より多くの人々にエスカレーターの正しい利用方法について周知し、利用者のマナー向上に努めるとともに、施設の適正な管理を行いたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

2 川崎区役所及び支所の機能・体制の再編について

<新規>

区役所や支所は、共に支え合う地域づくりのためのコミュニティの場として重要な役割のある施設であると考えます。令和3年5月に川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針が示されていますが、具体的にどのように再編されるのか、時期も踏まえて教えて下さい。

市民文化局回答

支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を令和5（2023）年度中を目途に川崎区役所に一元化（機能再編）します。

機能再編後の川崎区役所では、区における行政サービスの総合的な提供拠点として、川崎区民全ての方を対象に、原則全ての申請・届出を取り扱うとともに、大師地区・田島地区を担当する保健師や社会福祉職等も在籍し、医師や心理職等の専門職との一体的な体制のもと、非効率性の解消により生み出された時間を活かして担当地域に積極的に出向き、訪問や面接等をとおして区民の個別支援を行ってまいります。

一方、支所については地域振興業務を中心とした地域づくり、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用、地域防災機能の提供など、地域に密着した取組を推進し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な拠点としてまいります。

なお、機能再編の取組と合わせて、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として有効に機能するよう、大師支所・田島支所庁舎建替えの取組を進め、こども文化センターや老人いこいの家等を複合化した新支所複合施設として、令和9（2027）年度の供用開始をめざして整備に取り組んでまいります。

3 川崎市教育文化会館及び県立図書館の跡地利用について

<新規>

富士見周辺地区整備計画に含まれている教育文化会館及び県立図書館の跡地利用について、具体的な整備計画が分かりましたら教えてください。

建設緑政局回答

川崎市教育文化会館については、老朽化等のため、川崎市立労働会館を改修して、教育文化会館を労働会館内に移転させる取組を進めています。

令和3（2021）年1月には、「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を策定し、令和6（2024）年度中に新しい施設の供用を開始する予定となっています。

移転後は、教育文化会館の解体工事を実施し、教育文化会館及び県立図書館の跡地利用については、現在策定中の「富士見公園整備基本計画」において、令和9（2027）年度に多目的広場を整備する計画となっております。

多目的広場では、防球ネットやナイター照明等を整備し、昼夜問わずに安全で快適な運動環境を確保することで、若者文化の発信など多様な活用を推進するとともに、時間を分けてシェアすることにより、富士見中学校のグラウンドとしても活用していきます。

4 新型コロナウイルス感染症対策等について

<新規>「要望」（回答不要）

川崎市においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止やワクチン接種の対応など大変な状況下のなか、市民生活を支える行政として必要不可欠な業務を安定的に遂行しながら、市民の生命と財産を守る取り組みをしていることに敬意を表します。現在の感染拡大については、私たちにおいても一人ひとりが何をしなければならないのか、どのような行動があるか再度見直しをする必要があると考え、共に情報共有しながら取り組まなければならないと思っています。

そういったなか、川崎市においては新型コロナウイルス感染症等の対応をする医療や福祉事業、また、自然災害等に対する防災・減災対応など、緊急的な対応を図れる体制

づくり、そのための人員が今以上に必要と考えますので、検討することを要望します。
国等の関係機関に対して、必要があれば要請することも併せて要望します。

大師地区連合

【大師地区連合対区要請項目回答】

要請項目＜道路交通＞

1) 場所：台町バス停（下り線）の整備（継続）

理由：当バス停は、バス停後方の植栽及びガードレールが支障となりお客様の乗降が大変危険且つ不便です。

要請内容：2021年度の15項にて、まちづくり局交通政策室、交通局運輸課・管理課より回答を頂いていますが、その後の進捗について、ご説明いただきたい。

【回答】まちづくり局交通政策室

川崎鶴見臨港バスに対し、御意見をお伝えいたしましたところ「今後、関係機関と協議してまいります。」とのことでした。

本市といたしましては、利用環境向上に向け、再度、御意見をお伝えしてまいります。

【回答】交通局自動車部管理課

台町バス停留所（市営埠頭方向）につきましては、現地調査の結果、バス停留所前方の横断防止柵を一部撤去することで、お客様の安全な乗降スペースを確保できるものと考えられます。しかしながら、横断防止柵は、歩行者等の乱横断防止など安全上の観点から設置されているため、撤去には課題がございますが、バス事業者として、お客様の乗降時の安全と利便性を最大限確保することは、重要なことであると考えておりますので、今後、関係局等と対応について検討してまいります。

2) 場所：競輪場バス停（下り線）の整備（継続）

理由：当バス停は、バス停付近の植栽及び花壇が支障となりお客様の乗降が大変危険且つ不便です。

要請内容：2021年度の16項にてまちづくり局交通政策室より回答を頂いていますが、その後の進捗についてご説明いただきたい。

【回答】まちづくり局交通政策室

川崎鶴見臨港バスに対し、御意見をお伝えいたしましたところ「今後、関係機関と協議してまいります。」とのことでした。

本市といたしましては、利用環境向上に向け、再度、御意見をお伝えしてまいります。

3) 場所：宮前バス停（上り線）の整備（継続）

理由：30年以上も前から当バス停は、バスとバス停との乗降位置が全く合わず、大変危険且つ不便です。

要請内容：2021年度の13項にて、まちづくり局交通政策室、交通局運輸課・管理課より回答を頂いていますが、その後の進捗について、ご説明いただきたい。

【回答】まちづくり局交通政策室

川崎鶴見臨港バスに対し、御意見をお伝えいたしましたところ「今後、関係機関と協議してまいります。」

ます。」とのことでした。

本市といたしましては、利用環境向上に向け、再度、御意見をお伝えしてまいります。

【回答】交通局自動車部運輸課

宮前バス停留所（川崎駅方向）につきましては、停留所前後に街路樹等があるため、バスの乗降位置が限られている状況でございます。また、市役所通りの街路樹は道路景観を形成していることなどから、当該停留所周辺にある樹木の撤去が難しい等の課題があると考えております。

現地調査の結果、バスの停車位置を変更することにより、樹木の撤去等を伴わず一定の改善が図れるものと考えておりますが、この場合も、乗降に支障することが見込まれる周辺の放置自転車対策や現在の乗車口の位置に設置されている点字ブロックの移設など課題がございますので、今後、関係局等と対応について協議してまいります。

4) 場所：臨港警察署前バス停（水江町線 上り線バス停）の整備（継続）

理由：当バス停は、バス停後方の植栽が支障となりお客様の乗降が大変危険目つ不便です。

要請内容：2021年度の14項にて、まちづくり局交通政策室より回答を頂いていますが、その後の進捗についてご説明いただきたい。

【回答】まちづくり局交通政策室

川崎鶴見臨港バスに対し、御意見をお伝えいたしましたところ「現在、路線計画を踏まえ、関係機関と協議をしております。」とのことでした。

本市といたしましては、利用環境向上に向け、再度、御意見をお伝えしてまいります。

5) 場所：409号線、浮島橋交番前～小島新田駅付近

理由：夜間は人通りがなく薄暗いため、一人歩き等で危険を感じる。

要請内容：小島新田駅からアクアライン方面にかけて街灯を明るくすることはできないか。

【回答】建設緑政局広域道路整備室

道路管理者である国土交通省横浜国道事務所へ確認したところ、「小島新田駅付近からアクアラインにかけての一部の道路照明灯は、夜間交通量が少ないことから節電を目的とし消灯していました。今年度末、同地区において多摩川スカイブリッジの供用が予定され、交通量の増加が見込まれることから、現在、消灯している一部照明灯について点灯に向け順次作業を行う予定です。」と回答がありました。

6) 場所：東扇島・千鳥・夜光地区における通勤ルートの拡充について

理由：東扇島・千鳥・夜光地区における川崎方面の交通機関は、川崎駅へ向かうルート一択となっている。

132号線の渋滞発生時には迂回ルートがない状態です。

要請内容：東扇島・千鳥・夜光地区から京急・小島新田駅等へのルートを新設頂きたい。

【回答】臨海部国際戦略本部拠点整備推進部

平成30年3月に策定した「臨海部ビジョン」において、川崎臨海部の交通機能の強化に向けては、誰もが快適に感じる交通環境の実現を目指しているところでございます。

京急大師線大師橋駅では、駅前交通広場の整備に向けた取組みを推進しており、川崎駅と臨海部を結ぶ交通手段について、大師橋駅を起点としたバス路線への再編など、バス運行の効率化や、新たなバスネットワークの形成を図ることで、通勤の利便性・快適性の向上に取り組んでまいります。

7) 場所：川崎駅と千鳥町を含む工場臨海地区を結ぶバス路線（国道132号線経由）の渋滞について

理由：現状：朝夕の渋滞が激しく、50分ほどかかる場合がある。以前、市臨海部国際戦略部より、「京急の旧産業道路駅周辺にもバスロータリーを構築する計画をし、将来的に臨海部のバスネットワークの最適化を目指す」とお聞きした。一日でも早い実現に向けて進めていただきたい。

要請内容：早期な交通網の整備。

【回答】臨海部国際戦略本部拠点整備推進部

京急大師線大師橋駅では、駅前交通広場の整備に向けた取組みを推進しており、大師橋駅を起点としたバス路線への再編など、バス運行の効率化や新たなバスネットワークを形成することで、通勤の利便性・快適性の向上を図ることとしております。

大師橋駅の駅前交通広場の工事につきましては、京急大師線連続立体交差事業の進捗と密接に関係していることから、今後も当該事業との調整を進め、早期に着手できるよう取り組んでまいります。

8) 場所：川崎区田町1丁目9-6付近、十字路

理由：信号機がなく、産業道路の裏道として交通量が多い状況の中、京急大師線線路地下化により、車速も増していて危険である。小学生の登校ルートにもなっている。

要請内容：信号機の設置。渋滞の懸念があるならば押しボタン式信号機の設置。

【回答】大師支所区民センター

川崎臨港警察署からは、「該当の交差点は歩道がなく、歩行者が安全に信号を待つ滞留場所が確保できないため、信号機の設置は困難です。」との回答を受けております。

9) 場所：JX日鉱日石エネルギー前バス停付近

理由：押しボタン歩行者の信号の変わりが遅く、帰宅時に多くの空いたバスが通過してしまい、バス停に着くと混雑したバスが通過する。また、車両信号交差点の間隔が広すぎて横断歩道を渡っている際に交差点内に入った車両が次々に通過してくるため大変危険である。

要請内容：歩行者信号の反応時間を短くする。車両の停止線の位置を工夫する。

【回答】大師支所区民センター

川崎臨港警察署からは、「国道132号の通行車両の交通量に見合った信号のサイクルに設定しており、歩行者信号の反応時間を短くすることにより渋滞の原因となるため困難です。また、停止線に

ついては、交差点に応じて適切な位置に設置しています。」との回答を受けております。

10) 場所：国道 409 号線久根崎交差点

理由：川崎方面から大師方面において、車線が見えづらくなってきているため、直進車線で右折待ちをする車も見かけます。特に雨の日は、見えないため非常に危険。

要請内容：白線の引き直しをお願いしたい。

【回答】建設緑政局広域道路整備室

道路管理者である国土交通省川崎国道事務所へ確認したところ、「10月に舗装補修工事を実施し、併せて、区画線も引き直しを実施した。」と回答がありました。

11) 場所：国道 409 号線久根崎交差点

理由：2車線にも係わらず、左折1車線、直進2車線のような状況になっており、自転車が通る際に非常に危険。

要請内容：取締りと共にガードレールをつけることは出来ないでしょうか。

【回答】川崎区役所危機管理担当

警察署に確認したところ、交差点とその手前30m以内の場所での追い越し行為は禁止されていますが、交差点付近で直進車と左折車が並列することが直ちに違反行為とはならない、とのことでした。ただし、交差点付近での無理な車線変更を伴う追い越しなどは交通事故の原因となる危険な行為であることから、そのような場合は取締りを強化するように所管する川崎警察署に伝えてまいります。

【回答】建設緑政局広域道路整備室

道路管理者である国土交通省川崎国道事務所を確認したところ、「現状を確認し、交通管理者である川崎警察署に情報提供致します。」と回答がありました。

12) 場所：千鳥町 1 号線（東京油槽前の交差点付近）千鳥町4-1

理由：東京油槽への入構のため、大型ローリー車が多数 安全地帯にて入構待ちを行っているため、見通しが悪く、右折車両と交錯する可能性もあり 危険。また、入構待ちトラックで周辺道路も路駐が多く 全体的に見通しが悪い。

要請内容：待合場所の確保、入構待ち方法の改善

【回答】大師支所区民センター

川崎臨港警察署からは、「警察署としましては、路上駐車に対する継続的な交通指導・取り締まりを行ってまいります。」との回答を受けております。

13) 場所：国道 132 号線 川崎駅東口から JERA 前交差点（特に夜光町付近）（継続）

理由：違法駐車が多い。

要請内容：取締りの強化及び駐車スペース設置。

【回答】大師支所区民センター

川崎臨港警察署からは、「警察署としましては、路上駐車に対する継続的な交通指導・取り締まりを行ってまいります。」との回答を受けております。

14) 場所：塩浜交差点信号

理由：川崎駅上り方面、産業道路塩浜交差点にて、夕方ラッシュ時間帯において右折信号時間が短すぎるため、右折渋滞が発生している。

要請内容：渋滞改善のため、右折「青」時間の延長。

【回答】大師支所区民センター

川崎臨港警察署からは、「当該交差点の信号機については、産業道路及び国道132号の交通量を総合的に判断して最適なサイクルを設定しています。今後交通の流れが変われば再度検討いたしますが、他の交通への影響を考えると、現状のサイクルからの変更は難しいと考えています。」との回答を受けております。

15) 場所：409号線下り川崎工業所前の信号機

理由：409号線下り「NUC川崎工業所前」の信号機には右折信号がないため、朝の通勤時間帯は慢性的な渋滞が発生している。また、渋滞を避けた車とその先の高架下で転回をするため危険である。さらに、歩行者及び自転車に対しての信号機がないため右折時に危険である。

要請内容：時差式信号の設置及び歩行者・自転車用信号機の設置。

【回答】大師支所区民センター

川崎臨港警察署からは、「右折先に踏切があるため、車両が一時停止をすることを考えると右折信号の設置では問題を解決できません。また、右折信号の設置には右折車線を設ける必要がありますが、道路幅員上困難です。また、歩行者・自転車用信号機を設置するだけの通行量はありません。」との回答を受けております。

16) 場所：川崎区塩浜3-10-10

理由：臨港バス塩浜営業所へのバス入庫時、駐車車両がバスの運行を阻害している。また、T路地付近にも駐車車両があり見通しが悪く危険である。

要請内容：T字路におけるカーブミラーの設置および駐車禁止標識の整備と取り締まりを要望します。

【回答】川崎区役所道路公園センター整備課

塩浜3丁目の臨港バス塩浜営業所前の道路（市道塩浜67号線）と入江崎児童公園の東側の道路（市道塩浜32号線）が接続する丁字路交差点につきましては、交差点の幅員が広く、道路構造上、視認

性に問題がないことなどから、カーブミラーの設置は考えておりませんが、入江崎児童公園の北側の草木が繁茂し、見通しを阻害している要因の一つとなっているため、今後、草木の剪定・刈込を実施してまいります。

【回答】大師支所区民センター

川崎臨港警察署からは、「神奈川県警による調査を実施しましたが、駐車車両は見受けられず、駐車禁止の規制をかける必要性はないと考えています。」との回答を受けております。

17) 場所：南加瀬の尻手黒川道路

理由：大音量（明らかに違法改造車）のバイクが頻繁に走行あり。子供が起きてしまうので切実に取り締まっていたいただきたい。夜中 21:00~0:00 頃、週末に多い気がします。少ない時は 1 台多い時間で 30 台ほど走行する時もあります。

要請内容：警察で巡回強化+しっかりと取り締まって欲しい。

【回答】幸区役所危機管理担当

暴走族に関する通報・相談・情報は、神奈川県警察本部交通部交通捜査課暴走族対策室〔045-211-1212（代表）〕又は最寄りの警察署の交通課交通指導係までお問合せください。

なお、いただきました御意見につきましては、神奈川県幸警察署に要望の概要及び巡回の強化についてお伝えさせていただきました。

要請項目<生活環境>

1) 場所：発電所構内へのゴミの投棄について

理由：千鳥公園側の通路から発電所構内へゴミの投棄があります。監視カメラ設置+「監視中 警察へ通報します」の表示により最近は減少。公園を利用される方へ徹底していただきたい。

要請内容：注意喚起の徹底・パトロールの強化

【回答】大師支所区民センター

川崎臨港警察署からは、「現地調査の際には不法投棄は見受けられませんでした。パトロールを行う地域課と情報共有を行い、警ら活動を強化してまいります。」との回答を受けております。

2) 場所：千鳥町 1 号線沿いのゴミの不法投棄

理由：千鳥町 1 号線沿いの茂み部分にゴミの不法投棄がある。

要請内容：街路樹・茂みの整備及びパトロールの強化

【回答】川崎区役所道路公園センター管理課

工業地帯などにおいて、通行上の支障になっていない植栽帯などの不法投棄ごみ等については、除草などのタイミングに合わせ、適宜撤去してまいります。

【回答】 大師支所区民センター

川崎臨港警察署からは、「現地調査の際には不法投棄は見受けられませんでした。パトロールを行う地域課と情報共有を行い、警ら活動を強化してまいります。」との回答を受けております。

3) 場所：千鳥公園での野外イベント

理由：川崎市が後援している土曜日夕方から翌日にかけてのイベントがあるが、前もって連絡をくれる主催者もあれば連絡なしの場合がある。

要請内容：近隣企業に対して事前の連絡をお願いしたい。

【回答】 市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室

ちどり公園でのイベント開催に伴う利用許可申請をいただく団体に対しては、本市の後援有無に限らず、近隣企業等に対して事前に連絡をしていただくよう案内をしておりましたが、今年度からは団体ごとに差異が出ないように、連絡が必要な近隣企業等を一覧化したうえで案内をしております。

今後も、近隣企業等に対して漏れなく事前連絡をしてもらうよう徹底してまいります。

要請項目＜教育文化＞

1) 場所：若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備計画（ちどり公園）

理由：市民文化局オリパラ推進室の方より、2021年春頃を目途とし、ちどり公園にスケートパーク、BMXコース、バスケットーフコート等の整備計画があるとお聞きした。新型コロナで計画変更もあるかと思われるが、進捗状況、計画変更内容等があれば情報提供いただきたい。

要請内容：現状の進捗状況を教えて頂きたい。

【回答】 市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室

ちどり公園における施設整備に向けた取組については、令和2年7月に実施したサウンディング調査の結果と社会状況の変化を踏まえ、整備手法や市の費用負担のあり方等を改めて見直した結果、引き続き施設整備に向けた検討を行う一方、整備場所については、ちどり公園に限定せずに今後検討していくことといたしました。

田島地区連合

○要請事項

【川崎市へ要請】

1 歩きタバコおよび各駅周辺での喫煙防止（継続）

歩きタバコや各駅周辺での喫煙は、通勤や通学やその他歩行者に火傷などを負わせる可能性のある危険な行為であり、また、周囲への受動喫煙やポイ捨てにも繋がっている。川崎市路上喫煙の防止に関し、路上喫煙防止重点区域に関わらず、歩きタバコや各駅周辺での喫煙禁止への対策を実施頂きたい。

回答（市民文化局地域安全推進課）

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。

条例施行以降、市内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や電柱幕の掲示、市営バス車内での広報など、路上喫煙防止に向けた啓発活動を行うとともに、路上喫煙防止指導員の巡回活動により路上喫煙者への注意・指導を行っています。

条例を実効あるものとするためには、広報・啓発活動・巡回活動等を継続して実施し、喫煙マナーを向上させることがなによりも重要と考えており、今後も引き続き路上喫煙防止対策に取り組んでいきます。

2 公共交通機関でのマスク着用徹底、大声会話抑制への取組（新規）

今般、新型コロナウイルスが長期化していることなどにより、感染防止対策への意識が薄れつつあり、特に電車やバスなどの公共交通機関において、顎かけマスク、大声での会話などが散見される。車内放送や駅の構内放送にて、定期的な（短いスパンでの）注意喚起を徹底頂きたい。（マスク着用義務化を進めて頂きたいが、身体的に着用不可の方もいるため徹底を要請）

回答（交通局自動車部安全・サービス課、健康福祉局保健所感染症対策課）

市バスでは、バス車内に新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用や会話の抑制などについて、車内掲示物や車内放送などにより御協力をお願いしており、引き続き、こうした注意喚起に努めてまいります。また、公共交通機関でのマスク着用等の注意喚起につきましては、交通事業者に対し、御要望の内容を伝えてまいります。

三密を避ける、適切な距離が保てないなどの時はマスクをつける、換気に気を付ける、手洗い・手指の消毒をこまめにするなどは、日常生活において感染を予防するための基本的なかつ重要な注意点です。安心が油断となり注意が緩んでしまうと再び感染が拡大しリバウンドとなってしまいますので、基本的な感染対策は続け、リスクの高い行動には十分気を付けながら、一般の医療や日常生活、教育活動や経済状況がさらに回復できるよう、市民の皆様に対し、引き続き御協力いただけるようお願いしてまいりたいと存じます。

3 自転車利活用促進（継続）

自転車利用が増えて自動車依存が減ると、交通の混雑緩和、市民の健康増進にもつながるなどメリットが大きい。「人との接触を低減する取組」として自転車通勤の推進、および「新しい生活様式」にある公共交通の混雑回避に合わせた、自転車のより一層の利用推進につながるような交通網整備と啓発活動をお願いしたい。

- (1) 自転車用レーンの充実（自転車用レーンの増設や拡幅、レーン周辺の植栽整備など）
- (2) 路上駐車の取り締まり強化
- (3) 自転車利用者への交通ルール啓発

回答（建設緑政局自転車利活用推進室）

(1) 自転車の通行環境整備につきましては、自転車と歩行者等が輻輳する道路等において、自転車専用通行帯や矢羽根などの整備を計画的に進めております。こうした中、社会環境の変化により自転車の利用機会が拡大していることから、一層の安全、安心、快適な通行環境の確保に向けた重点的な整備を推進してまいります。

(2) 自転車通行を阻害する路上駐停車への取組につきましては、警察をはじめ関係機関と連携して、啓発看板の設置等により自動車に対して注意喚起を行っており、引き続き、一層の駐停車の抑制に向けた取組を進めてまいります。特に川崎駅東口においては、「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づく、荷さばき車等の駐車施設の確保などの取組を推進し、交通環境の改善に向けた取組を進めてまいります。

(3) 自転車利用者への交通ルールの啓発につきましては、自転車の通行位置や進行方向などを示す路面表示の役割を分かりやすく周知するために、これまでのチラシ配布や声掛け等による啓発活動に加え、様々なイベント機会やデジタルサイネージなどの幅広い媒体を活用することで、より効果的な広報を推進してまいります。

4 医療機関へ川崎市からの継続的な支援（継続）

新型コロナウイルスの影響で医療従事者は感染の危険と風評被害にさらされながらも懸命に医療活動として行っている。各病院個別の対応には限界があるため、市として風評被害を防ぐとともに医療消耗品（N95）の継続的な支援をお願いしたい。

回答（市民文化局・男女共同参画室、健康福祉局保健所感染症対策課）

本市では、市のホームページ上に、「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」のページを作成し、不当な差別、偏見は許されるものではなく、正確な情報を入手し、人権に配慮した冷静な行動をとるよう啓発するとともに、人権相談窓口の案内をしています。また、「多くの方が非常に不安な生活を余儀なくされている中であっても、私たちの生活基盤を支えている、いわゆるエッセンシャルワーカーの人たちに対する不当な誹謗中傷・不当な差別をしない。周りの方がやっていたら、是非、止めていただきたい」という市長メッセージを発信しています。さらに、川崎市人権パンフレットの前置部分に、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて」として、「一人ひとりが人権に配慮した、冷静な行動を取ることが大切である」と掲載するなど、不当な差別の解消に向けた人権啓発の取組を進めています。引き続き、こうした啓発の取組を継続することにより、人権意識の高揚に努めてまいります。

マスク等の物資については、国の優先供給スキームに基づき、国及び県から供給が行われ、本市においても物資の確保に努め、医療提供施設からの要請に応じて供給を行ってまいりました。今後も、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、効果的な物資の支援のあり方について検討してまいります。

5 ボール使用可能公園の拡充（新規）

川崎市市内では公園は多いが、子どもがボールを使って遊べる場所が少ないため、ボール使用禁止の公園でボールを使用して遊んでいる場面をよく見かける。公園にネットを設置し球技ができるように整備するなどして、ボールを使用できる公園を増やして頂きたい。

回答（建設緑政局みどりの管理課、みどりの保全整備課）

子どもがボールを使って遊べる公園が少ないことについては、ボール遊び等の公園ごとのルール作りを行うためのガイドラインを平成30年6月に作成しており、今後も公園の柔軟な利活用が図れるよう、ガイドラインの活用に向けて取り組んでまいります。

また、こうした中で、利用者の安全性やスペースの確保、地域の方々の御理解

のもと、地域における利用のルールづくりなどの環境が整った場合には、より効果的な公園の利用促進に向けて、ネットの設置など地域の御要望に対応してまいりたいと考えております。

【田島支所へ要請】

1 富士電機川崎工場周辺（継続）

富士電機川崎工場前の産業道路の街路樹については、道幅を狭くし、街灯を覆っている箇所もあり、カラスの繁殖による、鳥糞被害も見受けられていることから、枝木の剪定を予算化して頂き、繁茂する前の定期的な剪定対応をお願いしたい。（最近剪定されたことは確認済）

回答（川崎区役所道路公園センター整備課）

当該箇所は令和3年8月に低木の刈込等を行っており、今後も枝葉の繁茂状況に応じて適宜剪定等を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

2 富士電機川崎工場前の歩道橋修繕について（継続）

富士電機川崎工場前歩道橋については、道路維持修繕計画に基づき部分的修繕は行っているものの、老朽化に伴う損傷が進んでおり、危険な状態が見受けられる為、定期的な点検および必要な修繕だけでなく必要に応じた全面改修等の検討をお願いしたい。

回答（川崎区役所道路公園センター整備課）

富士電機川崎工場前の『田辺新田歩道橋』につきましては、他の歩道橋を含めた「川崎市道路維持修繕計画」に基づき、全面的に塗装を塗り替える改修工事を令和4年に工事着手する予定で取り組んでいるところでございます。

3 武蔵白石駅周辺道路（新規）

アスファルト舗装の損傷が激しく、自転車、自動車での通行に支障がある。損傷した舗装の修復をお願いしたい。（これに起因するパンクや転倒が複数回報告されている）

回答（川崎区役所道路公園センター整備課）

川崎区白石町6番地先の道路（市道田辺新田1号線、市道白石町3号線）における丁字路交差点において、歩道巻き込み部周辺等の舗装の損傷が著しい箇所につきましては、令和3年度に入り応急的な舗装補修を数回実施しております。引き続き道路パトロール等により現地の状況を確認しながら、適宜補修を行ってまいります。

また、当該交差点部につきましては、現在、全体的な補修工事の実施に向けて取り組んでいるところでございます。

4 県道101号線陸橋付近の整備（継続）

昨年度要求（県道101号線陸橋付近の階段・歩道の整備・粗大ごみ及び不要物の撤去。除草の実施）に対する回答（NO. 12）にあった、「アスファルト補修方法の検討」及び「放置車両や不法投棄ごみの撤去」等についての進捗状況を確認したい。

回答（川崎区役所道路公園センター管理課・整備課）

県道扇町川崎停車場（県道101号）の扇町跨線橋につきましては、階段付近から川崎港郵便局沿いの歩道周辺の除草を、直近で令和3年3月と10月に実施しております。引き続き道路パトロール等により現地の状況を確認し、状況に応じて適宜除草を実施してまいります。

また、川崎駅方面側の歩道のアスファルトが波打って凸凹の箇所につきましては、令和4年度に補修工事を行う予定としており、道路区域内の歩行者通路部については、今年度内に草刈し、その後、放置自動車及び不法投棄物を順次撤去する予定です。

5 田辺新田交差点（新規）

平日の帰宅時間帯（16時～18時頃）の産業道路、東京方面では頻繁に渋滞が発生しているが、田辺新田交差点については、浜川崎駅入口交差点～田辺新田交差点へ侵入する車が横断歩道上で立ち往生していることが見受けられる。そのような状況で交差点を利用する歩行者は、車の近くを通行しており、誤って車が動くと接触事故も懸念される状況がある為、以下の対策実施をお願いしたい。

双方の交差点の信号切替は、浜川崎駅入口交差点→田辺・新田交差点となっており、その順番が車が詰まりやすい要因となっていると考える。解決策として、信号の切替を浜川崎駅入口交差点と田辺・新田交差点内を同時切替とすることで、浜川崎駅入口交差点から順に発生する車の詰まりが解消され、田辺・新田交差点内の車の立ち往生が解消されると考える。

回答（川崎区役所田島支所区民センター）

信号の設置や、交通規制については、神奈川県公安委員会が管理を行い、その事務は警察署が担っておりますことから、当該地区を管轄する臨港警察署に伺ったところ、「信号切替のタイミングを変えることで、下りの渋滞を誘発するため難しい。」との回答をいただきました。

また、当所地域振興係で次のように現地確認を行いましたので参考にさせていただきます。

田辺新田定点観測 観測時間 令和3年10月21日(木) 16時35分～17時10分

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
産業道路東京方面の信号が赤になった時間	16:36	16:39	16:42	16:44	16:46	16:49	16:51	16:53	16:55	16:57	16:59	17:01	17:04
工場方面からの車両が横断歩道を曲がりきれなかった台数 ※1	0	3	2	0	0	2	2	0	0	1	3	0	1
歩行者（自転車を含む）	0	1	1	2	0	2	2	2	0	4	0	1	2
東京方面への車両の流れ ※2	良	良	良	良	良	良	良	良	良	良	良	良	良
産業道路東京方面の信号が赤になった時点で、工場方面からくる車両の待機数 ※3	1	3	1	1	1	3	3	1	2	1	3	2	3

※1 浜川崎駅入口の信号が赤のため、車両が流れず、横断歩道を越えられずにいた車の台数。

※2 良の意味：浜川崎駅入口の信号が赤に変わった時、流れは一時止まるが、青に変わればスムーズに車両は流れる。

田辺新田の信号で渋滞が発生する様子はない。

※3 工場方面に向けた信号が赤に変わった時、交差点に進入できず停止線で止まっている台数。3台以降の車両は何台いるかは視認できていない。

6 浜川崎駅（新規）

浜川崎駅の鶴見線連絡通路について、出勤時間帯はJR鶴見線および南武支線の利用者、加えてJFE構内に向かう利用者を中心に混雑している。

そうした中、鶴見線連絡通路に設置されている改札機は「入場・退場」が区別されている仕様となっており、夫々の設置位置も電車利用者と歩行者が接触しやすい位置となっている。そうした状況から接触による転倒や階段からの転落の可能性も懸念されるので、連絡通路内で利用者同士の同線が交わらない様、改札機の位置を改善する。また、改札機を入退場兼用の仕様に変更するよう検討頂きたい。

回答（まちづくり局交通政策室）

浜川崎駅の改札機につきましては、駅施設管理者であるJR東日本に対し、御要望を伝えてまいります。

7 浜川崎交差点（新規）

浜川崎駅入口交差点、右折信号機の切替時間が時間帯によって異なっており、一直の出勤時間帯（5～6時台）は非常に短く3台程度しか渡り切れない。これまでも同様の渋滞が発生していることから既に対策を講じてきた経過があり、具体的には青信号のタイマーを9→12秒へ変更している。一方で、時間帯によって信号の切替タイミングが異なる点については、信号機の切替設定を確認した上で、道路の混雑状況と信号の切替タイミングの状況を確認し、適切な切替への見直し等必要な対策を実施頂きたい。

回答（川崎区役所田島支所区民センター）

信号の設置や、交通規制については、神奈川県公安委員会が管理を行い、その事務は警察署が担っておりますことから、当該地区を管轄する臨港警察署に伺ったところ、「交通状況によってタイミングが変わるので、これ以上の調整は難しい」と回答をいただきました。

また、当所地域振興係で次のように現地確認を行いましたので参考にさせていただきます。

・浜川崎駅定点観測

10月28日（木）、雨後曇り、午前5時6分～6時20分、定点観測
右折信号青時間12秒ほど

右折用信号が青になった時刻	時	5																	
	分	8	10	14	16	17	19	21	23	25	26	28	30	32	34	36	38	40	42
右折できた車両		5	4	6	2	5	4	2	2	4	2	3	7 (1)	4	7	4	8	8	4
待機車両（曲がり切れない車両）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備考													*1						

右折用信号が青になった時刻	時	5								6									
	分	43	45	47	49	51	53	55	57	0	2	4	6	8	10	13	15	18	20
右折できた車両		5	3	9	7	13 (2)	13 (1)	10 (1)	11	9	12 (2)	13	12	10	12	13	10	9	6
待機車両（曲がり切れない車両）		0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	2	1	1	2	2	2	2
備考																			*2

*1（ ）はバイク、内数。

*2 大型車が直進のため停止しており、視認できず。

⇒5時台は、右折できなかつた車両は見受けられなかつたが、6時以降は数台の右折できない車両が見受けられた。また、産業道路を横断した歩行者の右方向の横断歩道を渡る際、右折車が歩行者の渡り切ることを待っているため、右折可能台数が少ない事例が1度あつたが、10台程度は右折可能であつた。

8 市役所通り（新規）

市役所通りの川崎駅方面については三車線の道路構造となっているが、左車線は多くの路上駐車で塞がっており、その影響でバスも停留所に停車できず中央の車線にはみ出して停車して乗降車している。加えて、右車線では砂子交差点で右折をする車も多く、そうした交通状況により渋滞が発生しており、特に夕方の帰宅時間帯の渋滞は頻繁に発生している。川崎駅周辺に位置していることから立地上、交通量が多く、特に出退勤時間帯は渋滞が発生しやすい交通状況であると認識しているが、路上駐車によって車線が塞がることは同所の交通の流れを阻害し交通渋滞を助長させ、災害対策車両や緊急車両の通行に支障をきたす懸念もあることから、路上駐車に対する取り締まりを強化して頂きたい。

回答（川崎区役所危機管理担当）

市役所通りの川崎方面道路については、川崎駅に近く、交通量の多い道路となっています。この区間は7時から9時及び17時から19時が駐停車禁止、その他の時間は駐車禁止区域として指定されており、交通法令違反については川崎警察署が取り締まりを実施しています。要望について、川崎警察署にお伝えするとともに、自動車の交通ルール・マナーの向上に向けて、節目ごとに啓発を行うなど引き続き普及啓発に努めてまいります。

9 小田栄駅前踏切（新規）

小田栄駅前の踏切は、踏切を挟んで4方向に道路が分かれており歩行者は遮断機が開いた後、目的の方向へそれぞれ通行する。そうした中、一部の歩行者または自転車利用者では車道を横断することも見受けられ、車との接触の懸念がある。踏切内で人と車が混雑する実態は、歩車の接触事故や車両が踏切を渡り切れない事も考えられることから、交通安全の観点で高架化やアンダーパス等の「歩車分離対策」の実施について検討を頂きたい。

回答（建設緑政局企画課）

小田栄駅前の踏切につきましては、踏切周辺の安全対策として、視覚的に歩行者と自動車等との分離を図るためのカラー化や滞留スペースの確保及び注意喚起の取組などを行ってまいりました。今後も、駅周辺の利用動向や周辺環境の変

化なども踏まえ、状況に応じて可能な安全対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

10 JR鶴見線（新規）

JR鶴見線では、出退勤時間帯に頻繁に車内の混雑が発生しており、コロナ禍の中でもその状況は変わっていない。2020年3月のダイヤ改正で、弁天橋発を増便しており、車内混雑緩和に向けた対策を実施していますが、利用者からは車内混雑の解消が図られていないとの声もあり、車内混雑に伴う乗客同士のトラブルの回避や安全面の観点から、更なる混雑緩和対策を実施して頂きたい。

回答（まちづくり局交通政策室）

JR鶴見線につきましては、沿線の通勤・通学者等の大切な交通手段であることから、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、通勤・通学時の増便や、立地企業の就業状況に応じたダイヤの設定を、JR東日本に対し要望しております。同社からは、鶴見線については、「沿線に立地している企業等の動向に大きく影響されることもあり、引き続きご利用状況を見据えつつ輸送体系を見直していく」との回答を得ております。本市といたしましては、2020年3月のダイヤ改正で平日夕方の増便がされていますが、一層の利便性向上に向け、引き続き、輸送力増強等を要望してまいります。

11 JR南武線（新規）

JR南武線では、出退勤時間帯に車内の混雑が発生しており、そうした影響で乗客同士のトラブルが発生する危険が考えられる。2020年の生活総点検の中で、「まちづくり局交通政策室」より「JR南武線の沿線全体の利用者が年々増加傾向にあることを踏まえ、諸会議を通じて増便や利便性の向上に向けた取り組みを行っていく。加えて、オフピーク出勤の機運向上に向けて市内企業などへの働きかけを行っていく」とのことでしたが、その後の取り組み経過について確認したい。

回答（まちづくり局交通政策室）

JR南武線につきましては、交通政策審議会において目標として掲げられている個別路線の最混雑率180%を超え非常に混雑していることから、本市では、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議によりJR東日本に対し、ピーク時間帯の増発等による輸送力増強を要望し、2020年も同会議において要望しました。そうしたことを踏まえ、これまでJR東日本においては、ピーク時間帯の増発や幅広車両の導入など、輸送力増強が図られてきました。

また、オフピーク通勤につきましては、東京都との連携や民間企業等の協力のもと、平成29年度から期間を限定して、本市では時差勤務の試行により実施してきましたが、令和2年2月からは時差勤務を制度化し、通年の取組として実施しているところです。

これらの取組を進める中で、南武線の混雑率については、平成29年度の189%から令和元年度には182%まで徐々に低下し、コロナ禍の令和2年度は120%となっています。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響によるピーク時間帯の鉄道混雑状況にも注視しながら、引き続き、混雑緩和の取組を進めてまいります。

1.2 浮島釣り園の早期復旧（継続）

一昨年の台風により浮島釣り園が現在も封鎖されています。快適な釣りを楽しめるよう浮島釣り園の早期復旧を希望します。昨年回答では補修工事を実施予定とのことでしたが、その後の進捗状況について教えてください。

回答（港湾局川崎港管理センター港営課・港湾管理課）

現在閉鎖中の浮島釣り園につきましては、令和元年度房総半島台風（15号）の波により床が破損するとともに、背後地の土砂の吸出しや新たに護岸の沈下を確認したところです。護岸は背後の土地を守る重要な施設であることから、護岸機能の早期回復を最優先に考えつつ令和4年予算要求を行って補修を予定しております。併せて、浮島釣り園のあり方について、市民ニーズや釣り施設としての適正等を踏まえながら、検討を進めているところです。

1.3 鋼管病院西門側の道路（新規）

鋼管病院西側の道路に大型車に路上駐車が多く見通しが悪い。病院から出席する際に危険を感じるので取り締まり強化などの対策を取って頂きたい。

回答（川崎区役所田島支所区民センター）

取り締まり等、交通規制に関することにつきましては、神奈川県公安委員会が管理を行い、その事務は警察署が担っておりますので、当該地区の管轄であります川崎警察署に要望として伝えたところ、その場で注意をすることが一番効果的であるため、直接連絡をして欲しいとの回答をいただきました。

1 4 鶴見線浜川崎駅と J F E 構内に渡るための跨線橋（新規）

鶴見線の浜川崎と J F E 構内に渡るための跨線橋の老朽化が進んでおり、いつか崩れるのではないかと不安である。また左側通行などの表示がない為、J R 浜川崎駅から鶴見線に乗り換えたい人、J F E 構内に入りたい人、外に出たい人が混同し、左右に避けあいながら進まなければならない。階段部分だけでも上りと下りの矢印を付けるなどして対策をして頂きたい。

回答（まちづくり局交通政策室）

浜川崎駅における J F E 構内への跨線橋につきましては、駅施設管理者である J R 東日本に対し、御要望を伝えてまいります。

1 5 市電通りの渡田交差点から小田栄交差点（新規）

市電通りの渡田交差点から小田栄交差点までの自転車道が整備されておらず危険である。また歩道と自転車道の段差があり、一部スロープが設置されている箇所は特に危険であるので、自転車道の舗装と段差解消などの対策をして頂きたい。

回答（建設緑政局道路施設課）

市道南幸町渡田線の元木交差点から小田栄町交差点については、無電柱化計画に位置付けられており、電線共同溝整備を進めております。元木交差点から渡田交差点までの約 7 2 0 メートルの区間につきましては、安全で快適な歩行空間を確保するため、道路改良に併せて電線共同溝整備による無電柱化とともに自転車の通行環境整備を行ったところでございます。

また、渡田交差点から小田栄町交差点までの約 4 9 0 メートルの区間につきましては、令和 2 年度から市道南幸町渡田線道路改良（電線共同溝）事業を実施しており、整備済み区間と同様に安全で快適な歩行空間確保に向けた整備を進めております。また、歩道と自転車通行帯の段差解消につきましても、当該事業で対応してまいります。

1 6 鋼管病院バス停 J F E 方面（新規）

鋼管病院前バス停の川崎駅方面のバス停は屋根がついているが、反対側はついていない鋼管病院の患者さんも利用するバス停でもあるので、雨除け対策をするなどバス停の改修を実施頂きたい。

回答（まちづくり局交通政策室）

バス停留所の上屋の設置につきましては、利用状況や地域要望等を踏まえ、歩道幅員等も確認し、バス事業者が設置を行っているところをございます。本市といたしましては、本件の設置要望について、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、バス事業者に御要望をお伝えしてまいります。

17 臨港バス（市バス）『昭和電工前』バス停付近歩道の歩道補修（新規）

バス停付近は歩行者が多く、大型車が通る影響からか、排水溝コンクリート蓋が劣化して欠けていたり、蓋が凸凹になっているので、補修を行って頂きたい。また補修計画等があるのであれば教えて頂きたい。また上りバス停付近では排水溝内で蚊が湧いている為、排水溝の消毒等の対策を実施頂きたい。

回答（川崎区役所道路公園センター整備課）

扇町2番地先の『昭和電工前』バス停（川崎駅方面）付近において、令和3年9月に周辺の排水施設の点検を行い、排水機能が適切に確保されていることを確認し、併せて集水柵2箇所について、柵内部の清掃を実施いたしました。また、側溝のコンクリート蓋につきましては、隣接企業の車両が常時出入りしていることなどを踏まえ、損傷の著しい蓋は部分的に交換するなど、適宜対応を行ってまいります。

18 入船公園付近の白線の引き直し（新規）

産業道路の入船公園付近から臨港警察前付近において白線が消えかかって車線等が見えず、分からない。交通量も多く危険な為、白線の引き直しをお願いしたい。

回答（川崎区役所道路公園センター整備課）

産業道路の下り線（横浜方面）につきましては、浅田交差点から観音橋交差点付近までの区間において、大規模な舗装補修工事を予定しており、白線等の復旧を含めて、令和4年3月までの工事完成に向けて取り組んでいるところをございます。なお、浅田交差点から南側道路については、横浜市が管理する区域もあることから、横浜市にお伝えしてまいります。

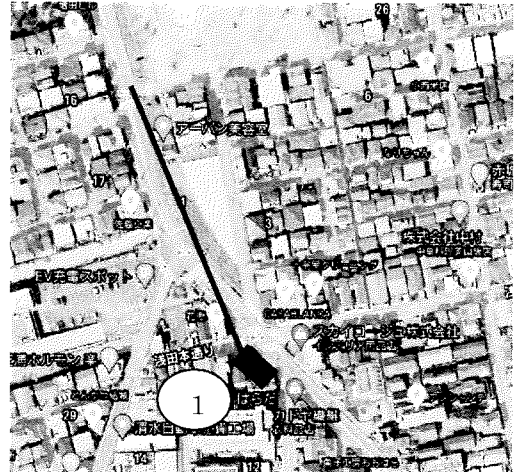
19 川崎区浅田の信号機（新規）

産業道路側からきた信号の前に支柱があり影になる。時間は関係なく見えにくいので改善をして頂きたい。

回答（川崎区役所田島支所区民センター）

現地を確認しましたところ、産業道路側から通行した際に、各々の信号が、直前で見えにくい状態は確認できませんでした。添付の地図により推察しますと、車の位置（図中の①）から中央の交差点に至る間に、遠方の信号が道路灯や他の信号機柱によって、一瞬見えづらくなることについての御要望かと思われま

す。遠方の信号の視認については、理解いたしますが、直近の信号の視認が確保できていることから、御要望についてはお応えできかねますので、御理解願います。



20 池上緑道地周辺の信号機（新規）

早朝、川崎駅方面に向かう池上緑道緑地前信号機が見えにくいので改善いただきたい。

回答（川崎区役所大師支所区民センター）

川崎臨港警察署からは、「太陽と重なってしまうことについては、技術的に防ぐ手立てがなく、運転手の方に工夫して対応いただくしかありません。」との回答を受けております。

21 追分町、大島付近の信号機（新規）

早朝、大島三丁目バス停～追分バス停までの信号機が上り・下りとも太陽光で見えにくいので、改善をして頂きたい。

回答 (川崎区役所危機管理担当)

信号機の改良については、警察署の所管となるため、所管する川崎警察署に伝えてまいります。

2 2 浜町交差点の信号機 (新規)

浜町交差点の信号機が鉄道のガードで見えにくい状況にあるので、改善をして頂きたい。

回答 (川崎区役所危機管理担当)

信号の設置や、交通規制については、神奈川県公安委員会が管理を行い、その事務は警察署が担っておりますことから、当該地区を管轄する臨港警察署に伺ったところ、「160m先からも視認できるため、難しい」と回答をいただきました。



扇町方面へ



川崎駅方面へ (Google)

2 3 川崎区大島4丁目バス停の信号機 (新規)

上り・下りとも、大島四丁目バス停前の信号機は、歩道橋の影響で見えにくいので、改善して頂きたい。

回答 (川崎区役所危機管理担当)

信号機の改良については、警察署の所管となるため、所管する川崎警察署に伝えてまいります。

幸地区連合

回答様式

「幸地区連合」

要望項目（番号）新規 道路交通（2）

回答局課名 幸区役所道路公園センター整備課

担当者 今野、田中

TEL 044-544-5500

要望内容

（場所）小向東芝町の東芝周辺（東芝小向事業所～小向交番にかけて）の道

（現状）小向東芝町の東芝周辺（東芝小向事業所～小向交番にかけて）の道が、暗く、また、木の根により押し上げられた凹凸があるため危険である。

木の根による凹凸については過去に何度か補修していただいているが、つぎはぎで補修を実施してきたことから、補修をしても段差が解消されていない状況である。

照度が十分であれば危険はない段差ではあるが、現状で段差を認識できるほどの照度が無く、段差に躓いて転倒しやすい状況となっている。

（改善策）躓かない程度までに段差を解消する、段差を識別できるよう照明を設置するなどの対策をお願いしたい。

回 答

この歩道の段差を少しでもなだらかにするよう、再舗装を長い区間で行って継ぎ目を減らすなど、段差解消のための工事を行ってまいります。

また街路灯の光が路面に届くよう、適宜、街路灯周辺の街路樹の剪定を行ってまいります。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目（番号）新規 道路交通（3）

回答局課名 幸区役所道路公園センター管理課

担当者 渡辺

TEL 044-544-5500

要望内容

（場所）遠藤町交差点歩道橋

（現状）遠藤町交差点の歩道橋が古くなり、足元が滑りやすくけが人が発生している。

（改善策）歩道橋の整備

回 答

国道の管理については、横浜国道事務所神奈川出張所が所管となりますので、神奈川出張所に要望をお伝えします。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目（番号）新規 道路交通（４）

回答局課名 幸区役所危機管理担当

担当者 鹿山

TEL 044-556-6605

要望内容

（場所） ミューザ川崎シンフォニー前交差点

（現状） 歩者分離信号が設置されているが、対向車の影響により歩道信号が青になっても右折する車両がいる。

（改善策） 右折信号の設置

回 答

当該要望につきましては、交通管理者である幸警察署から「当該交差点への右折信号の設置は、車の交通量と歩行者数を勘案すると設置は困難。」との回答をいただいております。

また、当該地点の取締り強化につきましても、交通管理者である幸警察署へお伝えしております。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目（番号）新規 道路交通（5）

回答局課名 幸区役所道路公園センター管理課

担当者 渡辺

TEL 044-544-5500

要望内容

（場所）国道1号の「小向交番」交差点から南武線交差部あたりまでの間の歩道

（現状）国道1号の歩道が狭く、自転車と歩行者が接触する恐れがある。

（改善策）「小向交番」交差点から南武線交差部あたりまでの間の歩道を拡張するか自転車レーンを設置して欲しい。

回 答

国道の管理については、横浜国道事務所神奈川出張所が所管となりますので、神奈川出張所に要望をお伝えします。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目（番号）新規 道路交通（6）

回答局課名 幸区役所危機管理担当

担当者 鹿山

TEL 044-556-6605

要望内容

（場所）国道1号の交差点「尻手」「都町」「遠藤町」＜別紙地図②箇所＞

（現状）国道1号の交差点「尻手」「都町」「遠藤町」について、歩道橋はあるが、自転車横断に対する設備がないため、自動車と横断する自転車が接触する恐れがある。

（改善策）各交差点に自転車レーンと専用信号機の設置を検討いただきたい。また、可能であれば横断歩道の設置も検討いただきたい。

回 答

交差点内の自転車横断帯、専用信号機、横断歩道につきましては、交通管理者である幸警察署が設置、管理を行っており、御要望につきましては内容をお伝えしております。

また、自転車の走行方法につきましては、車道の左端の走行が道路交通法第18条第1項に定められております。

自転車の交通安全教室やキャンペーン活動等を通じて、自転車走行のルール、マナーの啓発に努めてまいります。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目（番号）【**道路交通**】新規案件（7）

回答局課名 まちづくり局拠点整備推進室/交通局運輸課/建設緑政局企画課/経済労働局商業振興課
/幸区役所道路公園センター整備課

担当者 塙・柏谷 電話 044-200-3021・044-200-3231

要望内容

（場所）ラゾーナ川崎周辺

（現状）ラゾーナ川崎周辺の道路は、平日でも混雑があるが、休日となると相当な渋滞が発生している。またソリッドスクエア前の道路では、停留所から右折車線へ合流するバスが車線を塞ぐことによる渋滞が発生している。

（要望）渋滞緩和対策をお願いしたい

回 答

ラゾーナ川崎周辺道路の渋滞緩和対策といたしまして、本市では、これまで、道路線形の改良や交通管理者と連携し時差式信号機の導入等のハード面による対策を行うとともに、施設管理者であるラゾーナに対し、交通渋滞の緩和に向けた必要な対応を要請してまいりました。この要請を踏まえ、ラゾーナ側では、連休等の交通集中が想定される期間につきまして、外周警備員を増強し、駐車待ち車両をできるだけ施設内で待機するよう誘導を行うとともに、提携駐車場の強化や公共交通機関の利用促進等の周知などソフト面の取組みを継続的に行ってきたところです。

今後につきましても、これまでの実績を踏まえた対策を適切に講じることにより、交通渋滞の緩和に資するものと考えておりますが、引き続き状況の把握を行い、関係事業者との連携を図るとともに、必要に応じて適切な対応に努めてまいります。

また、ソリッドスクエア前停留所につきましては、バスが停留所を出てから幸町の交差点を右折する場合、2車線分の車線変更を要する状況でございますので、バス走行環境改善の要望など関係機関に働きかけをしてまいります。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目（番号）新規 道路交通（8）

回答局課名 幸区役所危機管理担当

担当者 鹿山

Tel 044-556-6605

要望内容

（場所）県道川崎町田線（市電通り）のJR架橋下（アンダーパス）の歩道（川崎区と幸区の区界）

（現状）国道1号の歩道が狭く、自転車と歩行者が接触する恐れがある。
県道川崎町田線（市電通り）のJR架橋下（アンダーパス）の歩道は下っているため、物凄い勢いで数多くの自転車が走行しており、また、歩道が狭く歩行者との接触も発生しているため危険である。他の架橋下のような事故が起きてからでは遅いと思います。

（要望）安全運転を周知するための具体的な対策（看板設置等）をお願いしたい。

回 答

（幸区役所道路公園センター整備課）

当該箇所は下り坂で自転車がスピードを出し過ぎる傾向にあるため、歩行者の安全上、支障が生じていることは認識しており、これまでに立看板や路面シール等により自転車の速度の出し過ぎへの注意喚起を行っております。

今後、さらに自転車に対して減速を求める看板や路面シールを増やし、歩行者の安全の確保を促してまいります。

（幸区役所危機管理担当）

自転車の交通安全教室やキャンペーン活動等を通じて自転車走行のルール、マナーの啓発に努めてまいります。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目（番号）【生活環境】新規案件（1）

回答局課名 市民文化局市民生活部地域安全推進課

担当者 丸橋 電話 044-200-3839

要望内容

（場所）幸区内の各バス停

（現状）バス停での禁煙が徹底されておらず健康面で懸念がある。

（要望）各バス停に目立つように禁煙の掲示をする等、禁煙を徹底してほしい。

回 答

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行いたしました。

条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。

条例施行以降、市内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や電柱幕の掲示、市営バス車内での広報など、路上喫煙防止に向けた啓発活動を行うとともに、路上喫煙防止指導員の巡回活動により路上喫煙者への注意・指導を行っています。

しかしながら、いまだに路上で喫煙をする者がいることから、今後も指導員による注意・指導の徹底を図るとともに、引き続き広報・啓発活動等に取り組んでまいります。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目（番号） 【生活環境】新規案件（1）

回答局課名 まちづくり局交通政策室

担当者 佐藤 電話 044-200-2034

要望内容

（場所）幸区内の各バス停

（現状）バス停での禁煙が徹底されておらず健康面で懸念がある。

（要望）各バス停に目立つように禁煙の掲示をする等、禁煙を徹底して欲しい。

回 答

本市といたしましては、本件の御要望について、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、民間バス事業者にお伝えしてまいります。

（まちづくり局交通政策室分）

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目（番号） 生活環境（1） _____

回答局課名 交通局自動車部管理課 _____

担当者 立石 _____ 電話 044-200-3224 _____

要望内容

（場所）

幸区内の各バス停

（現状）

バス停での禁煙が徹底されておらず健康面で懸念がある。

（要望）

各バス停に目立つように禁煙の掲示をする等、禁煙を徹底して欲しい。

回 答

市バスが管理する停留所につきましては、経路図や時刻表により掲示スペースが限られている中で、原則として禁煙の掲示をしておりますが、今後より効果的な掲示となるよう取り組んでまいります。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目（番号）新規 生活環境（2）

回答局課名 幸区役所道路公園センター管理課

担当者 中村

TEL 044-544-5500

要望内容

（場所）小向交番前(東芝研究開発センター前)のバス停付近(上平間方向)

（現状）マンション前に自転車が植え込みに置かれていて、歩道にはみ出しており歩行（特にすれ違う際）の障害になっている。

（改善策）未使用自転車を撤去して欲しい。

回 答

御指摘いただいたマンション前の自転車につきましては、当該マンションの管理組合に対し、不適正な駐輪等を行わないよう、これまでも複数回指導を行っているところです。

また、歩道上に放置された自転車につきましては、発見し次第、警告札を貼付し、一定期間経過後に撤去作業を行っています。

今後につきましても、マンション管理組合に指導を行うとともに、路上放置自転車に対し警告、撤去作業を行い、道路の適正な維持管理に努めてまいります。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目（番号）【継続案件】生活環境（1）

回答局課名 交通局管理課

担当者 立石

電話 044-200-3224

要望内容

（場所）

小向交番前（東芝研究開発センター前）のバス停・平間銀座のバス停

（現状）

バス停に屋根がない。昨年度の回答で、上平間方向は設置することが難しいとの回答があったため、川崎方向の屋根設置をお願いしたい。

（要望）

川崎方向のバス停に屋根を設置して欲しい。

回 答

上屋やベンチ等のバス停留所施設の設置につきましては、原則としてその停留所を管理している各事業者において、対応しているところでございます。

市バス管理のバス停留所に上屋を設置するには、「道路占用許可基準」に定める、設置後の歩道の有効幅員が2メートル以上確保することのほか、地下埋設物に支障がないことや近隣住民の同意等が必要です。

市バスが管理する平間銀座停留所（川崎方向）の上屋設置の進捗状況につきましては、近隣住民から同意を得るのは困難な状況でございますので、道路環境などの変化に合わせて検討してまいります。

なお、小向交番前停留所（川崎方向）につきましては、民間バス事業者の管理となっております。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目（番号） 【生活環境】継続案件（1）

回答局課名 まちづくり局交通政策室

担当者 佐藤 電話 044-200-2034

要望内容

（場所）小向交番前（東芝研究開発センター前）のバス停・平間銀座のバス停

（現状）バス停に屋根がない。昨年度の回答で、上平間方向は設置することが難しいとの回答があったため、川崎方向の屋根設置をお願いしたい。

（要望）川崎方向のバス停に屋根を設置して欲しい。

回 答

バス停留所の上屋の設置につきましては、利用状況や地域要望等を踏まえ、歩道幅員等も確認し、バス事業者が設置を行っているところでございます。

本市といたしましては、本件の設置要望について、引き続き、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、東急バスにお伝えしてまいります。

（まちづくり局交通政策室分・小向交番前バス停留所）

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

中原地区連合

2022年度に向けた 中原地区連合 政策制度要請回答

(太枠囲み・ゴシック体の箇所が中原区への要望・回答です。)

1 中原区に対する要望

(1) 交通政策

ア 狭い道の安全対策

【要望】

今年の6月に千葉県八街市で発生した小学生の死傷した事故を受けて、全国で通学路の総点検が実施され、危険箇所については安全対策を講じる政府方針が掲げられた。

中原区では道幅が狭いことに加えて交通量も多い傾向にあることにより、過去から児童の通学路の危険箇所の指摘や、自転車と歩行者、もしくはバスやトラックなどの大型車と歩行者との接触の危険性など、歩行者の安全確保に関する様々な声に対する対策を要望してきた。しかしながら、実際には対策の難しさ、予算上の都合による優先順位等の理由により、注意喚起等の暫定処置にとどまることが多かった認識である。

上記の方針を踏まえ、中原区として交通安全対策に関して今後のどのような対策を講じるのか検討状況を報告すること。

【中原区回答】

通学路の安全対策については、毎年、通学路安全対策会議において、教育委員会、警察、区危機管理担当、道路公園センターの4者が、様々な要望に対して連携して可能な安全対策を講じています。

要望内容によっては、用地や地域の事情などにより施設整備が困難な場合がありますが、今後も、4者による連携を継続し、地域の状況に合わせて対策を実施してまいります。

また、中原警察署や中原交通安全協会などの関係機関と連携して、中原区の交通安全に関する環境の改善、自動車や自転車に対する交通ルールやマナーの理解度の向上が図られるような注意喚起や啓発活動などを推進してまいります。

(2) 生活環境について

イ 中原区まちづくりの推進について

【要望】

中原区では、街づくりの取り組みとして、落書き消しやパンジーなどの花を植えるなど、地域・区民の参画による活動が進められている。しかしながら、落書き消しは引率されていた方が他界し活動が休止状況になっていることに加えて、花を植える活動も今年度いっぱい終了すると聞いている。

このような区民参加による活動の火を消すことは大きな損失である。

先日川崎市都市計画マスタープランの「中原区構想」が改訂され、今後の中原区のまちづくりに対する期待も高まっているが、これまで進められてきた活動の継続や上記のような観点の活動においても積極的に支援を図ること。

【中原区回答】

地域・区民の参画による活動につきましては、区としても引き続き様々な側面から柔軟に支援を行ってまいります。

花を植える活動につきましても、今までのノウハウ等を継承し、実施に向けて、関係者等と調整してまいります。

ウ 多摩川河川敷の街灯整備

【要望】

多摩川河川敷の中原区管轄エリアは、周辺の自治体区と比較して薄暗エリアが多い。多摩川河川敷は昨年新型コロナウイルス感染拡大を受けて、体力維持・向上の観点でランニングをする人も増えている状況であるため、安全・防犯対策の観点から、街灯の増設や、照度の高いLED照明を導入するなどの対策を検討すること。

【中原区回答】

中原区役所としましては、要望事項について建設緑政局多摩川施策推進課へ情報提供してまいります。

エ ごみ集積所の課題

(ア) 燃えるごみ収集時間帯の遅延の実態について

【要望】

燃えるごみ収集時間帯について、回収目安時刻と実際の回収時間帯とのギャップが大きいことによる問題が頻発しているという声が挙がっている。

地区ごとの計画に沿って回収されている認識であるが、ごみ収集の実態と課題について確認して報告すること。

【中原区回答】

中原生活環境事業所に確認したところ、ごみの収集は8時以降順次行っており、その日のごみの量、道路の状況等の理由により収集時間が早まったり遅くなったりすることがあるとのこと。

道路工事等による通行止めがあった場合に清掃車が当該区域に入れなくなる場合などは、工事が始まる前や工事時間帯を避けて収集をすることから、日によってもルートに変更が生じる場合があり、収集区域全てのごみを限られた清掃車と人員により収集できるよう当日朝8時までに出していただくよう市民の皆様にご協力をいただいているとのこと。

また、ごみの出し方のルールや、ごみを覆うネットの網目を細かくする工夫などの啓発にも努めていくとのこと。

(イ) 粗大ごみ不法投棄について

【要望】

下小田中3丁目18番レクエルドプレイスとドミール鹿島の間の日陰の前にごみ集積所があるが、日陰の区画が夜間は暗いことから、夜間を狙っての粗大ごみ不法投棄が後を絶たない。

粗大ごみの種類によっては事件性のあるものが詰め込まれているのではないかと不安を感じることもあると近隣住民からの声も挙がっている。

粗大ごみは、収集シールが貼られていないと暫く放置されるため、公衆衛生上の悪影響に加え、歩道をふさいでしまうことによる交通安全の観点でも影響を及ぼす恐れもあるため、実態の把握と対策を検討すること。

【中原区回答】

中原生活環境事業所に確認したところ、粗大ごみの不法投棄等については見回りをするとともに、警告文書を貼るなどの対応を行っているとのこと。

また、道路をふさぐなど交通に支障があるなどの通報があった場合には、すみやかに撤去を行っているとのこと。

しかしながら、投棄されたものを撤去すると、「ここに置けば持って行ってくれる。」という悪循環が発生するなど、生活環境事業所としても対応に苦慮しているとのこと。

2 川崎市に対する要望に関連する中原区への要望

(1) 大規模災害対策に対する取り組みについて

川崎市への要望と回答

【川崎市への要望】

想定される首都直下型地震や豪雨災害などの巨大災害に備えるため、過去に発生した災害から得られた検証結果と教訓を最大限に生かした「命を守る防災・減災」の災害に強い街づくりの推進が求められている。

- ① AIを活用した災害事前予測や防災マップの精査をはかり、広域的な安否確認や避難誘導の迅速化で大規模災害発生時の被害低減をめざすこと。
- ② 大規模災害発生時は適正な避難情報の発令を継続すること。また、在住外国、観光滞在者に対して、かわさき FM を通じた情報提供を実施するとしているが、具体的な取り組みについて説明願いたい。
- ③ 福祉避難所として協定を締結している 202 施設に対して、備蓄品の購入と、二次避難所開設訓練の実施に取り組んでいると聞いているが、詳細について報告すること。
- ④ 避難所の運営について、班員の選出に女性を編入させるように努めていると聞いているが、詳細について報告すること。

【川崎市回答】

①令和3年度に稼動を開始した、新たな総合防災情報システムは、国、県、市が管理する河川カメラ、水位計、雨量計等の情報を集約するとともに、SNSへの投稿情報をAIにより自動分析することで、災害対応に当たる職員が的確に状況を把握し、判断できるよう開発したところですが、今後につきましても、最新技術情報等を収集しながら、最適な手段の検討を進めることにより、大規模災害発生時の被害軽減に努めてまいります。

②避難情報については、電子メール、ホームページ、防災アプリ、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、ツイッターなど様々な媒体を用いて情報提供するとともに、広報車による呼びかけ、同報FAX等により、対象区域内の要配慮者利用施設等にも情報が伝わるよう引き続き努めてまいります。また、かわさき FM による外国語による防災情報提供を実施するため、市民文化局多文化共生推進課では公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、災害発生時にかわさき FM に外国語ボランティアを派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行う等の対応を行い、外国語ボランティアの確保に努めているところです。

③二次避難所の機能の充実を図り、福祉施設の防災力を高めるため、「二次避難所開設訓練」を実施する施設に対して、二次避難所の開設・訓練に必要な物資の購入費の一部（1施設当たり最大20万円）を負担しております。

平成31年度から当事業を実施しており、平成31年度には11施設、令和2年度には14施設に参加いただいております。それぞれの施設にて発電機やテント、簡易トイレ等を購入し、訓練に活用いただいております。

また、コロナ禍という状況を鑑み、飛沫感染等の感染対策を踏まえた環境整備を目的に、必要な物資である簡易テントや簡易ベッド、携帯トイレ袋等の配置を進めております。

今後につきましても福祉施設関係者の御意見等も踏まえながら、実行性ある取組を着実に推進してまいります。

④避難所運営への女性の編入につきましては、「避難所運営マニュアル～地震災害対策編～」において、「避難所運営会議の構成員は、年齢や性別等に配慮し、様々な立場の方の意見を反映できるように努めます。特に、女性の参画の推進を図り、男女のニーズの違いなどに配慮した体制の確立に努め

るものとします。」としております。

また、避難所運営会議の基本的事項のひとつといたしましても、「業務遂行にあたっては、被災時の男女ニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域防災活動における女性の参画推進や性的マイノリティへの理解・配慮の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるもの」としてしております。

中原区への要望と回答

【中原区への要望】

中原区の対応状況について報告すること。

【中原区回答】

中原区独自の取組みといたしましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難場所として、区役所に濃厚接触者のゾーン及び陽性患者のゾーンを設置するとともに、各避難所には暫定の濃厚接触者ゾーン及び陽性患者ゾーンを設置し、避難所の濃厚接触者ゾーン及び陽性患者ゾーンの該当者を区役所に移送することとしています。

(2) JR南武線の輸送力増強と駅の安全対策について

川崎市への要望と回答

【川崎市への要望】

JR南武線の混雑や運行の遅延はコロナ禍で多少緩和されたものの、以下の対応策の実行は必要と考える。

①連続立体交差事業の都市計画決定を見送ると報道されているが、本事業について 早期実現をはかること。

【川崎市回答】

①新型コロナウイルス感染症による社会経済状況への影響の大きさについて見通しが立たない中で、長期にわたり財源や人的資源の面で負担が大きい大規模投資的事業のうちJR南武線連続立体交差事業の令和2年度の都市計画手続きの見送りを決定し、事業費の縮減や事業期間の短縮について検討を行うことを令和3年1月に公表いたしました。

その後、検討を進め、現計画の『仮線高架工法』に比べ事業費の縮減と事業期間の短縮の効果が見込まれる『別線高架工法』での事業化に向け都市計画手続きを進めることを令和3年1月に公表し、さらに、令和4年2月に公表する第3期実施計画案などにおいて、当該事業の都市計画手続きなど事業化に向けた手続きのスケジュールを公表したいと考えております。

中原区への要望と回答

【中原区への要望】

①について、先日、新工法確立による工事期間短縮化が試算され、事業継続に向けて再検討されることが明らかになったが、中原区としての対応について補足願いたい。

【中原区回答】

南武線の輸送力増強と駅の安全対策については、建設緑政局道路整備課において事業を推進するための検討を行っております。

中原区役所では要望事項を担当部局へ情報提供するとともに、今後の進捗状況等については、適宜、情報共有を図ってまいります。

(3) 南武線「平間駅」の踏切と周辺の安全対策について

川崎市への要望と回答

【川崎市への要望】

①駅に隣接する“開かずの踏切”について、遮断機に新システムを導入した設備の効果について報告すること。

【川崎市回答】

①JR東日本は、令和3年2月に平間駅に隣接する平間駅前踏切に新システム（賢い踏切）を導入しております。

導入後、市で踏切の遮断時間などの測定を行っており、導入前と比べピーク時遮断時間などが短縮する改善効果がございました。

中原区への要望と回答

【中原区への要望】

①について、過去から踏切の開閉タイミングの改善策については提言してきたものの、安全性の観点から対応が難しいとの回答が続いていた。しかしながら、今般、開かずの踏切の開閉のタイミングの見直しが進められている動きもある。中原区としての検討状況について報告すること。

【中原区回答】

南武線の平間駅に隣接する平間駅前踏切に新システム（賢い踏切）を令和3年2月に導入しており、遮断時間については一定の改善効果があったと建設緑政局の道路整備課から報告がありました。

中原区役所では要望事項を担当部局へ情報提供するとともに、適宜、情報共有を図ってまいります。

(4) すべての世代が安心して暮らすための方策について

川崎市への要望と回答

【川崎市への要望】

①待機児童解消の取り組みは働く者にとって重要な政策である。川崎市は令和3年4月に待機児童ゼロを達成したと報道されているが、引き続き保育園入園希望者のニーズに対応した対策を継続すること。また、子どもが2人以上の場合、別々の保育園で預けることを余儀なくされる場合がある。市の事情も十分に理解するが、働く者にとって重要な問題であるため方面や場所について配慮を求めたい。

①令和3年4月1日現在の待機児童数は、4年ぶりに0人となりました。

待機児童の解消については、市政の最重要課題と位置づけており、今後の申請状況等を踏まえ、高まる保育ニーズに対応できるよう、認可保育所等の整備を進めるとともに、川崎認定保育園や幼稚園の一時預かりなど多様な手法を活用し、引き続き保育受入枠の確保に努めてまいります。

また、区役所においては申請前からの利用相談や希望する保育所を利用できなかった方に対するアフターフォローなど、きめ細やかな相談支援を実施し、保護者の保育ニーズに対応できる保育施設やサービス等を結び付けるマッチングに努めてまいります。

きょうだいの同時申請については、保護者の希望に基づき、なるべく同園の利用ができるよう条件設定ができるほか、利用調整基準別表3において、「現にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設の利用を希望する世帯」については、項目点1点を加点しており、きょうだいの同園利用の希望について配慮しています。

また、きょうだいが別園となった場合も転園希望が可能であり、利用調整上、保育所等を利用し

ていない児童と同等の扱いをしています。

今後につきましても、子どもを安心して産み育てられるまちを目指し、待機児童解消に向けた取組を推進してまいります。

中原区への要望と回答

【中原区への要望】

①について、今年度待機児童についてはゼロになったものの、保留児童は解消しておらず改善を求める声も依然として多く上がっている状況である。中原区の実態と対応について報告すること。

【中原区回答】

中原区の状況としましても、待機児童数が4年ぶりに0人となりました。

毎年認可保育所等の整備が進み、保育受入枠が拡大していることから、保留児童数について、年々減少している状況となっています。

なお、保育所整備等の状況につきまして、令和4年4月は、新設認可保育所が5園、川崎認定保育園から認可化移行する保育所が2園あります。

また、申請前からの利用相談の取組みとしましては、窓口での相談を行うとともに、申請者の利便性向上を図るため、保育所等の申請手続きや利用調整基準など、制度の概要についてわかりやすくまとめた保育所入所説明動画を新たに作成し、「YouTube 中原区役所チャンネル」に公開いたしました。

さらに、希望する保育所を利用できなかった方に対するアフターフォローにつきましては、認可・認可外の空き情報の提供に加え、情報提供シート、園パンフレット、写真等を用いて、保護者の保育ニーズに応じたきめ細やかな相談支援を引き続き実施してまいります。

今後につきましても、こども未来局と連携し、待機児童解消に向けた取組を推進してまいります。

(5) 子どもの貧困・子育て支援の強化について

川崎市への要望と回答

【川崎市への要望】

①県は「神奈川県子ども貧困対策推進計画」(2020-2024年)を策定し、市や関係団体と連携して取り組んでいる。一方で利用者に情報が届く仕組みを充実・強化する必要がある。ひとり親世帯と子どもの貧困が増加しており、生活保障・就労・教育・子育てなど、切れ目のない支援が必要とされる。社会全体で子ども貧困世帯を支える仕組みを構築するための施策を推進すること。

②新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり児童虐待は大幅に増加している(2020年度の警察から児童相談所への通報数は前年度8.9%増、10万6960人)。児童相談所の児童福祉司、児童心理司の増員などの体制強化を進めること。

③区役所を含めた相談・支援の充実のため、専門職の増員や教育(育成)の取組について報告すること。

【川崎市回答】

①子どもの貧困対策においては、子ども・若者の成長過程のいずれの段階においても、教育・福祉・保健・医療・雇用などの分野が、漏れのない、また、切れ目のない連携した重層的な支援を行っていくことが重要と考えます。

本市では、平成30年度からの4年間を計画期間とする「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、子ども・若者がすこやかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指し、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実、子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実、支援

が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実を施策の方向性として示し、総合的に施策を展開しております。

子どもの貧困対策については、本プラン第5章において、基本的な考え方、施策の方向性、推進項目を示し、地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中ですこやかに成長できるよう、必要な施策を総合的に推進しているところです。

なお、令和4年度から7年度までを計画期間とする第2期「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を令和3年度中に策定する予定でございますので、当該プランに基づき、引き続き、子ども・子育て支援の充実を図ってまいります。

②これまで平成30年12月に策定された児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）及び令和元年6月に成立した改正児童福祉法に基づき、児童相談所の児童福祉司、児童心理司の増員などの体制強化を進めているところであり、引き続き推進してまいります。

③区役所の体制につきましては、児童虐待相談・通告件数の増加などを踏まえ、令和2年度に各区役所・支所に社会福祉職を1名増員したところでございまして、今後も体制の強化に努めてまいります。

また、人材育成につきましては、平成28年改正児童福祉法により、児童福祉司に研修が義務付けられるなど、資質向上の取組が定められたところですが、本市におきましても、義務研修や、児童相談所新任研修等に区役所の職員も参加対象とするなど、区役所も含めた人材育成を進めているところでございます。

中原区への要望と回答

【中原区への要望】

中原区の対応状況について報告すること。

【中原区回答】

子どもの貧困に関わる対応策は、教育・福祉・医療・雇用などの幅広い分野の制度、施策・事業の連携・強化を図りながら取組みを進めていくことが重要と考えます。

区役所地域みまもり支援センターでは、保健師・助産師・社会福祉職・心理職・栄養士・歯科衛生士・保育士・教育関連職員を配置し、これまで培ってきた地域ネットワークの仕組みを活用し、個別支援の取組みを推進するとともに、児童家庭相談援助・母子保健事業・保育所入所業務・児童手当業務・生活保護業務など様々な場面で多くの情報を把握する中で、生活に困難を抱える子ども・若者とその家庭を早期に発見し、問題が重症化しないよう各部署が連携をしながら取り組んでいます。

(6) GIGAスクール構想について

川崎市への要望と回答

【川崎市への要望】

校内通信ネットワークの整備と児童生徒1人1台端末の整備を段階的に行っていくと同時に、教職員への研修などの情報伝達や支援体制の充実、児童生徒の家庭からの理解促進に努めること。また、家庭でのICT機器の使用が想定された際の、通信環境が整っていない家庭の実態把握や支援をおこなうこと。GIGAスクール実施にあたりハード面やソフト面などで出てきた課題に対して十分に検証し、必要な改善や予算措置を行うこと。

【川崎市回答】

多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるGIGAスクール構想について、本市においては、令和2年度中に市立学校

の校内通信ネットワークの整備と義務教育における児童生徒1人1台分端末を整備いたしました。

現在、各学校にGIGAスクール構想推進教師（GSL）を設置し、GIGAスクール構想を中心となって推進していくことができるよう、研修や情報交換を行うとともに、希望研修や要請訪問研修を実施し、GIGA端末の教育活動での活用を支援しております。また、その取組について、「教育だよりかわさき」等で市民・保護者へ紹介し、啓発を図っているところです。今後も教職員の状況を把握し、内容を改善しながら必要な研修を実施してまいります。

貸出用のモバイルルーターについてですが、昨年度、国において、Wi-Fi環境の整っていない家庭においても通信環境を早期に整備する方針が示されたことから、国の補正予算を活用して約4,900台を購入し、各学校へ配備しました。家庭におけるオンライン学習を行う際に、Wi-Fi環境の整っていない家庭に貸与し、活用しているところです。

今後も、GIGAスクール構想の取組を進めるうえで発生した課題に対しては、十分な検証を行い、必要な対応を行ってまいります。

中原区への要望と回答

【中原区への要望】

設備の導入は進んでいるものの、緊急事態宣言下において各小学校でオンライン授業を実施した際に端末操作やオンラインに慣れていない児童の対応や、通信環境がないことや自宅で児童をサポートできない家庭があることで現地とオンラインのハイブリッドで対応せざるケースなどがあり、授業の準備と進行に苦慮したという先生方の声が聞こえている。今後もオンライン授業実施の可能性に備えて、授業のサポートとして、企業との連携や兼職、ボランティアの受け入れ等、要員確保について検討すること。

【中原区回答】

各学校の状況を把握し、教育委員会事務局総合教育センター情報・視聴覚センターに報告を行い情報共有をするとともにとともに、GIGAスクールの円滑な推進に向けて取り組んでまいります。

3 道路交通、信号標識に関する神奈川県警への要望

【要望】

今年度、個別の道路交通、信号標識に関する要望については、川崎地域連合で各地区の地区連合（中原地区、北部地区、幸地区、田島地区、大師地区、川崎中央地区）からの要望をとりまとめ、神奈川県警へ直接要望書として提出した。

提出した要望において中原区に関するものは、中原地区連合から5件、他地区から10件であり、要望については神奈川県警と連携の上、中原区としても改善の働きかけを願いたい。

【中原区回答】

要望箇所を含め、中原区の交通安全に関する環境が改善するよう、中原警察署や中原交通安全協会などの関係機関と綿密に連携してまいります。

北部地区連合

要請項目 (平和・人権政策-1)

<p>要請内容</p>	<p>1. 子供たちの健全な育成に向けた取り組みについて(全区)【継続】</p> <p>平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付および小規模保育等への給付が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となりました。</p> <p>令和元年5月には、子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、支援の内容や水準は良質かつ適切なものであることに加え、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨が基本理念に追加され、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、また令和元年9月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われました。</p> <p>しかし、令和2年度は市内の児童相談所および区役所が受けた児童虐待相談・通告件数が5,557件、対前年比23.3%の増加となっています。新型コロナウイルス感染拡大の影響による、潜在的な貧困や虐待への察知、フォロー体制の強化も急務となっています。</p> <p>今後についても、「子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、引き続き子育て家庭への支援や、その他の積極的な取り組みが求められておりますが、各区の実態調査と健やかに育つことが出来る環境の充実へ向けた施策報告をお願いします。</p>
<p>回答</p>	<p>回答 【こども未来局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】</p> <p>【こども未来局】</p> <p>本市では、川崎市子ども・若者の未来応援プランに基づき、質の高い保育・幼児教育の推進や子どもが安心して暮らせる支援体制づくりなど、総合的に子ども・子育て支援施策を推進しているところでございます。今後につきましても、関係局区や関係機関・団体等との連携を図りながら、取り組みを進めてまいります。</p> <p>なお、令和4年度から7年度までを計画期間とする第2期「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を令和3年度中に策定する予定でございますので、当該プランに基づき、引き続き、子ども・子育て支援の充実を図ってまいります。</p> <p>【高津区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育ての関係機関が出席するネットワーク会議を開催したり、関係機関と協働して講座、イベントを開催することで、子ども・子育て支援のネットワーク作りを推進し、地域全体で子ども・子育てを支える意識の向上を図りました(子ども・子育てネットワーク会議、子ども・子育てフェスタ等)。 ・子育て中の親の声や関係機関の意見を参考にして、よりわかりやすく、区民のニーズに合った子育て情報の発信を行いました(子育て情報ガイドブック「ホッとこそだて・たかつ」、ホームページ、子育てアプリ等)。 ・子育て中の親子が学習、交流及び相談する機会を提供することにより、不安感や孤立感の解消に努めました(両親学級、子育て支援講座、あつまれキッズ等)。 ・H26年より「居住実態が把握できない児童」に関する調査(3～4ヶ月児健診、1.6歳児健診、3歳健診の未受診児、未就園児に関する追跡調査)を実施するとともに、必要に応じて要保護児童対策地域協議会において虐待予防及び虐待防止に向けた取組を、関係機関(児童相談所、地域子育て支援センター、児童家庭支援センター等)と連携して実施しています。 <p>【宮前区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度も、新型コロナウイルスの感染予防に努めながら各種事業、イベントを実施しております。 ・緊急事態宣言等の発令や感染状況を踏まえつつ、子ども・子育てに関係する機関・団体で構成される会議や、関係機関との協働による講座・イベントを開催することを通じて、子ども・子育て支援のネットワークづくりを推進し、地域全体で子ども・子育てを支える意識の向上を図りました。(子ども・子育てネットワーク会議、子ども・子育てフェスタ等)。 ・子育て中の親の声や関係機関の意見を参考にして、より分かりやすく、タイムリーな子育て情報の発信を行いました(「宮前子育てガイドとことこ」)。 ・子育て中の親子が学習、交流、相談する機会を提供することにより、不安感や孤立感の解消に努めました(両親学級、子育て支援者講座等)。 ・平成26(2014)年より「居住実態が把握できない児童」に関する調査(3か月健診、1.6歳健診、3歳児健診の未受診時に関する追跡調査)を実施しています。そして必要に応じて要保護児童対策地域協議会において虐待予防、虐待防止を行い、健全育成に向けた取り組みを関係機関(保育園、幼稚園、小・中学校等、児童相談所、地域子育て支援センター、児童家庭支援センター等)と連携して実施しています。

要請項目 (平和・人権政策－1)

<p>要請内容</p>	<p>1. 子供たちの健全な育成に向けた取り組みについて(全区)【継続】</p> <p>平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付および小規模保育等への給付が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となりました。</p> <p>令和元年5月には、子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、支援の内容や水準は良質かつ適切なものであることに加え、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨が基本理念に追加され、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、また令和元年9月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われました。</p> <p>しかし、令和2年度は市内の児童相談所および区役所が受けた児童虐待相談・通告件数が5,557件、対前年比23.3%の増加となっています。新型コロナウイルス感染拡大の影響による、潜在的な貧困や虐待への察知、フォロー体制の強化も急務となっています。</p> <p>今後についても、「子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、引き続き子育て家庭への支援や、その他の積極的な取り組みが求められておりますが、各区の実態調査と健やかに育つことが出来る環境の充実へ向けた施策報告をお願いします。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答 【こども未来局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】</p> <p>【多摩区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の子どもに係る市民活動団体と子ども施策に関連する機関で構成する「多摩区こども総合支援連携会議」を開催し、ネットワークの形成と連絡調整機能の強化を図っています。今年度は、それぞれの団体や機関におけるコロナ禍での取組等の事例発表を通じて情報共有を図りました。 ・区内の子ども・子育て支援に関する情報をまとめた「多摩区地域子育て情報BOOK」や、子どもに関する各種相談窓口を記載しているリーフレット「多摩区こども相談窓口」、ホームページや子育てアプリ等多様な媒体を活用し、安心して子育てができるように情報を提供しています。 ・地域の方々と一緒に開催する地域サロンや多胎等の妊産婦などの育児支援グループに保育士等を配置し、親子との関わりを通じて育児不安の解消や育児力の向上、虐待予防を目指した事業を行っています。また、主に0歳児の親子を対象にした講座「ちゅーりっぷセミナー」を定期的で開催し、心理職を配置して育児力の向上に努めています。 ・要保護児童対策地域協議会では、虐待予防や防止のための対策を協議し、関係機関と連携した取組を実施しているほか、児童虐待の早期発見、早期対応及び発生予防を目的に、地域支援課の専門職が区内の全小中学校を訪問して情報共有を行うとともに、学校からの個別の相談に対応するなど学校と連携した取組を実施しています。 <p>【麻生区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の子ども関連機関や団体等で構成している「麻生区子ども関連ネットワーク会議」では、情報交換や地域課題を共有しています。令和3年度は、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える体制づくりの重要性について確認することにより、地域の育児力の向上に努めます。 ・「麻生区・6大学公学協働ネットワーク」に基づき、各大学の専門性を活かした講座や体験学習を行うことで子ども・子育て支援や人材育成を行っています。令和2年度に引き続き今年度も、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した内容で実施しています。 ・子育て中の親子が学習、交流、相談する機会を提供することにより、不安感や孤立感の解消に努めます(両親学級、育児・健康相談、地域子育て交流広場での講話等)。母親だけではなく父親が参加する機会も提供することで、子育てにおけるストレス、不安の解消、虐待防止に繋がります。なお、例年子育て支援団体等と協働で「あさお子育てフェスタ」を開催していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。 ・ホームページやアプリ、子育て関連情報誌「きゅっとハグあさお」等各種媒体を活用した情報発信を行っています。 ・平成26年度から「居住実態が把握できない児童」に関する調査を実施しています。 ・要保護児童対策地域協議会において虐待予防、虐待防止に関する普及啓発を行い、健全育成に向けた取組を関係機関(保育園、幼稚園、小・中学校、児童相談所、地域子育て支援センター、児童家庭支援センター等)と連携して実施しています。

要請項目 (平和・人権政策-2)

<p>要請内容</p>	<p>2. 保育所等利用待機児童数ゼロの継続的な取り組みについて(全区)【継続】</p> <p>子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加に伴い、保育所等利用申請者数は、前年度比+655人増の35,398人となり、また、受入枠拡充に伴い、利用児童数も前年度比1,256人増の33,552人と共に過去最大となりました。</p> <p>厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく令和3年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は4年ぶりに0人となりました。</p> <p>希望保育園等に入所保留となった方は、前年度比601人減の1,846人となり、ニーズにあわせてきめ細かい各区役所の取り組みが奏功したものと認識しています。引き続き待機児童数ゼロの継続へ向けた対策を要請するとともに、積極的な保育士の確保、処遇改善をはじめ、保育の質の基準を明確する取り組みをお願いします。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【こども未来局】</p> <p>保育士等の処遇改善につきましては、国の処遇改善等加算に加え、市独自の基準として、市がさらなる配置を求めている加配保育士への処遇改善等加算を実施しております。また、平成30年度から、国の処遇改善等加算Ⅱを補完するものとして、経験年数が長い職員が多くいるために国の処遇改善加算が十分に行えない場合には、格差是正のため、市独自の加算を創設し、令和2年度から、独自加算をさらに増額し、施設間の均衡が図られるよう努めているところです。</p> <p>さらに、運営費においても市独自の様々な加算項目を設けているほか、保育士等の離職防止策として、国の保育士宿舍借上げ支援事業やICT化推進事業などを実施し、間接的ではありますが、働き方改革や事務の負担軽減を図るなど、総合的に保育士等への処遇改善に努めており、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>また、キャリアアップの支援につきましては、県が実施する「神奈川県保育エキスパート等研修」の他に「川崎市保育士等キャリアアップ研修」を実施し、保育エキスパート等研修として指定することで、より多くの保育士等が研修を受講する機会を確保し、質の向上と処遇改善に向けて取り組んでいくところです。</p> <p>保育現場における人材確保につきましては、市独自の就職相談会や保育所見学会等を通じた就職・復職支援に加え、無料の保育士試験対策講座などを実施し、コロナ禍における情勢も見極めながら、感染症対策やWebを活用した手法も導入しつつ、人材確保に取り組んでいるところです。</p> <p>今後につきましても、引き続き、認可保育所等の整備を中心に、川崎認定保育園や幼稚園の一時預かりなど多様な手法を活用し、保育受入枠を確保するなど、待機児童の解消に向け取組を推進するとともに、国の動向を踏まえながら、保育職場における人材確保に向けた施策の充実を図ってまいりたいと考えております。</p>

要請項目 (行政-1)

<p>要請内容</p>	<p>1. 自然災害に強い街づくり育成に向けた取り組みについて(全区)【継続】</p> <p>令和3年7月3日に静岡県熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、甚大な被害をもたらしました。さらに、8月には記録的な大雨により九州・中国地方の各地で土砂災害や河川氾濫による水害が発生し多数の被害が出る事態となりました。</p> <p>近年このような自然災害が各地で発生しており、北部地区では急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定区域など立地的な不安要素も兼ね備えていることから、日ごろからの防災、減災への取り組み強化が一層必要であると認識しています。危険地区の定期的な安全点検の頻度増加もしくは点検間隔期間の短縮への要請と、防災備蓄品の必要数の確保、地域住民が安全かつ適確に避難場所へ移動できる誘導点検や日頃からの周知活動を要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答 【総務企画局】【まちづくり局】【建設緑政局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】</p> <p>【総合企画局】【まちづくり局】【建設緑政局】</p> <p>平成29年度から年1回発行しているタブロイド版「号外！備える。かわさき」や、防災啓発冊子「備える。かわさき」、各種ハザードマップの中で、家庭内備蓄の必要性について啓発しており、避難場所や避難方法についても、屋内待機、垂直避難など、指定避難所となっている学校等に避難する立ち退き避難(水平避難)以外の避難行動や、日ごろから避難ルートをはじめ家族の状況に応じた避難のタイミング・避難先等を確認しておくことの重要性、お住まいの環境に応じた避難行動の判断フロー、洪水ハザードマップの周知など含めて啓発をしているところです。</p> <p>今後につきましても、市民の皆様の家庭内備蓄が促進され、適切に避難行動を取れるよう啓発に努めてまいります。</p> <p>また、土砂災害に関わる防災・減災への取組につきましても、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び対策工事の実施等について、神奈川県と連携を取りながら急傾斜地崩壊対策事業の促進を図っております。また、宅地における擁壁の改築・補強等については、所有者に対して工事費の一部を助成する「川崎市宅地防災工事助成金制度」により、工事实施を促してまいります。</p> <p>さらに、土砂災害警戒区域等の指定に伴い台風や大雨などの有事の際に円滑な避難が行われるよう、必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、当該区域内の居住者等に配布を行っております。今後につきましても、引き続き各区役所で開催する防災フェアなどの様々な機会も活用し、日頃からの周知活動に取り組んでまいります。</p> <p>【高津区】</p> <p>高津区では、多摩川水系及び鶴見川水系の河川による浸水被害の危険性が指摘される一方、丘陵地域では急傾斜地における、がけ崩れ等の土砂災害の危険性が高いことが挙げられ、このような条件に対応した災害対策が求められています。日ごろから地域特性に合わせて、自主防災組織や町内会・自治会、地域団体、学校等へぼうさい出前講座や防災訓練等の機会を通じて、災害リスクや発災時の対応について啓発しているところです。</p> <p>今後につきましても、区民の皆様の防災意識向上とともに、適切に避難行動を取れるよう啓発に努めてまいります。</p> <p>【宮前区】</p> <p>防災啓発冊子「備える。かわさき」、各種ハザードマップを活用し、窓口での御案内、市民への研修・講座等を通じて、災害時の避難ルート・避難先の事前確認や家庭内備蓄の必要性について啓発しているところです。</p> <p>今後につきましても、市民の皆様の防災意識向上とともに、市民の皆様が適切に避難行動を取れるよう啓発に努めてまいります。</p>

要請項目 (行政-1)

<p>要請内容</p>	<p>1. 自然災害に強い街づくり育成に向けた取り組みについて(全区)【継続】</p> <p>令和3年7月3日に静岡県熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、甚大な被害をもたらしました。さらに、8月には記録的な大雨により九州・中国地方の各地で土砂災害や河川氾濫による水害が発生し多数の被害が出る事態となりました。</p> <p>近年このような自然災害が各地で発生しており、北部地区では急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定区域など立地的な不安要素も兼ね備えていることから、日ごろからの防災、減災への取り組み強化が一層必要であると認識しています。危険地区の定期的な安全点検の頻度増加もしくは点検間隔期間の短縮への要請と、防災備蓄品の必要数の確保、地域住民が安全かつ適確に避難場所へ移動できる誘導点検や日頃からの周知活動を要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答 【総務企画局】【まちづくり局】【建設緑政局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】</p> <p>【多摩区】</p> <p>近年多発する自然災害に備え、多摩区では、日ごろから地域の特性に合わせて、自主防災組織や町内会・自治会、地域団体、学校等向けにぼうさい出前講座を開催し、マイタイムラインのワークショップ等を通じて、地域ごとに必要な情報を各種ハザードマップ(洪水・土砂災害・内水)で確認するなど、避難場所や避難方法等について啓発を行っているところです。併せて、ぼうさい出前講座では、自助として家庭内備蓄の必要性について啓発しており、並行して、指定避難所においても、通常の防災備蓄品のほか、コロナ対策として手指消毒液やマスク、フェイスシールド等を確保しているところです。</p> <p>今後につきましても、区民の皆様のご家庭内備蓄が促進され、適切に避難行動を取れるよう、啓発に努めてまいります。</p> <p>気象情報により、台風襲来や大雨等が予想される場合におきましては、河川や水門等の事前点検を実施しているほか、異常気象時における職員動員時には、パトロールにより異常の早期発見に努めております。また、大雨による浸水が発生する恐れがある地域につきましては、近隣にお住まいの方が土のうを使用することができる土のうステーションを設置するなど、被害の最小化に向けた取り組みを行なっております。</p> <p>【麻生区】</p> <p>近年台風や大雨による被害が日本各地で発生しており、年々発生頻度や伴う被害が増大する傾向にあります。本市においても令和元年度中に複数の台風により被害を受けるなど、災害発生リスクは高まってきていると認識しております。</p> <p>麻生区においても、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等、発災時における立地的不安要素を抱えており、日頃からの防・減災への取組や地域との連携の必要があると考えております。各区域に関連する情報の提供や避難所運営会議開催時に併せて実施している防災備蓄品の内容確認を行う他、災害時に必要とされる情報の周知・啓発を総合防災訓練の実施時や市政だより等様々な機会を捉え引き続き行ってまいります。</p>

要請項目 (道路・交通政策-1)

要請内容	<p>1. JR南武線「大山街道踏切」の安全対策、渋滞緩和について(高津区)【継続】</p> <p>県道14号線の大山街道踏切の手前で歩道がなくなっているために、歩行者は車道を歩き踏切を横断しており、その際に歩行者と車両が接触しやすい状況です。</p> <p>また、自転車や路線バスなどの交通量も多いことから、あらゆる交通事故が想定される危険箇所であると認識しています。</p> <p>さらに、朝夕で遮断機がおりている時間も長く渋滞が日常的に発生しています。</p> <p>アンダーパス化事業に向けた調査結果によると建設道路傾斜角が10%になるなど課題は認識していますが、早期に着手していただくことを要請します。</p>
回 答	<p>回答【建設緑政局】</p> <p>交通管理者との協議の中で、交差点における安全確保など、新たな課題も生じており、現在、これらの対策について検討を進めているところです。</p> <p>本事業は、中心市街地における用地取得が必要であることや、鉄道直下の大規模な工事であるため、完成までに長期の整備期間を要するものと考えておりますが、引き続き、関係機関との協議や用地取得に努めてまいります。</p>

要請項目 (道路・交通政策-2)

要請内容	<p>2. 「パークシティ溝の口」南側の歩道の安全対策について(高津区)【継続】</p> <p>高津区久本3丁目の「パークシティ溝の口」南側の歩道(みずほ不動産～パーラーノア溝の口店間のパークシティ溝の口側の歩道)やマジオたんぼぼ保育園溝のロルルーム前付近の歩道は、植え込み樹木の成長と劣化のため歩道に大きな凹凸ができています。 一昨年度においても一部改修工事を施していただきましたが、歩道の老朽化が著しく毎年改修工事が必要であると認識しています。抜本的な歩道改修整備を強く要請します。</p>
回 答	<p>回答【高津区】</p> <p>樹木の成長(根上がり)による歩道への影響につきまして、令和3年10月15日に現地調査を実施したところ、多少の凹凸は確認できたものの、大きな損傷等は見受けられなかったことから、昨年度と同様になりますが、引き続き経過観察を行いながら歩道補修の適切な時期を見極めて対応させていただきます。</p>

要請項目 (道路・交通政策-3)

<p>要請内容</p>	<p>3. 溝の口駅南口ロータリー出入口信号の安全対策について(高津区)【継続】</p> <p>都市計画道路野川柿生線のロータリー入口交差点の渋滞対策については、平成30年度10月に地域からの要望があり、現地調査を実施し影響が確認されたとのことで信号の調整が図られましたが、渋滞の緩和には至らず、雨天時の朝などは送迎車でロータリー内部が混雑している状況です。課題解決に向け進捗状況の報告と完全歩車分離式への変更を強く要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答 【建設緑政局】【高津区】</p> <p>【建設緑政局】 都市計画道路野川柿生線のロータリー入口交差点につきましては、これまで渋滞対策について地域の方々から御要望をいただいております。現地調査を実施し、横断歩道を利用する歩行者等により、高津区役所側からロータリー内へ左折する車両がスムーズに進入できず、同一車線の直進車の通行に影響を及ぼしていることを確認したところでございます。 交通の円滑化に向け、対策について交通管理者と協議を行った結果、ロータリー内へ左折する車両をスムーズに進入させ、直進車の通行の渋滞緩和を図るため、令和2年3月に交通管理者において歩行者の信号現示を調整したところでございます。 今後につきましても、引き続き現地の状況を注視し、必要に応じて対策を検討してまいります。</p> <p>【高津区】 溝の口駅南口ロータリーの信号機につきましては、高津警察署から、昨年3月に信号機の秒示調整を実施したことを確認しております。この際、歩車分離式の信号機の設置を検討しましたが、車両の待ち時間が増え、更なる渋滞を発生させてしまうデメリットがあることから、秒示調整を選択したことも確認しております。</p>

要請項目 (道路・交通政策－4)

要請内容	<p>4. 多摩区生田出張所入口前道路の安全対策について(多摩区)【継続】</p> <p>建替えが完了し、令和3年6月に業務開始となった生田出張所は、地域のさまざまな拠点としての役割を発揮し、利用者が多く訪れますが、生田出張所入口信号から狭隘路を長い距離にわたり通行しないとたどり着かない場所にあります。 自動車と歩行者がすれすれの状況が散見され非常に危険です。 利用者が、安全に安心して通行できるよう歩車道が完全分離となるよう道路の拡幅工事や時間帯で車両進入規制や危険箇所の看板を設置するなどの対策を講じるよう要請します。</p>
回 答	<p>回答 【建設緑政局】【多摩区】</p> <p>【建設緑政局】 生田出張所前の既設道路の安全対策につきましては、生田出張所の南東に位置する交差点において、交差点の存在や形状を強調するために「交差点マーク」を設置するとともに、併せて当該交差点前後において、車両の速度抑制のために「速度落とせ」の路面標示を設置したところでございます。</p> <p>【多摩区】 現地調査の上、注意喚起の電柱幕等を設置してまいります。引き続き町内会・自治会等と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。 なお、交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。</p>

要請項目 (道路・交通政策-5)

<p>要請内容</p>	<p>5. 自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動と取り締まりについて(全区)【継続】</p> <p>世田谷町田線、川崎府中線、野川菅生線、野川柿生線など通勤、通学時間帯には自転車交通量が非常に多い道路を抱える北部地区では、令和2年度で計484件もの自転車事故が発生しています。自転車どうしの事故や自動車、歩行者との接触事故が散見されている状況です。音楽を聴きながらの走行、スマホを操作しながらの走行、信号を無視した走行、さらにブレーキ装置を備えていない自転車も走行していたりするなど法令違反を繰り返す自転車乗りは増加の一途をたどっています。</p> <p>市民が被害者にも加害者にもなるのを未然に防ぐために、自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動の推進と軽車両として法令違反を看過せず取り締まりの強化を要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答 【市民文化局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】</p> <p>【市民文化局】</p> <p>自転車利用の安全利用につきましては、各季の交通安全運動期間や自転車マナーアップ強化月間をはじめとした各キャンペーン等あらゆる機会を捉えて、地域の方々や警察と連携し、自転車安全利用のチラシや自転車マナーアップの小冊子を配布するとともに、市ホームページ等にて啓発を行っています。また併せて、交通安全教室での指導や、制服姿の「自転車マナーアップ指導員」が自転車交通事故多発地域を中心とした市内を巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しています。</p> <p>本市としましても、自転車利用者が安全運転を心がけ加害者や被害者にならないよう、引き続き、関係機関・団体等と連携した啓発活動を推進してまいります。</p> <p>【高津区】</p> <p>高津区では、区内全小学校を対象とした自転車の交通安全教室や中学校、高等学校でのスケアードストレイト方式による自転車教室を実施しています。また、年に2回、KANTOモータースクールで小学生を対象とした親子自転車教室を開催するとともに、秋の交通安全運動期間中には地元の高等学校と協力して、自転車の安全運転を目的とした啓発活動を実施しています。</p> <p>また、今年度からは区独自に自転車の交通安全に関する冊子を作成し、広く配布していく予定です。</p> <p>なお、法令違反の取り締まりについては、高津警察署の管轄となりますので、御要望について情報提供させていただきます。</p> <p>今後も、地域の団体や高津警察署と連携し、交通安全教育を継続していくと共に、効果的な対策に取り組んでまいります。</p> <p>【宮前区】</p> <p>宮前区では、「宮前区交通安全対策協議会」を中心とした関係団体・機関の御協力のもと交通安全の取組を進めています。</p> <p>具体的には、小学生を対象とした自転車交通安全教室の開催、県民交通安全の日、高齢者交通安全の日、各季の交通安全運動期間や自転車マナーアップ強化月間の各種キャンペーン、街頭監視など、交通安全に関わる各種啓発運動を展開しており、こうした様々な機会を捉えて、自転車のながら運転等の危険運転に関する注意喚起を行っています。</p> <p>また、平成27年度からは中学生を対象としたスケアードストレイト(危険の直視)方式の交通安全教室を開催し、スタントマンによる自転車の「ながら運転」などの危険行為事故の実演、生徒が目の前で直視することで、交通安全意識の高揚を図る等の取組も進めています。</p> <p>今後も、これら様々な危険行為の防止につながる取組を、地域住民や警察などの関係機関との連携により、推進してまいります。</p> <p>なお、御要請いただきました取り締まりの強化について、宮前警察署にお伝えしました。</p>

要請項目 (道路・交通政策-5)

<p>要請内容</p>	<p>5. 自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動と取り締まりについて(全区)【継続】</p> <p>世田谷町田線、川崎府中線、野川菅生線、野川柿生線など通勤、通学時間帯には自転車交通量が非常に多い道路を抱える北部地区では、令和2年度で計484件もの自転車事故が発生しています。自転車どうしの事故や自動車、歩行者との接触事故が散見されている状況です。音楽を聴きながらの走行、スマホを操作しながらの走行、信号を無視した走行、さらにブレーキ装置を備えていない自転車も走行していたりするなど法令違反を繰り返す自転車乗りは増加の一途をたどっています。</p> <p>市民が被害者にも加害者にもなるのを未然に防ぐために、自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動の推進と軽車両として法令違反を看過せず取り締まりの強化を要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答 【市民文化局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】</p> <p>【多摩区】</p> <p>自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動の推進として、多摩区では、小学校等を対象にした「交通安全教室」を警察とともに実施し、自転車の安全な乗り方の啓発を行っています。</p> <p>また、自転車マナーアップ強化月間や各季の交通安全運動期間に実施するキャンペーン等を通じ、自転車の交通ルールやマナーの啓発を行っています。</p> <p>なお、今年度の自転車マナーアップ強化月間には、区内の管理事務所のある駐輪場や保育園・幼稚園・高等学校・大学へ啓発チラシ及び小冊子等の配布を依頼し、自転車事故防止等の啓発を行いました。今後も、様々な機会を通じ、広報啓発に努めてまいります。</p> <p>なお、交通法令違反の取り締まりに関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。</p> <p>【麻生区】</p> <p>麻生区においても、区内幹線道路等での自転車利用は多く、それに伴い関連する事故も発生しており、近年コロナ禍により一層自転車利用が増えるに従い法令を違反する利用を行うケースも増える事から、今後も事故件数は増加していく傾向にあると思われまます。</p> <p>麻生区では、利用者が被害者にも加害者にもなるのを未然に防止するため、自転車利用の危険運転撲滅に向け、各季の交通安全運動期間をはじめ、機会を捉えて周知啓発を行っております。今後も引き続き実施していくとともに警察と連携して、利用者・歩行者双方とも安全・安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。</p>

要請項目 (道路・交通政策-6)

<p>要請内容</p>	<p>6. 残り時間表示器付き歩行者用信号機の設置について(全区)【新規】</p> <p>川崎市における高齢化率をみたときに令和元年で麻生区と宮前区が22%以上であり、令和22年推計では北部4区の高齢化率は10ポイント以上上昇する見込みとなっています。高齢者や身体の不自由な市民や幼児など横断歩道において早く渡ることが困難な方々にとって、青色点滅時、戻ることやより速く渡りきることは困難な状況です。青色点滅時間も横断歩道によってまちまちであり、横断歩道に歩行者が残り、状況によっては二輪車や自動車などが近接したり、接触するような危険性があります。設置前後での歩行者の横断挙動の変化について分析した結果、残り時間表示方式による赤開始時残留歩行者数の減少と、歩行者による肯定的評価を得たとの報告もあります。今後、超高齢化社会を迎えるにあたり道路環境の整備は喫緊の課題であると認識していますが、各区において残り時間表示付き歩行者用信号機の設置を要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答 【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】</p> <p>信号機の設置に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。</p>

要請項目 (道路・交通政策-7)

<p>要請内容</p>	<p>7. LED信号機普及の促進について(全区)【新規】</p> <p>丘陵地が多く高齢化率上昇傾向にある北部4区において高齢運転者は増加傾向にあり、逆走、ペダルの踏み間違いや標識や信号の見落としなどによる事故が社会問題として取りざたされています。反応の衰えなどとともに視力の低下も大きく運転に作用しているといわれています。</p> <p>電球式では西日等が当たった場合に、点灯しているように見える疑似点灯現象が発生しますが、LED式では、そのような現象が軽減され見やすく、事故防止の観点からも極めて有効です。また電球式に比べて消費電力が6分の1程度であるため、省エネルギー効果が高く、地球温暖化の原因となっているCO2の削減にも効果があります。さらに電球式が約半年から1年程度の寿命であるのに対し、LED式の寿命は、概ね6年から8年と見込まれており、省エネとあわせてメリットが期待できます。</p> <p>令和元年度末時点でのLED化率は東京都がほぼ100%となるなか、神奈川県全体では車両用灯器で50%台・歩行者用灯器で40%台となっています。現在の状況報告と今後の普及へ向けた取り組みを要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】</p> <p>信号機の設置に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。</p>

要請項目 (道路・交通政策－8)

<p>要請内容</p>	<p>8. JR稲田堤駅新改札前道路ならびにJR稲田堤駅～京王稲田堤駅間連絡道路の車両進入規制について(多摩区)【新規】</p> <p>JR稲田堤駅新改札前道路ならびにJR稲田堤駅～京王稲田堤駅間連絡道路は朝夕人通りが多く、とりわけ南武線到着後は人の流れが車道に及び、新改札口付近は車両が全く進入できないほどの状況です。京王線への連絡道路も車両が歩行者すれすれを走行する状況が常態化しており極めて危険です。ひとたびブレーキの踏み間違いや故意による危険運転が起これば悲惨な結果につながりかねないため時間帯での車両進入規制や危険箇所を周知する看板を設置するなどの対策を講じるよう要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【まちづくり局】【多摩区】</p> <p>【まちづくり局】 JR南武線稲田堤駅につきましては、現在自由通路及び橋上駅舎の整備を進めており、令和3年6月に仮改札口の供用を開始したところです。仮改札口周辺の道路における車両侵入規制につきましては、工事に起因する特定時間帯の通行止め等の規制はできないと、交通管理者より伺っております。</p> <p>また、駅利用者等の安全対策として、複数人の誘導員の配置、道路の拡幅、歩車分離ポールの設置、車両通行を知らせる音声案内スピーカーの設置や車両通行の注意喚起ポスターの掲示を行っております。引き続き、利用状況を踏まえながら、JR東日本と連携を図り、安全確保に十分配慮し、工事を進めてまいります。</p> <p>【多摩区】 現地調査の上、注意喚起の電柱幕等を設置してまいります。引き続き町内会・自治会等と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。</p> <p>なお、交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。</p>

要請項目 (道路・交通政策－9)

要請内容	<p>9. 県道14号線の久本神社前から末長交番前間の事故防止対策について(高津区) 【新規】</p> <p>川崎都市計画道路事業3・5・14号野川柿生線の進捗状況と今後について伺いたい。以前から整備が進められているが、溝の口駅南口から野川の間、特に久本神社前から末長交番前は朝の通勤・通学の時間帯は歩行者・自転車・自動車の交通量がたいへん多い。ガードレールのない西側は接触事故の起きる可能性も高く、非常に危険だと感じています。路側帯の色舗装やガードレールを設置するなどの安全対策を講じるよう要請します。</p>
回 答	<p>回答【建設緑政局】</p> <p>都市計画道路野川柿生線久本工区につきましては、現在用地取得を行っており、令和3年3月末現在の用地取得率は約33%となっております。</p> <p>歩行者の安全対策につきましては、工事完成後は道路の両側に3mの歩道が設置されますが、工事完成までには時間を要することから、道路予定地の整備に伴い、歩行者通行スペースの確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、用地取得が完了していない箇所につきましては、ポストコーンの設置等、安全対策について検討してまいります。</p> <p>今後も引き続き、早期の事業完成へ向けて努めてまいります。</p>

要請項目 (道路・交通政策-10)

<p>要請内容</p>	<p>10. 百合丘1丁目 小田急線百合丘駅付近(セブンイレブン付近)等の踏切の事故防止対策と渋滞緩和について(多摩区・麻生区)【新規】</p> <p>国土交通省が定義する「開かずの踏切」は2016年の調査で県内に73か所あるとされており、北部地区では小田急線百合ヶ丘駅から登戸駅区間が該当しています。</p> <p>百合丘1丁目(セブンイレブン付近)や生田7丁目(生田歩道橋付近)に代表される踏切は渡った後の信号機までの距離が短く、自動車が最大3台ずつしか踏切を渡れない。そのため、交通量の多い時間帯に渋滞が発生しています。また、百合丘1丁目踏切や多摩区西生田2丁目付近踏切は歩行者や自転車が通るスペースがなく、車と同じ導線を通行することになり危険だと感じており、踏切の拡幅や歩行者・自転車通行帯の設置などの事故防止と渋滞緩和の対策を講じるよう要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【建設緑政局】</p> <p>小田急線の踏切の安全対策につきましては、これまで本市と小田急電鉄で連携し、生田1号踏切(生田7丁目(生田歩道橋付近))、生田4号踏切(多摩区西生田2丁目)などで歩車分離による安全性向上に向けた踏切道のカラー舗装や、生田2号踏切、読売ランド2号踏切で踏切前後の道路改良と合わせた踏切の拡幅等を行ってまいりました。また、踏切道の交通円滑化に向け、読売ランド4号踏切(百合丘1丁目)に近接する世田谷町田線の丁字交差点において、交通管理者により令和3年3月に踏切と連動する信号制御が導入されました。踏切道の安全対策は本市といたしましても重要と考えておりますので、引き続き鉄道事業者と連携を図りながら、状況に応じて可能な安全対策の検討を行ってまいりたいと考えております。</p>

要請項目 (道路・交通政策－11)

要請内容	<p>11. 水沢2-3-8付近の信号機設置(宮前区)【新規】</p> <p>ロピア川崎水沢店ができたことによって、周辺の交通量が大幅に増加しました。特にロピアから出て(左折)、尻手黒川道路にでる際は信号機がなく、右左折ともに危険なため信号機を設置するよう要請します。</p>
回 答	<p>回答【宮前区】</p> <p>信号機の設置に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて宮前警察署にお伝えしました。</p>

要請項目 (道路・交通政策-12)

要請内容	<p>12. 梶ヶ谷交差点(末長1丁目ファミリーマート川崎下作延店付近)の信号現示調整(高津区)【新規】</p> <p>信号と信号の距離が短い上にタイミングが悪いため宮前方面から来た車が2台ほどしか合流できず、流れが滞るため信号の現示調整などの対策を講じるよう要請します。</p>
回 答	<p>回答【高津区】</p> <p>現地調査を実施し、現況について確認しました。 信号の調整に関しましては、高津警察署の管轄になるため、御要望について高津警察署に情報提供いたします。</p>

要請項目 (道路・交通政策-13)

要請内容	<p>13. KANTOモータースクール溝ノ口校前の歩道拡幅(高津区)【新規】</p> <p>現状は歩道の上にガードレール、さらに電柱があるため、一人分の幅しかなく、直行が不便で人が滞留しています。通勤、通学時間帯は人も自転車も非常に多く危険な状況も見受けられているため、歩道の拡幅を要請します。</p>
回 答	<p>回答【高津区】</p> <p>歩道の拡幅につきましては、道路の拡幅計画はございません。</p> <p>当該箇所につきましては、横断防止柵を設け、歩行者の安全な通行を確保しているところですが、歩道内の電柱につきましては、移設に向けた協議調整を関係企業者と行ってまいります。</p>

要請項目 (道路・交通政策-14)

要請内容	<p>14. 宮崎2丁目3付近の歩道の安全対策(宮前区)【新規】</p> <p>宮崎台2丁目3(Vediamoへアーモード反対側の歩道50メートル程度)付近の歩道は街路樹の根が盛り上がり、舗装の割れや欠けている部分も発生し歩きにくい。日中は子どもやベビーカーを利用する人が多く、夜も足元が見えにくいので、高齢者などが転倒する恐れもあるため、平坦になるよう歩道改修整備を要請します。</p>
回 答	<p>回答【宮前区】</p> <p>令和3年11月4日に現地調査を実施しました。街路樹の根の盛り上がりによる舗装の割れや欠けている部分が一部確認できましたので、部分的にアスファルトによるすりつけを実施してまいります。</p>

要請項目 (道路・交通政策-15)

<p>要請内容</p>	<p>15. 溝の口駅南口ロータリーの進入規制について(高津区)【新規】</p> <p>整備前には長期にわたって進入許可が出ていた溝の口駅南口広場が整備されて以降、進入・停車ができなくなってしまったために、東急田園都市線の溝の口駅およびJR南武線の武蔵溝ノ口駅と富士通ゼネラルとを結ぶ連絡バスの溝の口駅側の乗降場所が県道14号線の久本1-4-31付近となっています。</p> <p>ここに連絡バスが停車すること、関係者が歩道にたむろすることによって、車道および歩道における通行の妨げになっています。また、連絡バスが溝の口駅側から富士通ゼネラルへ向かう際、広場へ進入ができないために、幅の狭い道を通って遠回りして運行せざるを得なくなっています。これにより、歩行者や自転車の通行の妨げ、接触事故発生リスクの上昇、余分な排ガスの増加による環境への悪影響が生じていると認識しています。</p> <p>新しくなった広場が全面的に供用開始されてから4年余り、自動車学校や病院など複数の法人の連絡バスが頻繁に進入・停車していること、バスやタクシー、一般車の乗入状況、広場付近の交通状況などを見てきた限り、また、当該箇所における道路管理者や民間バス事業者等にもヒアリングをしたが、「特に大きな問題はない」との認識であることから、富士通ゼネラルの連絡バスの広場へ進入・停車することに課題はないと捉えています。</p> <p>連絡バスの広場への進入・停車の認可が上記課題の解消に直結すると考えており改善を要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【高津区】</p> <p>進入規制に関しましては、高津警察署の管轄になるため、御要望について高津警察署に情報提供いたします。</p>

要請項目 (道路・交通政策-16)

要請内容	<p>16. 蔵敷交番前交差点手前の幅員調整について(宮前区)【新規】</p> <p>稗原方面から溝の口方面へ向かい、蔵敷交番前交差点手前は車両が2台並列で並ぶには狭く、右折車が複数台並ぶと直進・左折車が滞留し、朝夕しばしば渋滞を引き起こしています。中央線を引き直し、溝の口方向の幅員を拡げ渋滞緩和を図るよう要請します。</p>
回 答	<p>回答【建設緑政局】</p> <p>蔵敷交番前交差点につきましては、市道宮前9号線の溝口方面へ向かう車線は、付加車線(右折帯)が現状ないことから、今後、混雑の解消に向けて、交通管理者との調整や検討を行ってまいります。</p>

要請項目 (道路・交通政策-17)

要請内容	<p>17. 高津区溝の口1-24-16付近の横断歩道の移設について(高津区)【新規】</p> <p>高津区溝の口1-24-16付近の横断歩道は狭く見通しが悪いこと(二ヶ領用水沿いの歩道から見て)もあり、自転車と接触する危険があります。また、二ヶ領用水から横断するのに不便なこともあり、横断歩道の利用者が非常に少なく、自動車との接触事故の可能性もあります。使いづらことから自転車の斜め横断も散見され、横断歩道を通行中の歩行者と接触しそうになっている状況が見受けられます。</p> <p>見通しが良く、渡る際の待機場所も広くなることから、横断歩道を二ヶ領用水沿いの歩行者専用道路間(パールホテル側)を結ぶように移設するよう要請します。</p>
回 答	<p>回答【高津区】</p> <p>現地調査を実施し、現況について確認しました。</p> <p>横断歩道の移設に関しては、高津警察署の管轄になるため、御要望について高津警察署に情報提供いたします。</p>

要請項目 (道路・交通政策－18)

要請内容	<p>18. 多摩区登戸2297付近(稲荷神社付近)の信号機について(多摩区)【新規】</p> <p>多摩区登戸2297付近(稲荷神社付近)にある信号機は、夕刻、立川方面から見た際、非常に見えにくく危険なため改善を図るよう要請します。</p>
回 答	<p>回答【多摩区】</p> <p>交通安全対策につきましては、関係機関と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。</p> <p>なお、信号機の設置に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。</p>

要請項目 (生活環境政策-1)

<p>要請内容</p>	<p>1. コミュニティ交通導入の取り組みについて(全区)【継続】</p> <p>丘陵地の多い川崎北部地区4区においては、高齢者や身体の不自由な市民には階段や坂道の上下は身体的に負担も大きいこと、雨天時には両手を自由に使うことができないため転倒し怪我につながる可能性もあること。</p> <p>また、真夏の日中には熱中症になる可能性も高く人命にかかわる深刻な事態に直結することから、公共交通環境の整備は喫緊の課題ととらえています。</p> <p>しかしながら、コロナ禍における生活様式の変更を受け、公共交通事業者は採算性向上をうたい便数は減少傾向が続いています。</p> <p>北部地区4区では、それぞれの特性を生かした地域公共交通の充実を目指して住民と運行事業者が連携しコミュニティ交通が本格運行されています。さらに新百合ヶ丘駅周辺におけるオンデマンド交通「しんゆりシャトル」の運行などで地域の課題解決を図る取り組みも進められています。</p> <p>今後の北部地区4区の立地的課題と既存交通の縮小傾向を踏まえ、コミュニティ交通は欠かすことができない地域公共交通であると認識していますが、各区については事業の採算性の確保と持続可能なコミュニティ交通の充実に向けた検討結果や2021年度策定予定の川崎市地域公共交通計画の内容、また新たな導入計画などがあればお示し下さい。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【まちづくり局】</p> <p>- コミュニティ交通については、地域住民により設立された協議会が主体となり、本市で定めている「地域交通の手引き」に基づいて導入・運営を行うものとなっております。本市は、この協議会の取組が行われる場合に、地域の課題や専門的な事項に対する積極的な支援などを行っております。</p> <p>高齢化の進展によるニーズの高まりや各地区の取組状況等を踏まえ、コミュニティ交通のさらなる導入促進に向け、支援内容の拡充等について、今年度中の「地域交通の手引き」見直しの検討を進めているところでございます。</p> <p>また、令和3年3月に策定した「川崎市地域公共交通計画」については、高齢化の進展などによる輸送需要の変化や基盤整備等の進捗を踏まえ、持続可能な地域交通環境向上のため、バス事業者と連携し、効率的・効果的なバスネットワークの形成に向けた取組を推進しております。</p> <p>今後も、こうした取組などを通じて、持続可能な地域交通環境の向上に取り組んでまいります。</p> <p>○各区における検討状況 (宮前区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●白幡台地区:平成26年に実施した行動特性調査(アンケート調査)の分析結果による地域住民のニーズを踏まえ、地域と量販店を交えた協議の結果、令和元年10月から量販店による買物送迎バスの運行を開始しております。 ●平・五所塚地区:平成29年7月に地元協議会が設立され、平成30年2月に実施した地域の日常生活の交通行動を把握するための行動特性調査(アンケート調査)の分析結果をもとに、運行計画案の検討等を進めております。 <p>(多摩区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長尾台地区:地元協議会が中心となった取組により、平成26年12月からコミュニティ交通「あじさい号」の本格運行が開始しております。新型コロナウイルス感染拡大による利用者数の減少等が見受けられることから、地元協議会や運行事業者と連携し、回数券の購入にじもと応援券を利用可能にするなど、利用促進に向けた取組を進めております。 ●生田山の手地区:令和元年11月に地元協議会が設立され、地元タクシー事業者等と連携した取組について検討を進めております。

要請項目 (生活環境政策-1)

<p>要請内容</p>	<p>1. コミュニティ交通導入の取り組みについて(全区)【継続】</p> <p>丘陵地の多い川崎北部地区4区においては、高齢者や身体の不自由な市民には階段や坂道の上下りは身体的に負担も大きいこと、雨天時には両手を自由に使うことができないため転倒し怪我につながる可能性もあること。</p> <p>また、真夏の日中には熱中症になる可能性も高く人命にかかわる深刻な事態に直結することから、公共交通環境の整備は喫緊の課題ととらえています。</p> <p>しかしながら、コロナ禍における生活様式の変更を受け、公共交通事業者は採算性向上をうたい便数は減少傾向が続いています。</p> <p>北部地区4区では、それぞれの特性を生かした地域公共交通の充実を目指して住民と運行事業者が連携しコミュニティ交通が本格運行されています。さらに新百合ヶ丘駅周辺におけるオンデマンド交通「しんゆりシャトル」の運行などで地域の課題解決を図る取り組みも進められています。</p> <p>今後の北部地区4区の立地的課題と既存交通の縮小傾向を踏まえ、コミュニティ交通は欠かすことができない地域公共交通であると認識していますが、各区については事業の採算性の確保と持続可能なコミュニティ交通の充実に向けた検討結果や2021年度策定予定の川崎市地域公共交通計画の内容、また新たな導入計画などがあればお示し下さい。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【まちづくり局】</p> <p>(麻生区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高石地区: 地元協議会が中心となった取組により、平成23年9月からコミュニティ交通「山ゆり号」の本格運行を開始しております。新型コロナウイルス感染拡大による利用者数の減少等が見受けられることから、利用促進に向けた取組を進めており、地域の高校と連携したマスコットの作成を令和3年度に行いました。 ●岡上西地区: 地元協議会が中心となった取組により、平成28年9月からタクシー車両を活用した運行実験を行い、事業性の確保等に課題があったことから運行計画を見直し、平成29年12月から2回目の運行実験を実施したところでございます。現在は2回目の運行実験の結果を踏まえ、タクシーの運賃改定や国の法改正の動向等を捉え、導入可能な移動手手段の検討を進めております。 ●片平地区: 平成29年12月に地元協議会が設立され、平成31年1月に地域の日常生活の交通行動を把握するため行動特性調査(アンケート調査)を実施しました。その結果を踏まえ、地元協議会と検討を進めております。

要請項目 (生活環境政策-2)

<p>要請内容</p>	<p>2. 巡回・パトロール、危険箇所の改善強化(全区)【継続】</p> <p>令和元年5月28日の朝に多摩区の小学生が犠牲になった無差別殺傷事件を背景に、子どもや市民が、安全で安心して暮らせるまちづくりが喫緊の課題であると認識しています。</p> <p>また、近年登下校時に児童が巻き込まれる自動車事故が頻発しており、どのように安全対策を講じていくかが議論となっています。</p> <p>日頃から警察・行政・自治会や地域住民などが協力して積極的に監視体制を強化してこれられた具体的対策や評価などについての報告と通学路危険箇所の改善を図るよう要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答 【教育委員会事務局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】</p> <p>【教育委員会事務局】</p> <p>通学路の安全対策については、毎年、「川崎市通学路交通安全プログラム」に基づき、各学校からの通学路の改善要望に対し、警察や道路管理者等関係機関で構成する「川崎市通学路安全対策会議」の各区部会において、現地確認を行うとともに対応を協議し、対策を適宜実施しています。また、登下校時に児童を見守る地域交通安全員の配置、区役所・警察による交通安全教室の開催、警察OBであるスクールガード・リーダーによる通学路の巡回、警察等関係機関による登下校時の巡回パトロールの実施、「子ども見守りの日」における警察・町内会・自治会等の連携による児童の見守りや、関係機関の協力による「防犯パトロール中」のステッカーを車両に掲出した活動の実施などの対策も講じるなど、地域全体で子どもたちを見守る取組も行っております。</p> <p>今後も、保護者・地域・関係機関等と連携を図りながら、児童生徒の安全確保に努めてまいります。</p> <p>【高津区】</p> <p>高津区では高津警察署や地域の防犯パトロール隊と連携し防犯パトロールを強化すると共に、青色回転灯を付けた公用車での巡回を定期的実施し、登下校時の見守り活動を実施しています。</p> <p>また、地域の交通団体と連携し、毎月2回の早朝街頭指導や主要交差点での見守り活動を行い、交通安全に対する取組を推進するとともに、毎年、通学路安全対策会議に参加し、各学校から要望のある危険箇所の対策を教育委員会や高津警察署と協力して、検討、実施しています。</p> <p>高津区の交通事故認知件数は減少傾向にあることから、これまでの活動によって、一定の成果が出ているものと考えておりますが、今後も地域の団体や高津警察署と連携し、効果的な活動を企画し、実施していきます。</p> <p>【宮前区】</p> <p>宮前区では、「宮前区安全・安心まちづくり推進協議会」を中心とした関係団体・機関の御協力のもと防犯対策を含む安全・安心に関わる取組を進めています。</p> <p>具体的には、青色回転灯を装備した公用車による防犯パトロールの実施、防犯活動を支援するための防犯パトロール用品の貸与、落書き等の秩序違反行為を放置することが犯罪を誘発するという観点から、町内会・自治会等に対して、落書き消し用の溶剤や塗料、手袋、マスク等道具類の貸与・提供などを行っております。また、犯罪に強いまちをつくるには、一人ひとりが地域の中で信頼関係を築くことが大切であることから、地域の中でも核となる学校を中心として、「あいさつ」を交わしあい、人と地域の輪を広げていく学校と地域が行う「あいさつ運動」を支援しています。</p> <p>また、警察・行政・学校による通学路安全対策会議や学校安全安心会議、地域パトロールにより出された通学路危険箇所について、電柱幕や路面標示による対策を行っております。</p> <p>今後も、地域住民や警察などの関係機関との連携により、地域の方々が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。</p>

要請項目 (生活環境政策-2)

<p>要請内容</p>	<p>2. 巡回・パトロール、危険箇所の改善強化(全区)【継続】</p> <p>令和元年5月28日の朝に多摩区の小学生が犠牲になった無差別殺傷事件を背景に、子どもや市民が、安全で安心して暮らせるまちづくりが喫緊の課題であると認識しています。</p> <p>また、近年登下校時に児童が巻き込まれる自動車事故が頻発しており、どのように安全対策を講じていくかが議論となっています。</p> <p>日頃から警察・行政・自治会や地域住民などが協力して積極的に監視体制を強化してこられた具体的対策や評価などについての報告と通学路危険箇所の改善を図るよう要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答 【教育委員会事務局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】</p> <p>【多摩区】</p> <p>多摩区では、安全・安心な地域環境づくりを推進するため、地域団体、事業者、警察及び行政等からなる「多摩区安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、青色回転灯パトロール車によるパトロール、防犯ベストを着用したパトロールなど、地域での自主防犯活動を推進しています。</p> <p>事件後は、毎月28日を「多摩区子ども見守りの日」として、警察、消防、区役所が連携し、パトカー、消防車、青色回転灯パトロール車によるパトロールを実施するとともに、小学校の校門に警察官が立つなど見守り活動を強化しています。</p> <p>また、車両に貼付する「防犯パトロール中」マグネットシートや「地域安全」キャップ(帽子)を作成し地域団体等に貸与することで、見守りの目を増やす取組も実施しています。</p> <p>児童の交通安全対策としては、通学路の危険な箇所を点検し、注意喚起の電柱幕等を設置するなどの取組を、学校など関係機関と連携して実施しています。</p> <p>引き続き、関係機関と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。</p> <p>【麻生区】</p> <p>麻生区では、安全・安心な地域環境づくりを推進するために、地域団体、事業者、警察及び行政等からなる「麻生区安全安心まちづくり協議会」を設置し、地域の団体に対してパトロール用品の貸与をし、防犯活動を支援しています。又、青色回転灯をつけた車両による登下校時間帯のパトロール活動を強化している他、その他の公用車にも「パトロール実施中」のマグネットステッカーを貼付し、業務で地域を巡る際にパトロールの意識を持って走行するよう努めております。</p> <p>この他、地域における犯罪抑止の観点から、研修を開催する等、今後も区役所によるパトロールと共に、地域での防犯・見守り活動の支援を推進してまいります。</p> <p>又毎年、区内小学校、警察、行政で連携のもと、通学路における危険箇所の点検を実施し、改善要望のあった箇所について検討・対応を行っています。その他、小学校区毎に危険箇所を記した「せいふていマップ」を作成又は3年毎に記載情報の改訂を行い、区内小学校に配布し、父兄からも高い評価を受けている所でございます。今後についても関係機関と連携し、通学路における安全確保を図ってまいります。</p>

要請項目 (生活環境政策-3)

要請内容	<p>3. 多摩川サイクリングコースにおける接触事故防止の取り組み(多摩区)【継続】</p> <p>サイクリングコースの走行環境整備が進めば、必然的に利用者が増え歩行者との接触事故が懸念されます。事故を未然に防ぐためのルールづくりとして、路面への走行表示やマナー啓発に取り組み始めてきたと存じています。</p> <p>また、神奈川県では平成31年10月から「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において自転車損害賠償責任保険等の加入を義務化しました。川崎市においても独自の自転車損害賠償責任保険等の義務化を要請するとともに、加入促進の啓発活動実績の報報告などを要請します。</p> <p>またサイクリングコースの整備や補修に関し、点検や確認の頻度、方法などをお聞かせください。</p>
回 答	<p>回答 【市民文化局】【建設緑政局】</p> <p>【市民文化局】</p> <p>神奈川県において、「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されたことに伴い、令和元年10月から、川崎市における自転車利用者についても、自転車損害賠償責任保険等の加入義務の対象となっていますので、本市独自で義務化とすることは予定しておりません。</p> <p>加入促進の啓発活動につきましては、義務化に関するチラシを市内各所で実施する各季キャンペーンやイベント、交通安全教育の場や駐輪場等で配布すると共に、デジタルサイネージ等を活用した広報啓発を実施しています。</p> <p>引き続き、自転車保険等への加入促進に向けて啓発活動を推進してまいります。</p> <p>【建設緑政局】</p> <p>多摩川沿いのサイクリングコースにつきましては、歩行者の安全確保と自転車の安全運転を促すために、左側通行の表示や歩行者優先、「ゆっくり走ろう」などのルールを路面に表示することで注意喚起やマナー啓発を行っているところです。</p> <p>また、令和元年に、歩行者も自転車も安心安全に利用できるコースを目指して、愛称の募集を行い、市民投票の結果、「かわさき多摩川ふれあいロード」を、サイクリングコースの愛称としました。</p> <p>今後につきましては、引継ぎ、事故防止のために路面標示の設置等を行ってまいります。</p> <p>また、かわさき多摩川ふれあいロードにつきましては、職員及びパトロール員による車両等での確認を適宜行い、必要に応じて補修等の対応を行っています。</p>

要請項目 (生活環境政策-4)

<p>要請内容</p>	<p>4. 路上喫煙防止に向けた取り組み(全区)【継続】</p> <p>「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」が施行されて以降、路上喫煙防止に向けた啓発活動や巡回活動、健康志向の高まり等により路上喫煙者数は大幅に減少しており、喫煙者全体のマナーも大幅に改善していますが、一方、未だに路上喫煙防止重点区域において喫煙している人が散見しています。</p> <p>北部地区は東京や横浜のベッドタウンとして、幅広い年齢層の市民が在住しており、そこには幼稚園や小学校があり通学する生徒が多くいます。</p> <p>子どもたちが受動喫煙や、やけどなど煙草の被害者にならないよう、環境の整備は不可欠です。引き続き路上喫煙防止に向けた広報・啓発活動等の徹底と強化を要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答 【市民文化局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】</p> <p>川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月1日に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行いたしました。</p> <p>条例施行以降、市内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や電柱幕の掲示、市営バス車内での広報など、路上喫煙防止に向けた啓発活動を行うとともに、路上喫煙防止指導員の巡回活動により路上喫煙者への注意・指導を行っています。</p> <p>しかしながら、いまだに路上で喫煙をする者がいることから、今後も指導員による注意・指導の徹底を図るとともに、引き続き広報・啓発活動等に取り組んでまいります。</p> <p>【高津区】</p> <p>高津区では川崎市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、区内の主要駅周辺で毎月、キャンペーンを実施しています。また、市と連携し、路上喫煙防止を注意喚起する電柱幕を設置する等、啓発活動を行っています。</p> <p>引き続き、路上喫煙防止に向けた広報、啓発活動に取り組んでまいります。</p> <p>【宮前区】</p> <p>宮前区内では、「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」の施行以降、区内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や注意喚起の電柱幕の掲出など、市と連携しながら路上喫煙防止に向けた啓発活動を行っています。しかしながら、いまだに路上で喫煙する者がいるため、今後も市と連携しながら、引き続き広報、啓発、注意喚起に取り組んでまいります。</p> <p>【多摩区】</p> <p>多摩区では、毎月、区内の主要駅周辺で、路上喫煙防止キャンペーンを実施しています。また、注意喚起の電柱幕等を設置するなど、路上喫煙防止に向けた啓発活動も行っています。今後も、引き続き関係機関と連携しながら路上喫煙防止の取組に努めてまいります。</p> <p>【麻生区】</p> <p>麻生区においても、関連条例の制定・施行により、主要駅周辺における路上喫煙防止禁止重点区域の指定の他、区内での路上喫煙の防止に向けて取り組んでおります。しかし一方当該重点区域をはじめとした区内各所での喫煙が依然として見受けられます。</p> <p>そうしたことから、多くの区民が利用する主要駅周辺での清掃・啓発活動を行なっている他、区内鉄道駅周辺等での周知啓発活動を実施しています。</p> <p>今後におきましても、環境保全等の観点から重点区域をはじめとした区内での路上喫煙防止での啓発等活動を実施し、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進してまいります。</p>

要請項目 (生活環境政策-5)

<p>要請内容</p>	<p>5. 京王稲田堤駅ホームの安全対策について(多摩区)【継続】</p> <p>京王線稲田堤駅ホームは大きくカーブしており、車両とホームの幅が広く人の落下事故の危険性が高いと認識しています。</p> <p>これまでも転落防止対策を施し利用者の安全性を確保してきたと存じますが、抜本的な解決には至っておりません。</p> <p>引き続き、ホームドアの設置が完了するまでの間、これまでの対策に取り組むとともに進捗状況などの報告を要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【まちづくり局】</p> <p>ホームドアの設置について、京王電鉄からは「ホームドアは列車との接触事故を未然に防止する非常に有効な設備と認識していることから、利用者が1日10万人以上の駅への設置を優先的に取り組んでいる。利用者が10万人未満の駅については、利用実態を踏まえ順次整備を進めていきたいと考えているが、多数の課題があることから、整備には相当の時間を要する」と伺っております。</p> <p>なお、京王稲田堤駅におきましては、「これまでホーム縁端部へのCPライン(※)を整備してきたほか、今年度は1番線にホームと車両の隙間を縮小する転落防止ゴムの設置やホーム高さの改修を進め、2021年9月末までに工事を完了した。」とのことでございます。</p> <p>本市といたしましても、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等を通じて、ホームドアの設置に向け、引続き、同社に対し、働きかけてまいります。</p> <p>※CPとは、「Color Psychology(色彩心理)」の略で、CPラインは、ホーム縁端部を着色することで、視覚的・心理的に危険性に対する注意喚起を行うものです。</p>

要請項目 (生活環境政策-6)

<p>要請内容</p>	<p>6. 多摩区長尾7丁目14西側、および16・18東側の擁壁の膨らみについて(多摩区)【継続】</p> <p>当該地区は東名高速道路の側道と宅地とに高低差があり、擁壁が膨み継ぎ目ごとに横の段差が生じています。14西側にはガードレール設置の非常に狭い歩道がありますが雑草が生い茂り歩くことが困難です。(資料1)16・18東側には歩道と車道の境界線やセンターラインがない事から自動車との接触事故に危惧しています。また、万が一擁壁が崩れた場合には甚大な被害が想定されます。(資料2)地域住民が安全に安心して暮らせる環境整備は不可欠です。必要な検査や補修工事または安全が確認できる(「〇年〇月点検済」など)を表示するよう要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【建設緑政局】</p> <p>当該擁壁につきましては、定期的に擁壁の変状や変異などの目視による観察を実施し、必要に応じて補修を実施してまいります。また、当該歩道につきましては、適宜、除草等を実施し、歩行空間の確保に努めてまいります。</p>

要請項目 (生活環境政策-7)

<p>要請内容</p>	<p>7. 横浜市高速鉄道3号線の延伸について(麻生区)【新規】</p> <p>市民の関心が高く、様々な効果が期待される横浜市高速鉄道3号線については概略ルート・駅位置が協議、調整し合意されていますが、本事業の効果が最大限に発揮されるよう新駅付近の基盤整備や街づくりに市民・住民の要望に配慮しながら取り組みを推進すること。 また地域資源を活用し、賑わいを創出するなどの活性化に資する取り組みを強く推進するよう要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【まちづくり局】</p> <p>今後の新百合ヶ丘駅周辺のまちづくりを進めるにあたりましては、文化・芸術等の地域資源を活かしたにぎわいの創出の取組を進めるとともに、横浜市高速鉄道3号線の延伸の機会を適切に捉え、将来を見据えた基盤整備等を図る必要があると考えております。 これらを実現するためには、地域の方々との連携は大変重要でございますので、機会をとらえて、適宜意見交換を行い、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成に向けた取組を進めてまいります。</p>

要請項目 (生活環境政策-8)

<p>要請内容</p>	<p>8. 市営自転車等駐輪場の定期利用枠の拡大について(宮前区・多摩区・麻生区)【新規】</p> <p>近年、コロナ禍における公共交通利用の敬遠や健康志向から自転車での通勤、通学が増加している傾向にあり、それにあわせて駅周辺の駐輪場の利用者也増加している状況です。しかしながら一時利用での駐輪は可能なものの、継続的な利用が想定される定期利用となると枠の空きを待つのに申請後から数年かかる見込みとなっています。</p> <p>特に宮前区の宮崎台駅・宮前平駅・鷺沼駅、多摩区の稲田堤駅、麻生区の新百合ヶ丘駅・柿生駅では100台以上の待ちが発生しており、市民の要望に応えられていないのが現状です。また一旦定期利用枠を獲得後は定期利用が必要でなくなった後も本人が使用していることにして知人などが使用しているケースもあると伺います。利用と継続に関するルールの再構も必要ではないかと思えます。需要と供給のバランスを図るべく、一時利用と定期利用の枠の配分を見直し、市営自転車等駐輪場の定期利用枠を拡大するよう要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【建設緑政局】</p> <p>本市では、市内各駅周辺の市営及び民営を含めた駐輪場について毎年調査を実施し、利用状況を把握しているところでございますが、駅に近く、より利用しやすい駐輪場においては、定期利用の希望者が多く、一定の期間お待ちいただいている状況がございます。</p> <p>こうした状況への取組として、新たな駐輪場の整備をはじめ、既存施設において現状のラックを撤去し、大型自転車専用の平置き定期スペースを増設するなどの対応を行っているところでございます。引き続き指定管理者と協議を行い、利用ニーズを踏まえ、既存施設の改変などにより、定期待ちの改善を進めてまいります。</p> <p>また、定期利用枠を他人が使用しているとの件につきましては、「川崎市自転車等駐車場管理運営要領」において、定期利用者は定期利用券を第三者に譲渡し又は転貸してはならないとされており、定期利用につきましては、現在、定期管理システムを用いたオンライン決済を進めており、本人が手続きを行うことにより、第三者への譲渡の抑止効果を得られるものでございます。また、利用者へ定期更新時のお知らせメールを送る際に、あわせて、定期利用券を第三者に譲渡し又は転貸してはならない旨をお知らせしてまいります。</p>

要請項目 (生活環境政策－9)

<p>要請内容</p>	<p>9. 二ヶ領用水の歩行者専用道路の安全対策について(高津区)【新規】</p> <p>二ヶ領用水の歩行者専用道路(高津区溝の口1—24、二子5—10、11他多数)は歩行者専用にも関わらず、自転車がスピードを出して走行するため、歩行者と接触する危険性が高い。歩行者専用のため、安心して幼児・児童を連れて通行できるはずが、体のすぐ横を追い抜いたり、ベルを鳴らして避けるよう促されたりするなど、いつ接触事故が起きてもおかしくない状況です。</p> <p>自転車利用者が歩行者専用であることを認識しておらず、その意味も理解していないことも問題であることから、スピードを緩めるか、降りて歩行してもらうために、出入り口付近のポールを新設もしくは増設を要請します。</p> <p>また、注意喚起や歩行者専用道路に関する周知の看板の設置や、出入り口付近での声掛けをするなどの取り組みを要請します。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【高津区】</p> <p>二ヶ領用水の歩行者専用道路につきましては、道路交通法により神奈川県交安委員会が交通規制を設けております。</p> <p>このため、歩行者専用道路の出入り付近のポールの設置につきましては、交通管理者である高津警察署と協議調整を行ってまいります。</p> <p>また、注意喚起や看板の設置、出入り付近での声掛けにつきましては、交通規制を設けている高津警察署に要望を伝えました。</p>

要請項目 (生活環境政策-10)

要請内容	<p>10. 高津区1-24-16付近の溝蓋について(高津区)【新規】</p> <p>高津区溝の口1-24-16付近の歩道にあるコンクリート製溝蓋にカバーされていない箇所があり、子どもや高齢者が穴に足を引っかけて転倒する恐れがあります。 また、溝蓋の角も崩れたり、欠けたりするなど歩くとガタガタ揺れて不安定で、落下の危険性もあるため、溝蓋の補修または交換と全ての穴にカバーをするよう要請します。</p>
回 答	<p>回答【高津区】</p> <p>歩行者が安全に通行できるよう、適切な維持管理に努めておりますが、高津区溝の口1-24-16付近の側溝のコンクリート蓋にはカバーがなく、歩行者が足を引っかけて転倒する恐れがあるため、大きい穴がある箇所につきましては、カバーを設置いたします。 また、破損しているコンクリート蓋につきましては、必要に応じて補修また交換を行い、歩行者の安全な通行に努めてまいります。</p>

要請項目 (生活環境政策-11)

<p>要請内容</p>	<p>11. 武蔵溝の口駅付近の環境整備について(高津区)【新規】</p> <p>オリンピック・パラリンピックの活躍や社会的な認知の向上も相まって、武蔵溝の口駅付近ではスケートボードやストリートダンスの練習をする光景が見受けられます。</p> <p>駅前や規模の大きなビルの前にある路上はスペースが広くとられており、活動しやすい一方、公共的な意味合いを持つスペースでもあるため、使用者の自制と住民などの理解が必要となります。</p> <p>規制や制限をかける解決策だけでなく、多様なスポーツ等を楽しむ環境整備を積極的に行い、活動する場所を提供するとともに、公共スペースの利用者の安全を確保されるよう要請します。</p> <p>また、スポーツ振興に関する方針や施設整備計画などがあればお聞かせください。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【市民文化局】</p> <p>本市では、スケートボードやブレイキンをはじめとした若者による文化を活用し、「若い人が多い」「若者による文化が盛んである」という本市の特徴を踏まえ、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりに向けた取組を進めています。</p> <p>武蔵溝ノ口駅周辺については、ブレイキンなどの練習が日常的にされており、そこで練習をしたダンサーの活躍等を通じて、国内に限らず海外からも「ブレイキンの聖地」として認知されているなどから、ブレイキンなどが武蔵溝ノ口駅周辺における一つの文化として根付いてきているものと考えています。</p> <p>本市としては、令和元年に策定した「若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備に関する基本計画」において、「市内のいたるところで市民が若者文化のコンテンツに親しんでいる光景が見られる状態」をめざすこととしておりますので、今後、本計画に基づき「日常の施設」の整備を進めてまいります。</p> <p>また、スポーツ振興に関しましては、本市では、スポーツ関連事業を総合的・体系的に位置づけた「川崎市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを「する」「みる」「ささえる」人口の拡大に向けた取組を推進しています。</p> <p>なお、スポーツ施設の整備につきましては、用地確保も含めまして、厳しい財政状況の中で新規の整備は難しいことから、現在、整備計画等は策定しておりません。</p>

要請項目 (環境・エネルギー政策-1)

<p>要請内容</p>	<p>1. 緑地保全への働きかけ(全区)【継続】</p> <p>環境変化に適切に対応し、緑を核とした街の魅力向上を目指すため。「川崎市緑の基本計画」は、協働の持続性の確保、緑の保全、創出、育成の継続にくわえ、新たに多様な主体(グリーンコミュニティ)による緑のストックの効果的な活用を施策の柱として改定されました。川崎市の景観を特徴づける4つの自然的環境資源の内、臨海部を除き、多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川の3つは川崎北部地区4区に点在しています。</p> <p>また、樹林地や公園緑地、緑化地などは増加していますが、農地の減少は川崎北部地区4区にとって大きな課題であると認識しています。</p> <p>2018年都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定後、生産緑地の貸借がしやすくなり神奈川県、JAセレサ川崎、市農業委員会と連携し、貸し手、借り手のマッチングに努めることで減少への歯止めとなり得たのか、各区における取り組み状況や実績の報告、今後の計画などを明らかにしてください。</p>
<p>回 答</p>	<p>回答【経済労働局】</p> <p>農地が減少している主な要因は、都市化の進展や農業者の後継者不足、相続に伴う経営規模の縮小によるものと考えております。</p> <p>こうした農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、国では、平成27(2015)年4月に「都市農業振興基本法」が成立し、翌年5月には「都市農業振興基本計画」が策定され、都市農地は従来の「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」とされました。</p> <p>本市においても、農業を次世代に引き継ぐことを基本目標として、平成28(2016)年2月に以降10年間を見据えた「川崎市農業振興計画」を策定し、本市附属機関である川崎市農業振興計画推進委員会において、各施策の進捗状況を評価いただきながら、農地の保全等、様々な取組を行っているところです。</p> <p>直近の主な取組としましては、都市農業の保全を図るため、現行の生産緑地の税優遇が延長できる特定生産緑地について、市内の生産緑地所有者全ての方に対し所有する生産緑地の指定年等を御案内するとともに、JAセレサ川崎と連携して制度説明会や相談会を実施しております。指定申出の受け付けにつきましては平成30(2018)年度から開始しており、今年度も引き続き実施してまいります。</p> <p>また、平成30(2018)年6月の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定により、生産緑地の貸借がしやすくなったことから、制度について庁内で情報共有し、引き続き、神奈川県、JAセレサ川崎、市農業委員会と連携して、広く貸し手、借り手の情報を収集しマッチングに努め、昨年度までに高津区で1件、宮前区2件のマッチングが成立しました。今後もJAセレサ川崎等と連携したマッチングを引き続き実施してまいります。</p> <p>「都市農地」は、農業生産のほか、環境保全、景観形成、防災など、多面的機能を持ち、保全・活用の重要性はますます高まっておりますので、今後につきましても、川崎市農業振興計画推進委員会において意見を伺いながら、法改正や新たな課題等に柔軟に対応し、持続可能な都市農業を目指してまいりたいと存じます。</p>